

No. 4月 - /

収 入 伝 票

代表者	✓	経 理 責任者	✓
-----	---	------------	---

科 目	交付金 ・ 雑収入
金 額	17,250,000 円
内 容	政務活動費交付金 4・5・6月分 として
収 入 元	静岡市会計管理者
収入年月日	5年 4 月 7日
備 考	05-04-07 FF シス'オカシカイケイカン *17,250,000 ¥250,000 × 23名 × 3ヶ月分
	出納簿 確認印 ✓

000001

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 4日				
支払年月日	5年 4月 7日				
金 額	60,776 - 円				
内 容	オルフィス・コピー機 リース料 4月分 として				
支 払 先	リコーリース				
備 考	オルフィスリース料 ¥44,496 コピー機リース料 ¥16,280 ¥60,776 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000002

自由民主党

静岡市議会議員団 御中

発行日 2023 年 04 月 07 日

領収証番号 0000000598

領 収 証

リコーリース株式会社
東京千代田区紀尾井町4-1

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2023 年 4 月 4 日
領 収 額	60,776 円

印紙税申告納付につき延町
税務署承認済

お支払方法	口座振替
振替口座	口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 シユウミンシユウトウ システム「オカシキ」カイキ「インタ」

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消費税等
	23. 4. 1~23. 4. 30	72	41,200	3,296
	23. 4. 1~23. 4. 30	13	14,800	1,480

続きは裏面をご覧ください。

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 7日				
支払年月日	5年 4月 7日				
金 額	19,140 - 円				
内 容	コピー機 リース料4月分として				
支 払 先	三菱HCBビジネスリース				
備 考	05-04-07 BF *19,140 HC)ミツビシHBL ◆ 支払方法は口座振替です。				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000004

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	9	1	4	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

コピー機リース料 4月分として

支払年月日 R5 年 4 月 7日

支払先住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号

支払先名称 三菱HCビジネスリース

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R5 年 4 月 7日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000005

No.4月 - 夕

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 7日				
支払年月日	5 年 4 月 7日				
金 額	10,000 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先					
備 考 ★堀 努 議員 事務所賃料 ¥ 20,000×1/2 = ¥ 10,000 所在地: 静岡市清水区駒越東町10番23号 ※契約書の写し等添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000006

No.4月一

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5 年 4 月 7日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4 月 7日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000007

建 物 賃 貸 借 契 約 書

№ 4-~~5~~

貸主 XXXXXXXXXX (以下甲と称す) 借主 堀 努 (以下乙と称す)

上記甲乙間において次の通り下記建物の賃貸借契約を締結する。

第1条 賃貸借物件の表示

1. 所在地 静岡市清水区駒越東町10番23号
2. 物件 木造スレート葺一戸建
XXXXXXXXXX貸家(事務所) 44.71㎡

第2条 使用目的

乙は賃貸借物件を 事務所 に使用するものとし、他の用途に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃は出来ない。

第3条 契約期間

2020年 1月 1日より2021年12月31日までとする。但し、期間満了前1ヶ月まで甲乙異議がない時は更新されたものとする。

第4条 賃料その他の負担

1. 賃料は月額金20,000円也と定め、乙は本契約締結と同時に当月分として金20,000円也を甲に支払い、以後の分は毎月末日迄に翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。
2. 賃料は租税公課又は経済情勢の変動等により賃料を増減する必要がある時は、契約期間中でも甲乙協議のうえ改訂することができる。
3. 敷金は賃料の1ヵ月分、金 円也と定め、本契約と同時に乙より甲に預託する。
4. 乙は賃借期間中に敷金を賃料その他の債務の弁済に充当することはできない。敷金は無利息とし、本契約が終了し、乙が甲に賃借物件を明け渡したときに甲より乙に返還する。ただし、延滞賃料、損害金等の債務がある場合、甲は任意に、その敷金をもって債務の弁済に充当することができる。
5. 契約期間中の賃料の増額等に基づき、敷金が賃料等の1ヵ月相当額を下回ったときは、乙は通知を受けた日から10日以内にその不足額を補填しなければならない。
6. 礼金は賃料1ヵ月分、金20,000円也と定め、本契約と同時に乙より甲に支払うものとする。
7. 共益費は月額金 円也とし建物および敷地の共用部分の電気料、清掃費等に充てるものとする。(賃料に含む)
8. 賃貸借物件の租税公課は甲の負担とし、町費、衛生費その他建物使用上必要な費用は乙の負担とする。
9. 賃貸借物件が棄損したときは、乙は直ちに甲に通告すること。その棄損が乙の故意又は過失に起因したものについては乙が損害賠償をしなければならない。
10. 乙は、乙の責めに帰すべき理由により、家賃等の全部又は一部の支払を遅延したときは、その支払を遅延した額について、年(365日) 14.50%の割合により算出した遅延損害金を支払うものとする。
11. 家賃等を銀行振込で支払う場合、振込手数料は乙の負担とする。

000008

第5条 禁止事項

1. 乙は建物を第2条に定める用途以外に使用したり、賃借権の譲渡又は転賃をしてはならない。

第7

2. 乙は甲の書面による承諾なく賃貸借物件の造作、模様替え、その他原状を変更してはならない。尚、甲の承諾を得て行った原状変更といえども、明け渡しに際し、乙は自費をもって原状に復すか、又は原則として無償で甲に引き渡しするものとする。

第8

3. 乙が30日以上賃借物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知すること。この通知なく30日以上無人にした場合は乙が退去したものとみなす。

4. 乙は賃借物件において有害、危険、若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

5. 乙は本契約終了のとき甲に移転料、立退料その他如何なる名目でも金銭等の請求ができない。

6. 乙は階段・廊下等の共同部分にゴミ等の不衛生物・ガラス・ビン等の危険物その他一切の私物を放置してはならない。

7. 犬・猫・ペット類を飼育してはならない。

8. ベランダ・バルコニー等に花壇・鉢植えを放置してはならない。

9. 町内が定めるゴミの投棄方法・時間・区分を守ること。

10. 壁や柱に釘を打ちつけたり、金具等を取り付けてはならない。

第6条 解 約

第9

1. 甲の都合により本契約を解約する場合は、6カ月前までに乙に予告しなければならない。

2. 乙の都合により本契約を解約する場合は、1カ月前までに甲に予告しなければならない。解約月の賃料等の計算は退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は半月分、又、16日から月末までの場合は1カ月分とする。なを、乙の都合で上記予告ができなかった場合は、退去申し出をした日が月の1日から15日までの場合は翌月半月分までの賃料相当額を、又16日から月末までの場合は翌月1カ月分までの賃料相当額を支払うものとする。

第1

3. 乙は本契約の解約予告をした時より次の借主（予定者）に本物件内部を見せることを承諾するものとする。

4. 解約時には、乙は公共料金（電気・ガス）を必ず清算しておくこととする。（領収書確認）

5. 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他、法定の手続きの上、本契約を解除することができる。

①賃料の支払を1カ月以上怠ったとき。 ②本契約の条項に違背したとき。

③賃借物件より退去したとき。

6. 本契約が終了したとき、乙は賃借物件内にある所有物を収去し当該物件を完全に明け渡し甲に返還すること。

以

7. 乙が前項の義務を履行せず、又は乙が置き去った物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものとみなし、甲がこれを処分しても乙は異議を申し立てない。又、何等の金銭の請求もできない。尚、原状に復するため処分に要した費用はすべて乙の負担とする。

8. 乙が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員として建物及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行ったときは、甲は催告等の法定の手続きによらず本契約を解除できる。

9. 乙が本契約を解除された後なお本件建物を使用したり占有を解かないときは、乙は契約解除の日から返還の日までの賃料の倍額に相当する損害金を甲に支払わなければならない。

10. 解約時に乙の負担となる補修費用が発生した場合は、乙はその補修費用を甲に支払わなければならない。

000009

第7条 特約事項

1. 本契約解除に際し、ハウスクリーニングが必要なときは乙の費用負担で行うものとする。
2. 乙の故意、又は過失に起因したものについての補修が生じた場合は乙の負担とする。

第8条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 個人情報の保護

1. 甲乙及び仲介業者は、本契約書及び契約に係わる書類に記載されている個人情報の漏洩を防ぎ、契約履行完了後も当該個人情報を守秘する。

第10条 その他

1. 甲並びに甲の管理業者が、管理上必要ありと認めた場合は本書署名関係者立会の上貸し室内に立ち入ることができ、乙に対して必要な指示を行い得るものとし、乙はこれに従わなければならない。
2. 本物件の駐車場使用の場合には乙の車に盗難もしくは破損等の事故が生じて甲は一切、その責めを負わないものとする。
3. アパート、マンション入居者は、本物件の使用に当たり、使用細則を遵守し、本物件の保全及び全入居者の快適な居住環境を維持することに努めるものとする。
4. 本契約書に記載なき事項は民法及び慣習に従い双方誠意をもって円満なる解決を図るものとする。
5. 宅地建物取引業者への報酬は国土交通大臣が定めた額とし、本契約締結と同時に乙より賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

以上、上記契約を証するため本契約書2通を作成し甲乙各1通を所持する。

2019年12月29日

000010

貸主(甲)

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

☎ [REDACTED]

住所 静岡市清水区駒越東町9番27号

ベルドミール

借主(乙)

氏名 堀 努 

☎ [REDACTED]

立会業者

免許番号

静岡県知事(6)第10569

あかつき不動産

代表 齋藤 暁子

静岡市清水区駒越東町1番16号

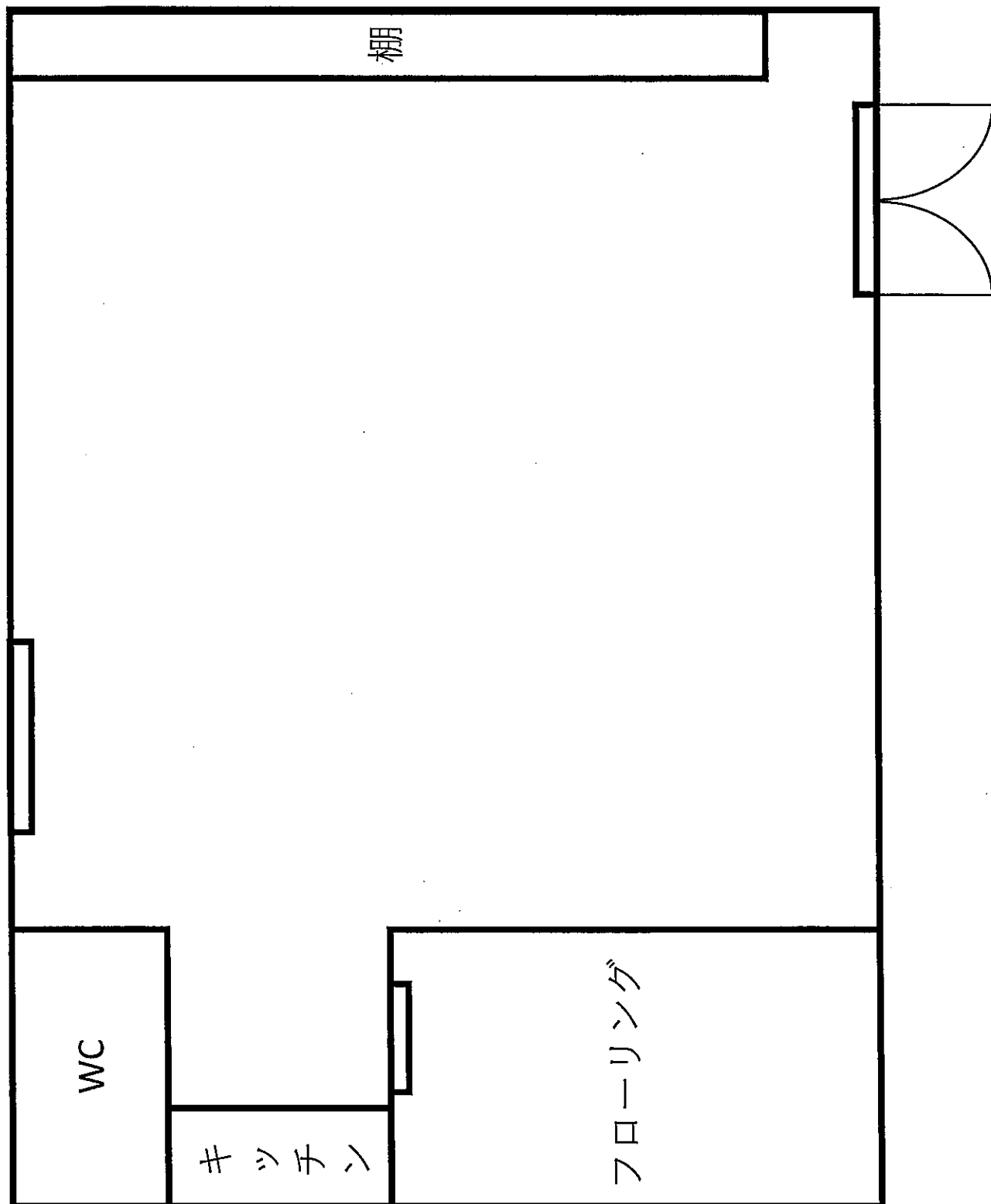
〒424-0907 ☎ 054-336-3626

宅地建物取引士登録番号

宅地建物取引士 [REDACTED]

000011

堀努 事務所 平面図





000013



000014



No.4月 - 5

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 7 日				
支払年月日	5 年 4 月 7 日				
金 額	20,250 - 円				
内 容	事務所賃料 4 月分 として				
支 払 先	ミニミニ静岡				
備 考	★島 直也 議員 $¥81,000 \times 1/2$ (転貸借折半) $\times 1/2$ (按分) = ¥20,250 ※事務所を転貸借しているため、賃料を折半し、更に1/2に按分しています。 所在地: 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 ※契約書の写し等書類添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000015

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	2	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4 月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5 年 4月 7日

支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4月 7日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000016

店舗・テナント用

賃貸借契約書

物件名称

シャトン ミニヨン A

1

階

101

号室

島 直也

様

mini*mini*

000017

№ 4-15

店舗・テナント

賃貸借契約書

賃貸人	以下甲という
賃借人	以下乙という

(1) 賃貸借物件の表示 (以下『本物件』という)

名称	シャトン ミニヨン A (1 階 A101 号室)			
	(駐車場No.)			
所在地	静岡県静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2			
構造	木造	造	地下	階 地上 2 階建
面積	階	m ² (坪)		
	階	m ² (坪)		
	階	m ² (坪)		
合計	50.87	m ² (坪)		

(2) 賃料等その他

家賃	79,000 円	敷金	158,000 円
共益費	2,000 円	礼金	79,000 円
駐車場	4,000 円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計額	85,000 円	償却	実費

(3) 賃料等の支払方法

支払方法	自動引落	引落及び支払期日	翌月分を毎月26日までとする
振込口座	名義人 (株) ミニニ静岡		

(注) 振込手数料は乙の負担とする。

(4) 契約期間 平成 28年 08月 06日 より 平成 31年 08月 05日 までの 3 ヶ年間

(5) 使用目的 事務所 について使用 ※契約期間満了後は自動更新です

(6) 管理会社

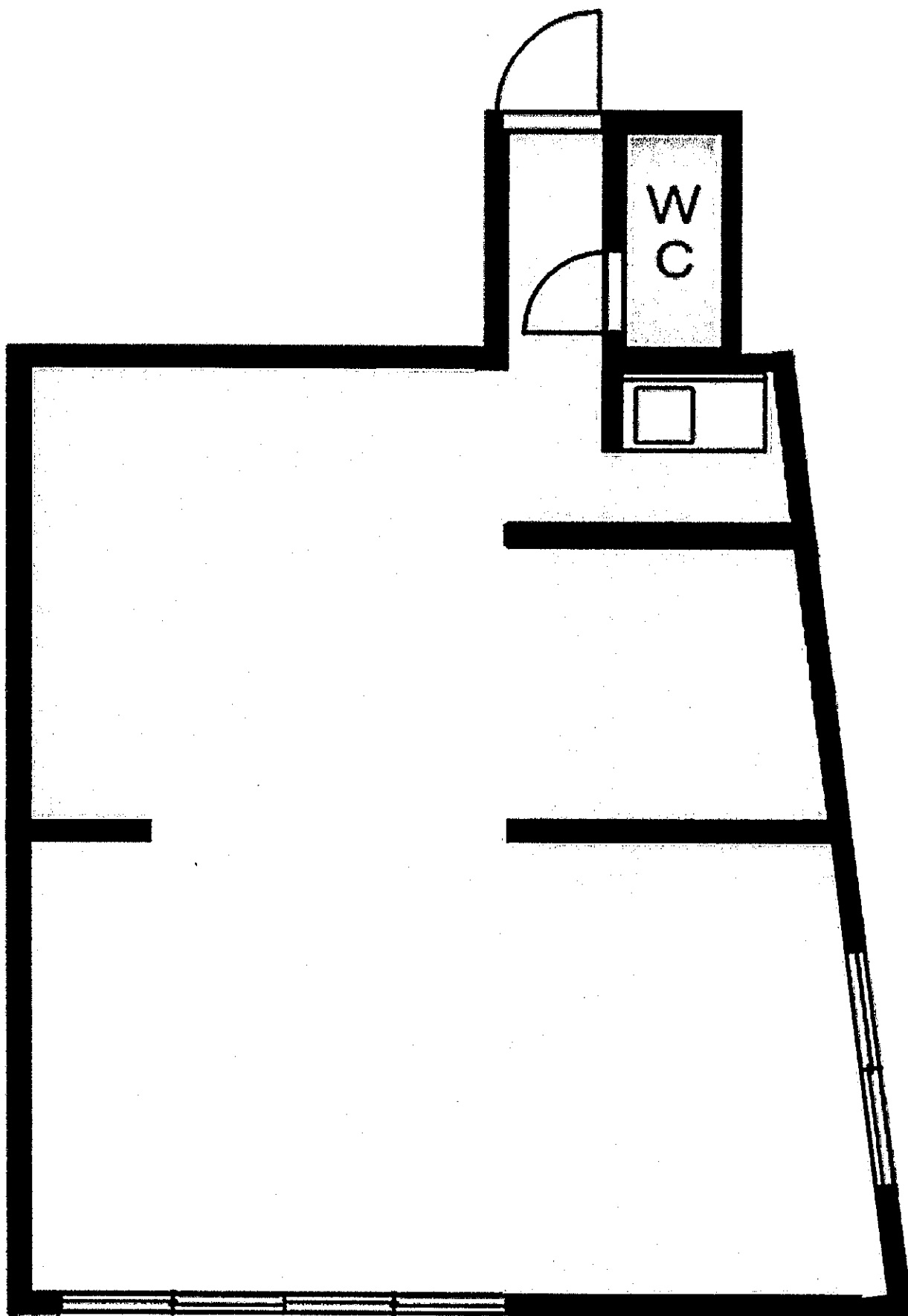
管理者	住所 静岡県静岡市駿河区稲川2丁目1-3-2 コハラスビル1F
	氏名 株式会社 ミニニ静岡 静岡店 TEL 054-282-1050

(7) 特約事項

000018

⑥ 甲、乙及び丙は、本契約の全項目を熟読理解の上合意に達し本契約を締結する。本契約の成立を証する為、本条2通を作成し各自署名、押印のうえ甲及び乙が各一通を保有する。
⑦ おおむね提供した個人情報について、お客様との連絡や書類の送付および貸借契約の締結を円滑に行う為に、ご利用させていただきまます。
⑧ 賃貸借契約の締結の為、また関連する各種サービスの紹介の為に第三者に通知する場合があることを予めご了承ください。

契約年月日	平成 28 年 8 月 2 日
住所	
氏名	
現住所	〒421-0123 静岡県静岡市駿河区石部23-5
フリガナ	島直也
氏名	島直也
現住所	
フリガナ	
氏名	
勤務先	
名称/住所	
現住所	
フリガナ	
氏名	
勤務先	
名称/住所	
媒介業者	株式会社 ミニニ静岡
免許番号	国土交通大臣(3)第6527号
本社	東京都中央区八重洲1丁目9番13号
担当店	静岡店 藤枝店
静岡店	静岡県藤枝市駅前2丁目10-17
藤枝店	TEL: 054-646-3232 FAX: 054-646-3232
代表取締役	入木 勝利



000019

建物転貸借契約書

転貸人：島直也（以下「甲」と称す）と、転借人：[REDACTED]（以下「乙」と称す）との間に、次の通り、転貸借契約を締結する。

第1条（転貸借物件の表示）

甲は下記表示の転貸借物件を乙に転貸し、乙はこれを転借する。なお、甲は本契約に基づき本件物件を乙に転貸する正当な権限を有することを保証する。

① 店舗・駐車場

物件所在地	静岡県静岡市駿河区用宗五丁目1-1-2 シャトン ミニョン A101 号室
敷地面積	50.87 m ² （内専有 8.5 m ² の転貸借）
構造	木造2階建て（内1階部分）
建築面積	1階 50.87 m ²
駐車場	4ヵ所（共用とする）

第2条（使用目的）

乙は第1条①の本物件を乙の経営する居宅介護支援事業所の店舗及び駐車場として使用しこれ以外の用途に使用することはできない。

第3条（契約期間）

転貸借の期間は令和2年9月1日から令和4年8月31日までの2年間とする。（原賃貸人と転貸人との契約期間は最低でも転借人の契約期間満了までとする）

2. 期間満了の6ヵ月前までに、甲または乙から相手方に対して何らの書面による意思表示のない限り、本契約は同一条件で更に2年間更新されるものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

第4条（賃料）

賃料の月額金は金50,000円（税込）とする。

（内訳は事務所賃料40,500円、諸経費金9,500円とする。）

2. 乙は毎月末日までに翌月分を転貸人の指定した金融機関の口座に振り込み支払う。

尚、振込み手数料は乙の負担とする。

3. 1ヶ月に満たない賃料は当該月の暦日数によって日割り計算とする。

4. 賃料は、公租公課の急激な変動及び諸物価の上昇・下降、周辺土地価格の急激な変動、増改築等があり、その改定が必要と認められるとき、甲及び乙は相互にその改定につき申し入れができる。その際に、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

第5条（使用上の注意義務）

乙は本物件の引き渡し日より、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用管理する義務を負うものとする。

第6条（立入点検）

本物件の保存その他転貸人としての管理上必要がある場合、甲及び甲の使用人若しくは甲の指定した者は、事前に乙に通知の上、本物件内に立入点検し適宜の措置を講ずることができる。

第7条（禁止事項）

乙は、本物件内において、次の各号の行為をしてはならない。

本契約に基づく権利の全部若しくは一部又は本物件内の資産を第三者に譲渡すること、又は担保の用に供すること。

2. 本物件に発火・爆発の恐れのある物、その他危険物・不潔物若しくは本物件を損傷する恐れのあるものを搬入すること、又は本物件の床積載荷重若しくは電気容量を超える方法により本物件を使用すること。

3. 本物件に損害を及ぼす行為。

4. 本物件の営業の全部又は一部を正当の理由なく休業すること。

5. その他近隣に迷惑を及ぼす行為。

第8条（原状変更）

乙が本物件の本体所有者の資産に影響を与える改装・模様替え・設備の付加変更・撤去等をおこなおうとする場合、乙は甲に対し事前に仕様書・設計図書を提出し甲の承諾を得た上で乙の負担と責任により実施しなければならない。

2. 前項以外の乙がおこなう乙の資産に関わる原状変更についても乙は甲に書面で通知しなければならない場合がある。

第9条（費用・負担の帰属）

本物件に関する電話等の使用料金、町会費等の個別部分の費用は個別分として乙が負担する。電気代・水道料金は諸経費に含むものとする。

第10条（修繕、取替えの費用負担）

本物件の修繕及び取替えの費用負担は外壁・躯体等建物の基本的部分も含め乙の負担とする（「隠れた瑕疵」及び躯体の経年劣化についてはこの限りではない）。また、乙の営業上、必要な修繕・取替えも乙の負担とする。

第11条（損害賠償）

乙または乙の使用人の責に帰すべき事由により、本物件・建築設備等について通常の使用によって生じる滅失等の範囲を超えて滅失毀損させたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

第12条（建物管理）

本物件および駐車場の管理は乙の責任においておこなう。

2. 甲は駐車場・駐輪場において事故（人身、自損、接触、盗難等）が生じて、その賠償の責を負わない。

第13条（地域対策）

本物件使用または管理について、地域住民・顧客・諸団体から環境・騒音・交通等に関する苦情・要望等がある場合は、乙が乙の費用と責任で対策を講じて解決するものとする。なお、この場合、甲は誠意をもって乙に協力する。

第14条（損害保険加入）

乙は、本物件内の造作・什器・設備・商品ならび甲および第三者に対する賠償責任に対し、損害保険を付保する。

第15条（報告事項）

本契約期間中、乙の商号、本社所在地等の変更または合併・営業譲渡等により経営上の実態に影響を及ぼす事態が生じた場合、乙は速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第16条（契約の当然の終了）

転変地変、戦争、延焼、放火、公権力による収用その他不可抗力により、本物件の全部または一部が滅失毀損し、あるいは本物件からの立ち退きを余儀なくされ、本物件が使用不能となったときは、本契約は終了する。

第17条（遅延損害金）

乙は本契約に基づく金銭債務の支払いを所定の期日までに履行しない場合は、遅延した期間に付き年3%の割合による遅延損害金を加算し甲に支払うものとする。

第18条 (契約解除)

乙が次の各号の一に該当し、期限を定めた履行の催促にも応じない場合、甲はただちにこの契約を解除することができる。

- ① 2ヶ月分以上の賃料の支払いを怠ったとき。
- ② 本契約における双方の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- ③ 長期間の不在となるほど転貸借契約の意思が認められなくなったとき。
- ④ 本物件の全部または一部につき、事前に甲の書面による承諾なしに、転借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為をしたとき。
- ⑤ その他本契約の各条項の一に違反したとき。

2. 乙が次号以下のいずれか一つに該当する事態が生じた場合、甲は乙に催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 支払停止があったとき。
- ② 破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算開始の申し立てをし、または申し立てを受けたとき。
- ② 他から仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、または公租公課の滞納催促を受けたとき。
- ③ 乙の代表者が所在不明になったとき。

第19条 (契約期間内の中途解約)

契約期間内の中途解約は、原則として甲・乙共にできないものとする。

2. 前項に反し、乙がやむを得ない事由により解約する場合、乙はその6ヶ月前までに甲に対し書面で申入れするものとする。

第20条 (明渡し、原状回復)

- ① 本契約が期間満了、解約、解除またはその他の理由により終了する場合、乙は原状回復を速やかに実施したのち本物件を甲に引渡さなければならない。
- ② 乙は乙の造作および設備について支出した必要費・有益費の償還請求および造作・設備の買取り請求をおこなわない。
- ③ 乙は本物件の明渡しに際し、いかなる理由名目を問わず移転料・立退き料、補償料等これに類する一切の財産上の給付請求をおこなわない。
- ④ 乙が本契約終了と同時に本物件を明渡さなかったときは、乙は本契約終了の翌日から明渡しに至るまでの期間の賃料相当額の倍額を明渡し遅延損害金として甲に支払うものとする。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、本物件所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに双方は合意した。

第22条（協議事項）

本契約に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合はその都度甲乙誠意をもって協議する。

本契約の成立を証するため、本書面式通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各々巻通を保有する。

令和 2 年 8 月 13 日

転貸人（甲）

住 所 静岡市駿河区用宗五丁目 1-1-2

シャトン ミニョン A101

氏 名 島 直也



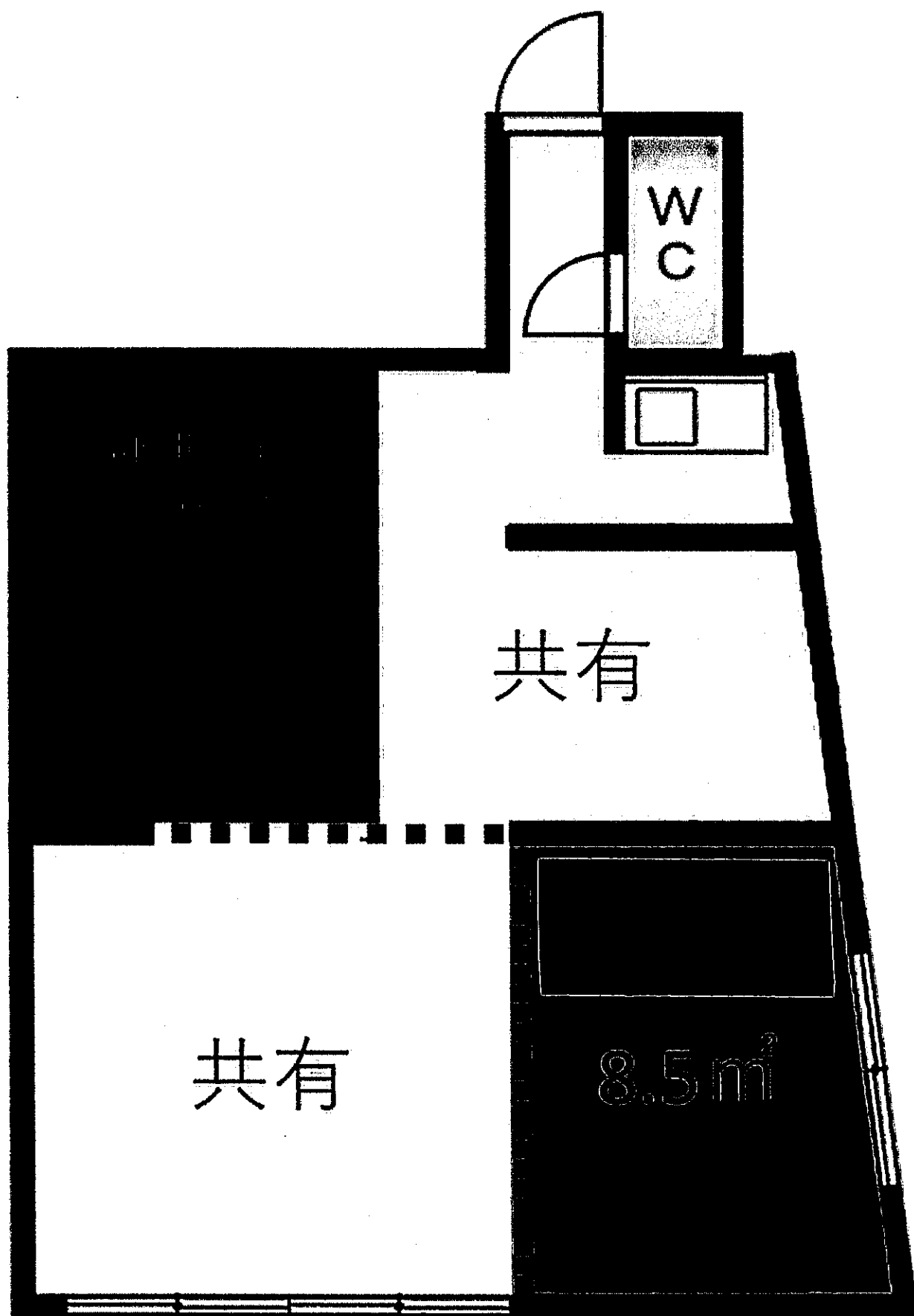
転借人（乙）

住 所

氏 名



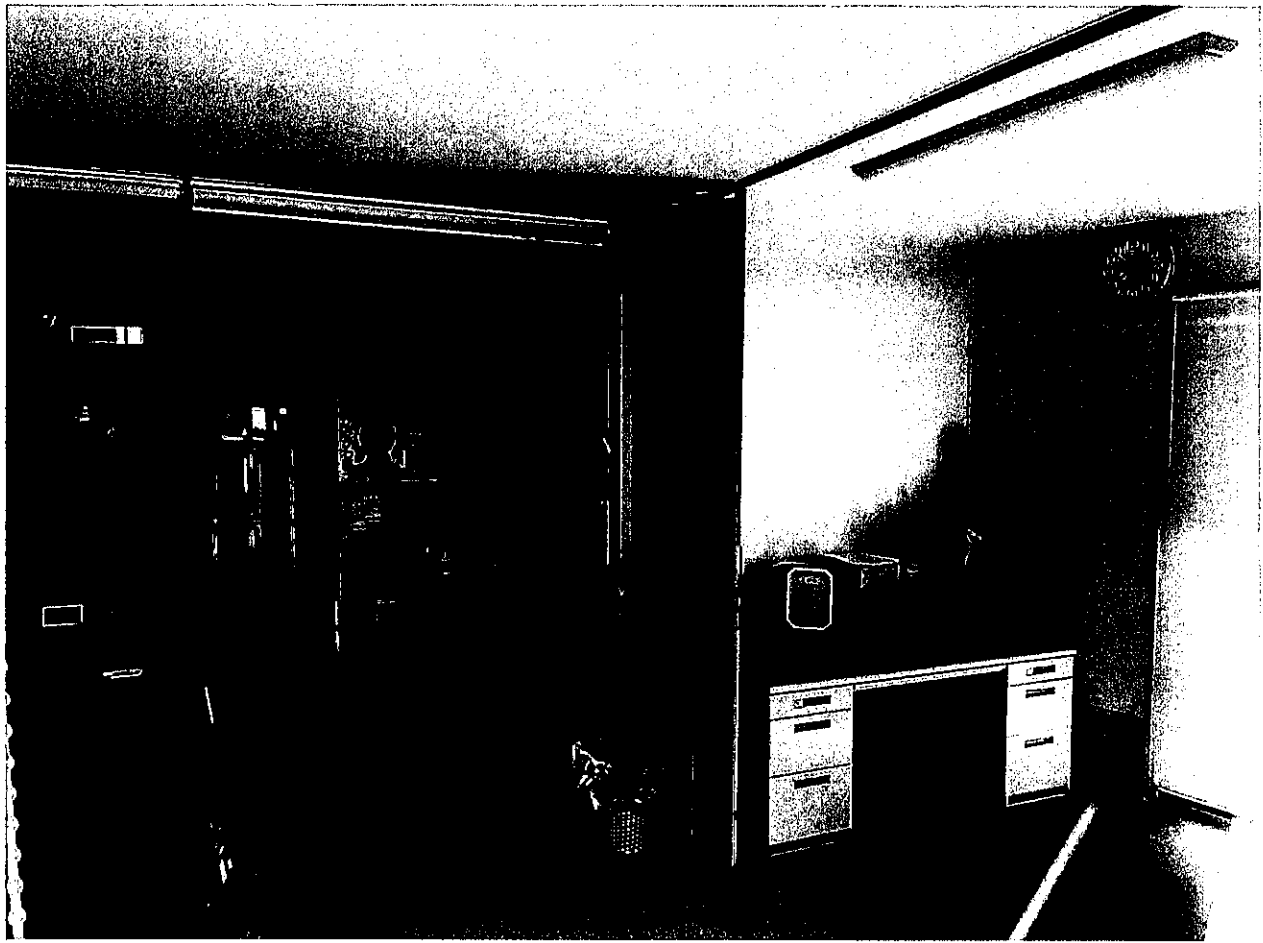
000024





000026





000027

No. 4月 - 6

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 1日				
支払年月日	5年 4月 7日				
金 額	10,980 - 円				
内 容	パソコンウイルスソフト 代 として				
支 払 先	McAfee				
備 考	※年間契約 ※備品No.548 ノートパソコンにインストール				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000028

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	9	8	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

パソコンウイルスソフト代として

支払年月日 R 5 年 4月 7日

支払先住所 東京都渋谷区道玄坂1ー12ー1

支払先名称 MacAfee

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4月 7日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000029



マカフィーをご利用いただき、ありがとうございます

お客様の契約が更新され、もう
1年ご利用いただけます

こんにちは 島 直也,

お客様の契約が更新されました。ハッカー、サイバー犯罪、最新の脅威を阻止する最新の保護対策をもう1年ご利用いただけます。

途切れのない保護を行うため、ご登録のお支払情報を使用して、お客様の契約を2023年4月1日に自動更新いたしました。現在の契約はまだ期限切れになっていません。新しい契約は、現在の契約期間の終了後に開始します。
今回の更新内容:

新しい契約は、現在の契約期間が終了した後に開始します。

お名前: 島 直也

注文番号:

受領日: 2023年4月1日



マカフィー® リブセーフ™

¥10,980 1 YEAR

VAT/税抜きの小計: ¥10,980

注文番号:

マカフィー® リブセーフ™ (1年間加入料)

¥10,980

消費税

合計 (税込)

¥10,980

お支払い詳細

お支払いを受領しました

お客様の VISA に請求しました

VISA

契約情報

マカフィー® リブセーフ™

開始日: 2023年5月1日

終了日: 2024年5月1日



マカフィーのソフトウェアを利用するには

マカフィー ソフトウェアをまだ受信していない場合には、保護するパソコンで次の

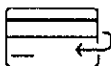
000030

ページにアクセスし、マカフィー製品をダウンロードします。

ダウンロード

製品情報

新しいマカフィー製品に関する情報は[マイ アカウント]ページで確認できます。マカフィーの[[ホーム/ホーム オフィス] ページの右上にある[[マイアカウント]をクリックすると、いつでもここにアクセスできます。



契約の自動更新には様々なメリットがあります

最新のセキュリティを途切れなく利用できるだけでなく、次のようなメリットがあります。

- > いつでも利用可能なサポート。サポートセンター経由のチャットまたはオンライン、または電話 (0570-030-088) による 24 時間対応のサポート
- > 弊社の ウィルス対策に関する約束事。マカフィーの専門家が、サポート対象のデバイスからウイルスを無料で駆除します。駆除に失敗した場合には契約料金を払い戻しいたします。追加の利用条件が適用されます。
- > マカフィーの 60 日間返金保証。ご製品にご満足いただけなかった場合、全額払い戻しいたします。

受賞歴のある保護機能



これまで通り、6,500 名を超える専門家がハッカーや攻撃者の行動を監視しています。ネット上には約 50 万個の既知の脅威が存在しに請求させていただきました 毎週数千の脅威が新たに見つかっています。弊社の専門家はこれらの脅威を常時監視しています。今後ともよろしくお願い申し上げます。

マカフィー チーム一同

契約の自動更新および取り消し条件: お客様の契約には、弊社の常時保護プログラムが適用され、有効期間の終了 30 日前に更新時の価格で自動的に更新されます。料金は、弊社に登録されている決済カードに請求されます。価格は変更される場合があります。お客様の契約は、お客様が解約しない限り、[annually]自動的に継続します。詳細情報、解約、契約の自動更新の設定変更をご希望の際は、マイ アカウント ページにログインするか、カスタマー サポートまでご連絡ください。料金の支払い後 60 日以内にお客様が契約を解約した場合、お客様からのご請求に基づき、全額を払い戻しいたします。お客様のアカウントおよび料金に変更があった場合、McAfee からお客様にその旨をお知らせします。

© All rights reserved

[現在ご登録のアカウント: island.naoya@gmail.com]

弊社からのメッセージが確実に受信できるように、info@notification.mcafee.com をアドレス帳に追加してください。

このメールには返信しないでください。このメールに対する返信は、監視対象外のメールボックスに送信されます。ご不明な点がございましたら、サービスをご覧ください。技術的な問題やアカウントに関するご質問の回答が掲載されています。また、マカフィー サポートの連絡先に関する情報も記載されています。

弊社のプライバシーポリシーをご確認ください。
[プライバシーポリシー](#)

製品は、特定の使用条件に基づいて提供されています。使用許諾条件をご覧ください。本ソフトウェアは、すべての脅威の防止を保証するものではありません。これらの製品は、年間契約のダウンロード版のみとなります。パッケージでの提供はいたしません。マカフィー製品の契約についてご不明な点がございましたら、こちらからお問い合わせください。注: ログインが必要です。

[マイ アカウント](#) | [プライバシー通知](#) | [サポート](#)

McAfee®, LiveSafe™ および McAfee のロゴは、Copyright © 2023 McAfee, LLC または米国またはその他の国の関係会社における商標または登録商標です。本文中のその他の登録商標および商標はそれぞれその所有者に帰属します。

Copyright © 2023 McAfee LLC
〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト

000031

No.4月 - 7

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 7日				
支払年月日	5年 4月 7日				
金 額	15,000 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先	東海ハウジング				
備 考 ★宮城島史人 議員 事務所賃料 ￥30,000×1/2=￥15,000 所在地： 静岡市清水区三保108-1 ※契約書の写し等書類添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000032

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	5	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 7 日
支払先住所 静岡市清水区三保108-7
支払先名称 東海ハウジング

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 7 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000033

建物賃貸借契約書

令和 3 年 11 月 1 日

████████ 貸事務所

宮城島 史人 様

宅地建物取引業 県知事免許（8）第 7318 号
住宅・店舗設計施工

（有）東海ハウジング

〒424-0901 静岡市清水区三保 1 0 8 - 7

TEL 054-334-9777 FAX 054-334-7988

Mail ████████████████████

000034

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(A) 賃貸建物の表示 ※宅建業法37条1-2

所在地	静岡市清水区三保108-1				家屋番号	
建物名称	貸事務所		階 数	1 階部分	部屋番号	
建物用途	事業用 (非居住)	建物種別	店舗 事務所 倉庫・その他 ()			
建物構造	木造				専有部分 床面積 :	m ²
建物構造	2階建て	総面積	m ²	敷地面積	m ²	駐車場 2台駐車

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的 (建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、違法薬物・危険ドラッグの製造販売又は使用のため等は、不可)

賃借人の業種	
建物の使用目的	事務所

(C) 賃貸借期間 ※宅建業法37条1-4

始 期	令和3年 1 1 月 1 日から	1 年 月間
終 期	令和4年 1 0 月 3 1 日まで	
目的物の引渡し時期	令和 年 月 日 ※鍵の引渡し予定日等を記載	

000035

(D) 賃料・敷金・保証金等 ※宅建業法37条2-2、3

賃料・共益費等		支払期限	支払方法 (振込又は持参)
賃 料	30,000円	翌月分を 毎月末日まで	金融機関名： 預 金： 口座番号： 口座名義人：
共益費	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	
	円	当月分・翌月分を 毎月 日まで	
	円		
	円		
敷金・保証金等		授受の時期	目 的
敷 金	60,000円		本契約書第6条のとおり
保証金	円		
	円		
	円		

(E) 貸主及び管理業者

(1) 貸主

氏 名	
-----	--

(2) 貸主と建物所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

住 所	〒 電話 ()
氏 名	
賃貸人と建物所有者との関係	

000036

(3) 管理業者

商号又は名称	有限会社 東海ハウジング
所在地	〒424-0901 静岡県清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777
賃貸住宅管理業者登録番号	静岡県知事 (8) 第 7318 号

(F) 借主の緊急時連絡先

氏 名		宮城島 史人
緊急連絡先	自宅の電話番号	054 (335) 8836
	勤務先の名称	(株)しずおか体験企画
	勤務先の電話番号	電話 054 (334) 7732
	携帯電話番号	

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

床・壁・天井・台所

(H) 借主が特別に負担する原状回復箇所と費用

000037

(I) 連帯保証 ※連帯保証（連帯保証人又は保険会社）を必要としない場合は記入不要。

(1) 連帯保証人型

連帯保証人	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	極 度 額	

（２）家賃債務保証型

連帯保証会社	郵便番号	-
	住 所	
	商号又は名称	
	電話番号	()
	家賃債務保証 業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号

(J) 特約事項（損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるとき、天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容をここに記載） ※宅建業法37条1-8、10

The following information was obtained from the review of the records of the Department of Health, Education and Welfare, Bureau of Census, Office of Research and Statistics, Division of Demography, Statistical Analysis Branch, Washington, D.C., dated March 1970:

(契約条項)

貸主 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と
借主 宮城島 史人 (以下、「乙」という。)は、頭書（A）記載の建物（以下、「本物件」という。）について、建物賃貸借契約を次のとおり締結する。

第1条 使用目的

乙は、本物件を頭書（B）記載の目的に使用する。

第2条 賃貸借期間

賃貸借期間は、頭書（C）記載のとおりとする。ただし、甲乙意義がない場合は、契約を自動的に更新する。

第3条 賃料・共益費等

乙は、頭書（D）記載の賃料・共益費等（以下、「賃料等」という。）を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合の振込手数料は 乙 の負担とする。

2 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額とする。

第4条 賃料等の増減

本契約の賃料等が公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の賃料と比して、不相当となったときは甲乙協議の上増減することができる。

第5条 負担の帰属

本物件の公租公課・水道料は甲が負担し、電気・町内会費・衛生費その他の経費は乙が負担する。

第6条 敷金又は保証金

乙は、本契約から生じる債務の担保として頭書（D）記載の敷金又は保証金（以下、「敷金等」という。）を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件の明渡しまで敷金等をもって賃料・共益費その他の債務と相殺することができない。

3 甲は、本物件の明渡し時に賃料等の滞納、その他本契約から生じる乙の債務の不履行があるときは債務の額の内容を明示し、当該債務の額を返還すべき敷金等から差し引くことができる。

4 甲は、本物件の明渡しが完了したときには敷金等の残額を乙に返還しなければならない。

第7条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

000039

甲及び乙はそれぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第8条 禁止事項

乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 甲の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (3) 甲の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (8) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) 本物件内（共用部分を含む）に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグ（覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚や興奮等の精神作用のある成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物）使用者又は所持する者を出入りさせること並びに本物件内において本号薬物の販売を行うこと。
- (10) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (11) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

第9条 契約解除 ※宅建業法37条1-7

乙が 2 か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、甲が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、乙がそれを履行しなかったときは、甲は本契約を解除することができる。

2 乙が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 前条（1）～（6）及び（8）～（11）の禁止事項を行つたとき。
- (2) 前条（7）の禁止事項を行つたとき。なお、本号適用の場合は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。
- (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 前々条の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第10条 修繕

頭書（G）に記載した乙が負担する修繕を除き、甲が必要な修繕を行うものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、乙の負担により修繕を行う。

第11条 立入り

甲は本物件の防火・構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒絶できない。
- 3 火災その他緊急の場合は、乙の事前の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。

第12条 乙からの解約

乙は、甲に30日前までに解約の申入れをすることにより本契約を終了させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入日から1月分の賃料を甲に支払うことにより、解約申入日から起算して30日を経過する日までの間に随意、本契約を終了することができる。

第13条 天災事変等による契約の終了 ※宅建業法37条1-10

天災事変、事故、火災、老朽により、本物件の全部もしくは大部分を使用することが不可能な状態になったとき又は改築、大規模修繕の必要性が生じたときには本契約は終了するものとする。

第14条 明渡し及び明渡し時の原状回復 ※宅建業法37条1-8

乙は、甲又は甲が指定した者（本物件の管理業者等）に本物件の明渡日を事前に通知するものとする。

- 2 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しに際して残存物をすべて処理し、簡易清掃を済ませておくこと。
- 4 乙は、残置物の所有権を放棄するものとする。甲は、乙の費用負担において残置物を任意に処分することができる。
- 5 乙は、故意又は過失により本物件を損傷させた場合は、乙の費用負担において原状回復しなければならない。
- 6 頭書（H）に記載した箇所を除き、経年劣化及び通常損耗箇所の原状回復は、甲が負担する。
- 7 甲乙は、前項に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について事前に協議するものとする。
- 8 乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の2倍に相当する使用損害金を支払わなければならない。

- 9 乙は、本物件の明渡しに際して、貸与を受けた鍵及び複製した鍵等ある場合は、甲に返還しなければならない。

第15条 延滞損害金 ※宅建業法37条1-8

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは年14.6%の割合による延滞損害金を支払わなければならない。

第16条の1 連帯保証（連帯保証人型）

連帯保証人（以下、「丙」という。）は、乙と連帯して本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

- 2 前項の丙の負担は、頭書（I）記載の極度額を限度とする。

- 3 丙が負担する債務の元本は、次の場合に確定する。

（1）丙の財産について、強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったとき。

（2）丙が破産手続きの開始の決定を受けたとき。

（3）乙又は丙が死亡したとき。

- 4 丙の請求があったときは、甲は丙に対し遅滞なく賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

第16条の2 連帯保証（家賃債務保証型）

頭書（I）に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければならない。

第17条 協議

甲及び乙は本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し解決するものとする。

第18条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、甲の所在地若しくは本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第19条 特約事項

頭書（J）のとおり定める。

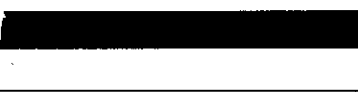
貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結する。

また、本契約が連帯保証人型であるときは、甲と連帯保証人（丙）は乙の債務について保証契約を締結したことを証するため本契約書3通を作成し、甲・乙・丙記名押印の上、各自その1通を保持する。

本契約が家賃債務保証業者型るときあるいは連帯保証人を必要としないときは、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各自その1通を保持する。

令和 3 年 11 月 1 日

1. 貸主・借主・連帯保証人 記名押印欄

貸主（甲）	氏 名		電話	
	住 所			
借主（乙）	氏 名	宮城島 史人 	電話	054 (335) 8836
	住 所			
連帯保証人 （丙）	氏 名		電話	
	住 所			
	極度額			

000043

2. 宅地建物取引業法第37条に定められている署名

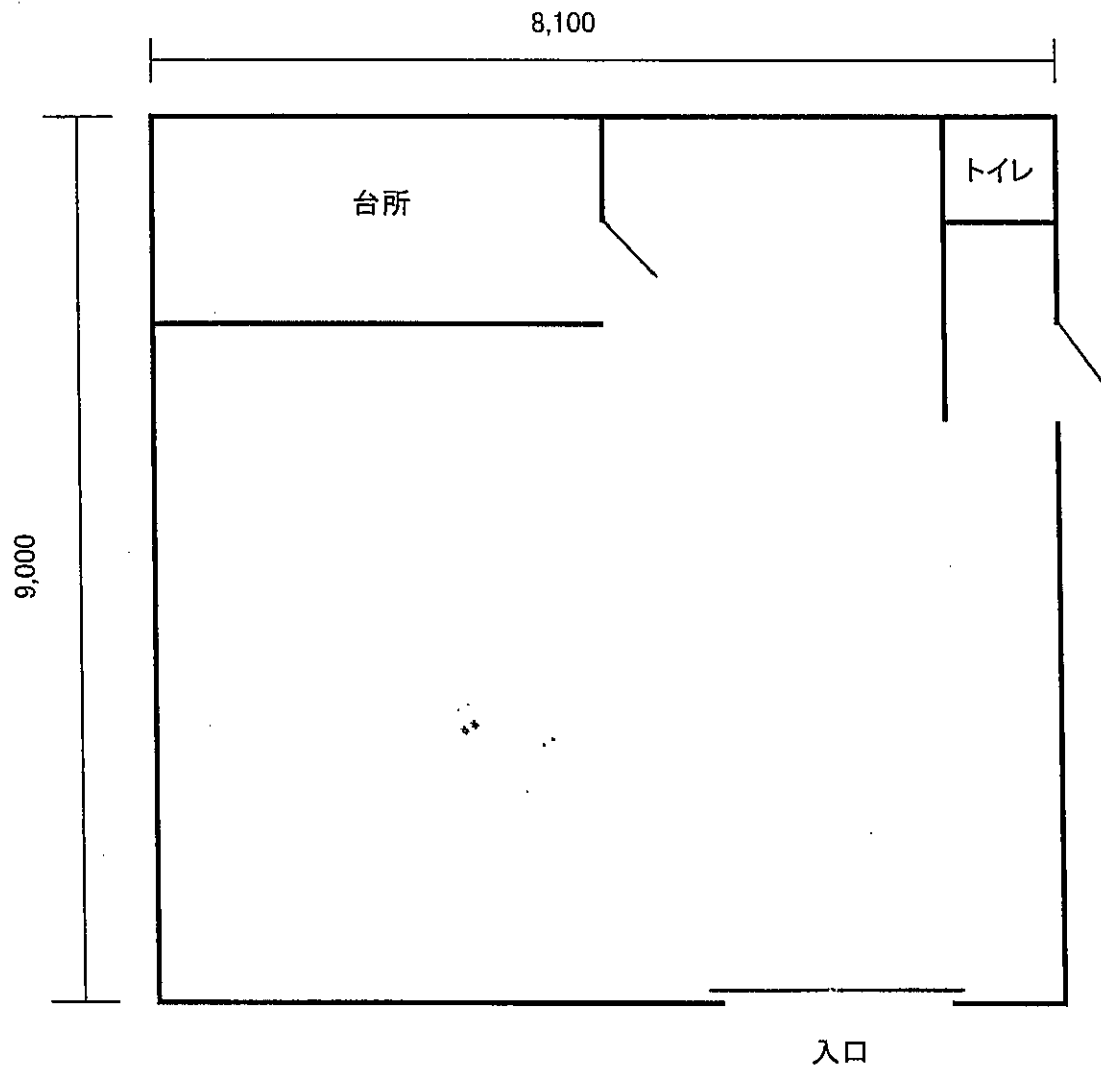
宅地建物取引業者の商号	有限会社 東海ハウジング	
代表者の氏名	宮城島 秀人	
主たる事務所	静岡県清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777	
免許証番号	静岡県知事 (8) 第 7318 号	
免許年月日〔取得・更新日〕	令和3年 5 月 31 日	
説明をする宅地建物取引士の氏名		
登録番号		
業務に従事する事務所	静岡県清水区三保108-7 電話 054 (334) 9777	

宅地建物取引業者の商号		
代表者の氏名		印
主たる事務所	電話 ()	
免許証番号	国土交通大臣・静岡県知事 () 第 号	
免許年月日〔取得・更新日〕	年 月 日	
説明をする宅地建物取引士の氏名		印
登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所	電話 ()	

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000044

宮城島ふみと事務所 見取り図



000045



000046

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 7日				
支払年月日	5年 4月 7日				
金 額	25,850 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先	アイワ不動産				
備 考 ★高木 強 議員 事務所賃料 4月分 として 事務所賃料 : 57,200-5,500(駐車場) =51,700/2 所在地:  清水区庵原町156-1 グリーンハイツ清水B101号 ※契約書の写し等の書類 添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	5	8	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 7日

支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6

支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 7日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

建物賃貸借契約書

グリーンハイツ清水B 101号室

高木 強 様

株式会社 アイワ不動産

建物賃貸借 重要事項説明書

000050

高木 強 様

令和3年5月7日

下記記載の建物の賃貸借について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

取引の形態	媒介 (仲介)	媒介 (仲介)
免許証番号	静岡県知事(5)第1	静岡県知事(8)第7274号
商号又は名称	株式会社アイワ不	駿河開発株式会社
主たる事務所	静岡市葵区常盤町1丁目	静岡市清水区辻1丁目12番23
代表者氏名	関根 和孝	大多和 義勝
電話番号	054 (253) 3911	TEL <054> 364-0018
宅地建物取引士		
登録番号		
業務に従事する事務所	静岡市清水区千歳町2番25号 清水支店 054(355)2400	静岡市清水区辻1丁目12番23号 駿河開発株式会社

1. 貸主の氏名・住所

2. 物件の表示

所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1	種類	アパート
名称	グリーンハイツ清水B	構造	軽量鉄骨造2階建
部屋番号	101号室	面積	54.08㎡
建築年月	1982年3月		

3. 登記簿に記載された事項

甲 区 欄	乙 区 欄
登記簿名義	所有権に係る権利に関する事項
氏名	所有権以外の権利に関する事項
住所	
抵当権(根)が設定されている場合、当該抵当権(根)に基づく不動産競売がなされたときには、買受人は敷金を引継ぎません。また競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で、6ヶ月以内に本物件から退去しなければならない可能性があります。また敷金は元の貸主に返還請求することになります。	

4. 管理の委託先

商号又は名称事務所所在地	株式会社アイワ不動産 賃貸管理課 静岡県静岡市葵区吉野町3番5号	TEL: 054-253-1717
--------------	-------------------------------------	-------------------

5. 建物賃貸借の内容

契約の種類	普通建物賃貸借契約
契約期間	2021年5月12日 ~ 2023年5月11日
契約更新に関する事項	本契約書第2条参照

6. 用途の制限に関する事項

借主は本物件を 事務所 以外の用途に使用してはならない。

7. 法令に基づく制限の概要

法令名	非該当
制限の内容	

8. 宅地造成等規制法に規定する造成宅地防災区域内か否か

宅地造成等規制法	外
----------	---

9. 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止対策推進法	外
-------------	---

10. 建物建築の工事完了時における形状・構造等(未完成のとき)

本物件は未完成物件に 該当しません。

11. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録の有無	無
<参考>建築物において、健康への悪影響が問題となる石綿(アスベスト)は耐火被覆等の機能材として露出吹付けされた石綿です。これは空気中に飛散する可能性が高いといわれています。通常、一般的な戸建住宅に露出吹付けの石綿が使用されることはありませんが、マンション等では、階段室・駐車場などの共用部分に使用されている可能性があります。一方、板状に成形された石綿は、これを切断・破壊しない限り、空気中への飛散の可能性は低いといわれています。	

000051

12. 耐震診断の内容(昭和56年5月31日以前に新築された建物のとき)

耐震診断の有無	昭和57年3月新築の為、該当しません。
---------	---------------------

13. 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	未指定
-----------------	-----

14. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無 (津波は避難マップの有無)	洪水	雨水出水(内水)	高潮(津波)
	有	有	無(有)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	別紙の通り。なお、雨の降り方や土地利用の変化等により地図に示した浸水想定区域以外でも浸水することがありますのでご注意ください。また、水害ハザードマップは必要に応じて変更されます。水害ハザードマップの詳細は、対象不動産が所在する市区町村にお問い合わせ下さい。		

15. 設備・施設等

駐車場	有り /	駐車料	1台目込み、2台目5,500円
ガス	LPGガス (幹線ガスあんしんネット静岡) 054-365-7845	電気	中部電力 0120-921-691
水道	建設所上下水道サービス課 054-251-1132	排水	浄化槽
電話		トイレ	有(専用/水洗)
空調	1基) / 追加設置可	給湯設備	ガス給湯器
台所	コンロ	照明器具	無
浴室	有 シャワー	専用物置	有
エレベータ	なし 駐輪場	ポストダイヤル	無
その他の設備			
その他の設備②			

16. 家賃等の支払方法

翌月分を 毎月26日までに保証会社による日座振替にてお支払いください。

振込先	株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブ*シキカイシヤアイワフ*ウサシヤチンコウサ*)
-----	---

17. 月額使用料

賃貸料	57,200円 (税込)	共益費	—	駐車料	2台目5,500円 (税込)
町費	別途請求				

敷	金	家賃の2ヶ月分	104,000円
礼	金	家賃の1ヶ月分	52,000円
当 月 分 賃 貸 料		日割日数20日分	36,902円
当 月 分 駐 車 料		日割日数20日分	3,547円
—			—
—			—
翌 月 分 賃 貸 料			57,200円
翌 月 分 駐 車 料			5,500円
—			—
—			—
—			—
—			—
—			—
鍵 交 換 費 用		内消費税1,500円	16,500円
賃貸保証委託料			50,160円
駐車場仲介手数料		内消費税500円	5,500円
—			—
賃貸住宅総合保険		別途加入	—
仲 介 手 数 料		内消費税5,200円	57,200円
差 引 合 計			388,509円

18. 契約の解除に関する事項

本契約書第10条及び第19条参照

19. 敷金保証金等の清算方法

本契約書第5条参照

20. 反社会的勢力の排除に関する事項

本契約書第23条参照

21. 建物状況調査の結果の概要（既存の建物のとき）

建物状況調査の実施の有無 ☐ 有 別紙建物状況調査の結果参照 ☒ 無

22. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
所 属 地 方 本 部 の 名 称 ・ 所 在 地	公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 静岡市葵区鷹匠3丁目18番16号
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

23. その他 特に説明を必要とする事項（利用の制限等）

1. 借主は仲介手数料として 57,200円（税込）を負担してください。
2. 借主もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 借主は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。但し、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面（直接提出、郵送、FAX等）にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受け付けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 借主は駐車場仲介手数料として5,500円（税込）を負担してください。
7. 契約期間中、借主はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料（50,160円）、保証委託契約更新時における更新料（6,270円/年）及び収納代行手数料（300円[税別]/月）を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と借主との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、貸主又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、借主の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は借主にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には貸主は修繕義務を負わず、廃棄する場合も借主の負担において行うものとします。
9. 借主は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円（税込み）を負担するものとします。尚、貸主は退去時に鍵交換費用を借主に請求しないものとします。

以上の重要事項につき宅地建物取引士より取引士証を提示され説明を受けこの説明書を受領しました。

令和 3 年 5 月 7 日

住所 静岡県静岡市清水区吉原1562

氏名

高 不 強



000053

建物賃貸借契約書

(表題部)

貸主 (甲)					
借主 (乙)		高木 強			
(1) 物件 の 表 示	所在地	〒424-0114 静岡市清水区庵原町156-1			
	名 称	グリーンハイツ清水B			
	部屋番号	101号室	面 積	54.08㎡	
	構 造	軽量鉄骨造2階建			
(2) 物件の用途		事務所			
(3) 賃貸借契約の期間		2021年5月12日 ～ 2023年5月11日			
(4) 賃 貸 料 等	賃貸料	月額 57,200円 (税込)	駐車料	月額 5,500円 (税込)	
		月額		月額	
		月額		月額	
	敷金	104,000円	礼金	52,000円	
	仲介手数料	57,200円 (税込)	鍵交換費用	16,500円 (税込)	
	賃貸保証委託料	50,160円	駐車場仲介手数料	5,500円 (税込)	
(5) 賃貸料の支払期日		翌月分を 毎月26日までに保証会社による口座振替にてお支払いください。			
(6) 支払方法 振替					
賃貸料の振込先		株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシキカイシャアイワフドワンサツノカサ)			
(7) 駐車車両	区 画		車 種		
	ナンバー		駐車備考		
(8) 入 居 者	氏 名	続柄	通勤先・通学先	生年月日	
	高木 強	本人	静岡市議会		
緊急連絡先		名 前		TEL	
		住 所			
(9) 連帯保証人の極度額					

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）及び連帯保証人（以下「丙」という。）は、表題部の(1)物件の表示に記載された物件（以下「本物件」という。）について、次の通り賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として契約書2通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名捺印のうえ、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

令和3年5月7日

貸主（甲）	住 所 氏 名			
借主（乙）	住 所 氏 名	424-0111 静岡県静岡市清水区吉原1562 高 木 強		
連帯保証人（丙）	住 所 氏 名			
	勤 務 先		乙との続柄	
立 会 業 者				
	静岡県知事（5）第117 静岡市葵区常盤町1 株式会社 アイワ不 代表取締役社長 関	静岡県知事(8)第7274号 静岡市清水区辻一丁目12番23 駿河開発株式会社 代表取締役 大多和義勝		

営業担当者	
-------	--

000054

第1条 (総則)

1. 甲は、表題部(1)に記載の本件住戸を本契約書記載の条件で乙に賃貸し、乙は賃借します。
2. 本件住戸の敷地、外灯、共用階段、ベランダ、屋上等について、乙は、甲の指示に従い他の住戸の居住者と協調し、共用するものとします。
3. 甲は、必要のあるときは、本件住戸に増改築、補修、工作物の設置等を行い、本件住戸のある敷地に工作物を設置し、造成等を加えることができるものとし、乙はこれに協力するものとします。
4. 乙は、本件住戸を、善良なる管理者の注意をもって使用し、本契約、管理規則等を遵守しなければなりません。
5. 乙は、表題部(2)に記載の物件の用途、定員に基づき表題部(8)に記載の入居者で使用するものとします。

第2条 (契約期間)

契約期間は、表題部(3)に記載の期間とします。但し、契約期間満了1ヶ月前までに甲乙異議がないときは、本契約は1年間更新され以降も同様とします。

第3条 (賃貸料)

1. 賃料は表題部(4)に記載の金額とします。
2. 本契約の最初の月が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割り(実日数)計算し、円未満の端数は切り捨てます。
又、本契約の最後の月が1ヶ月未満の場合、解約日が15日以前のときは1ヶ月分の賃料等の2分の1、16日以降のときは1ヶ月分の賃料等とします。
3. 前項の賃料等について、乙は甲の定める表題部(5)に記載の期日までに表題部(6)記載の支払方法により納入しなければなりません。尚、賃料等の支払いに要する手数料は乙の負担とし、甲は領収書を発行しないものとします。
4. 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することが出来ない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲及び乙は、減額の程度・期間その他必要な事項について協議するものとします。

第4条 (賃料等の変更)

賃料等は租税、公課、又は経済事情の変動等により増減額する必要があるときは、契約期間中でも甲乙協議のうえ改定できるものとします。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し本契約の締結時に本契約上の債務を担保するため、表題部(4)敷金に記載の金額を預託するものとします。甲は、乙の賃料等その他本契約に基づく未払い債務が生じたときは、任意に敷金をもって乙の債務の弁済に充てることができるものとします。
2. 賃料等の増額又は本契約に基づく未払い債務により敷金の額が不足した場合、乙はその不足額を遅滞なく預託するものとします。
3. 甲は本契約終了の際に、乙が賃料の未払い、その他本契約に基づく未払い債務があるときは、表題部(4)に記載の敷金からこれを差し引いた金額を、本件住戸の明渡しと引換えに乙に返還します。但し、乙が明渡しを完了した場合であっても乙の債務が確定していないときは確定するまで、第20条第1項の場合は甲が乙と連絡が取れるまで、甲は乙の敷金を保管することができるものとします。
4. 前項において敷金が債務を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。
5. 甲は前各号の敷金の返済にあたっては利息をつけないものとします。
6. 乙は敷金の預託を理由として甲に賃料等の滞納及び本契約に基づく債務の弁済を拒否することはできません。
7. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡したり、担保の用に供することはできません。

第6条 (共益費)

1. 乙は共益費として次の各号に掲げる費用を毎月負担するものとします。
 - (1) 本件建物及びその敷地内で共用する電気、水道設備の使用に伴う諸費用。
 - (2) 本件建物及びその敷地内にある給水設備、排水設備、その他共用施設の維持又は運営のための諸費用。
 - (3) 本件建物の共用部分及びその敷地内にある外部施設等の清掃、消毒及び手入れの諸費用。
 - (4) 本件住戸の室外のゴミ処理費用。
 - (5) その他本件住戸がある賃貸住宅全体の居住者の共通の利益を図るために甲が認めたものに要する費用。
2. 前項の共益費は甲が定めるものとし、甲は物価の変動、付属施設、関連する施設及び本件住戸の敷地の改良等を理由として、甲乙協議の上、共益費の変更ができるものとします。

第7条 (諸料金等)

乙又は入居者は本件住戸内で使用した電気、ガス、水道の諸料金、町内会費その他乙の生活から生じる一切の諸料金を所定の支払い先に支払わなければなりません。

第8条 (遅延損害金)

乙は乙の責めに帰すべき理由によって賃料等及び敷金の支払いを遅延したときはその支払い延滞額について、遅延損害期間の日数に応じ日歩4銭(年14.6%)の割合で算出した遅延損害金を遅滞なく甲に支払うものとします。

第9条(立ち入り点検)

1. 甲又は甲の指定した者は本件住戸の保全、修理、清掃、防犯、防火その他建物管理上必要あるときには、予め乙の承諾を得て、本件住戸に立ち入り、点検し、作業をすることができ、乙はこの立ち入り点検等に協力しなければなりません。なお火災、防災等緊急の場合は乙の承諾を省略することができます。
2. 甲又は甲の指定した者は、本契約終了後に入居を予定している人がいる場合、その下見のためにあらかじめ乙の承諾を得て本件住戸に立ち入ることができます。

第10条(契約期間中の解約)

1. 本契約期間中に、甲又は乙の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に書面にて相手方に予告し、その期間が経過したときに本契約は終了したものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、乙は1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解除することができます。
3. 前各項の本契約の解約に際して、甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、乙は第7条の諸料金の領収書またはその支払済を証明する書面を提出しなければなりません。

第11条(乙の修理義務)

1. 乙が本物件を引き渡すときは、契約時の原状に復するものとし、その補修費の実費を支払うものとします。
2. 明渡しに際し清掃・ゴミが未処理のときはその処理に要する費用は、乙の負担とします。
3. 前項及び前々項の金額は乙の支払いに替え、甲は敷金から差し引くことができます。
4. 前項において、敷金が補修費及びその他の費用を完済するのに不足する場合、乙はその不足額を直ちに甲に支払うものとします。

第12条(損害賠償義務)

乙又は入居者は、その責に帰すべき理由により、本件住戸もしくは他の居住する住戸または建物を汚損し、または滅失したとき、又は甲に無断で本件住戸の原状を変更したときは、これによって甲及び乙以外の居住者が被った損害の一切を弁償しなければなりません。

第13条(甲の承諾を要する事項)

乙は、次の各号に掲げる行為をする場合、書面によって、あらかじめ甲の承諾を得なければなりません。

- (1) 本件住戸の全部または一部を表題部(2)に記載の用途以外に使用する場合。
- (2) 婚姻、扶養等による入居者の数の増加または乙が乙の親族、使用人をして使用させている場合のその入居者を変更する場合。
- (3) 第15条第2項、第3項で定める工事等を行う場合。

第14条(甲への通知義務)

乙又は丙若しくは乙、丙の関係者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとします。

- (1) 乙または表題部(8)に記載の入居者が本契約期間内に1ヶ月以上にわたり本件住戸を不在にする場合。
- (2) 表題部(8)に記載の入居者の氏名の変更及び人数の変更がある場合。
- (3) 乙若しくは丙の勤務先、通学先、職業等または丙の住所、氏名に変更がある場合。
- (4) 乙又は丙が死亡した場合。
- (5) 乙又は丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。乙または丙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
- (6) 本件住戸に修理、取替を必要とする箇所を発見した場合、又は汚損、破損もしくは滅失した場合。
- (7) 玄関の鍵を紛失した場合。

第15条(乙の禁止事項)

1. 乙は本件住戸の全部もしくは一部を転貸し、本件住戸の賃借権を譲渡してはなりません。又、本件住戸を第三に占有させてはなりません。
2. 乙は、本件住戸及び建物についての模様替え、増改築、設備その他の工事をしてはなりません。但し、乙の申しを甲が認めた場合はこの限りではありません。
3. 乙は本件住戸のある敷地内で工作物の築造や敷地の原状を変更してはなりません。但し、乙の申し出を甲が認めた場合はこの限りではありません。
4. 前項及び前々項の乙の申し出は書面によるものとします。
5. 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
6. 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、住の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
7. 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

乙が表題部(7)に記載の車輛を保管する場合は、甲が指定する場所を利用することとします。尚、車輛を変更する場合は甲の承諾を得るものとします。

第17条(事故等)

1. 乙が本件住戸で故意または過失により漏水事故を発生させた場合、その被害者に対する補償及び補修費は乙又は入居者が負担するものとします。
2. 駐輪場・駐車場及び本件住戸にある敷地内に駐輪・駐車している乙又はその同居者若しくは関係者の自転車・自動車等に盗難、破損等の事故が生じて、甲は一切その責任を負いません。

第18条(免責)

地震、火災、風水害等の災害及び盗難や電気、ガス、上下水道の設備の故障による損害など、不可抗力と認められる場合、甲乙は相互にその責を負いません。

第19条(甲の契約解除権等)

1. 甲は、乙に次の各号の一に該当する行為があったときは、本契約を解除し、または本契約の更新を拒絶することができるものとします。
 - (1) 賃料等の支払いを滞納して、その額が1ヶ月分に達したとき。
 - (2) 乙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき。
 - (3) 乙に破産、民事再生、会社更生、清算の申し立てがあったとき。
 - (4) 甲の承諾を得ないで第13条の各号に掲げる行為をしたとき。
 - (5) 第14条に定める通知を怠ったとき。
 - (6) 乙又は表題部に記載の入居者が、反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動集団等)に関係していると甲が認めたとき、又は建物内外において一見暴走族風と認められるような、付近住民に不安を抱かせるような行為をしたと甲が認めたとき。
 - (7) 本件住戸及び本件住戸のある建物、附属施設及び敷地を故意又は重大な過失により汚損し、破損し、または滅失したとき。
 - (8) 第1条第4項に違反し、甲の再三の注意に誠実に対応しなかったとき。
 - (9) 本契約にあたり虚偽の事項を記載したとき。
 - (10) 共同生活の秩序を乱す行為があったとき。
 - (11) その他本契約に違反したとき。
2. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第23条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
3. 甲は、乙が第15条第5項から第7項に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができるものとします。

第20条(契約の終了原因)

1. 甲は本契約期間内に、乙が本件住戸を甲に無断で1ヶ月以上にわたって留守にし、しかもその間甲に何ら通知をしなかった場合には、留守期間の1ヶ月をもって本契約は終了したものと見做すことができるものとします。
2. 前項の場合、甲は、乙が不在であっても本件住戸内に立入り、乙が残した物件を乙の費用で任意に処分又は第三者2人以上立会いのもとに他所に移転保管して本件住戸を明けることができ、乙はこれに対して異議を申し立てないものとします。
3. 地震、火災、風水害その他原因の如何を問わず本件住戸の滅失または損壊により居住不能になった場合は、そのときをもって本契約は終了したものとします。

第21条(明け渡し等)

1. 乙は第10条、第19条の規定によって本契約を解除されたとき、または直ちに期間満了によって終了する場合(第10条の予告期間満了の場合を含む)は、本契約終了の日までに本件住戸を甲に明け渡します。
2. 前項または第20条第1項による明け渡しに際し、乙は本件住戸に附加した設備造作等を除去し、本契約当初の原状に回復しなければなりません。
3. 乙が前項の原状回復を実施しないときは、甲が依頼した者が査定した原状回復に要する工事費を乙は負担しなければなりません。
4. 乙は第1項、第2項の明け渡しに際し甲又は本物件管理会社より要求のあった場合、第7条の諸料金の領収書とその支払済を証明できる書面を提示しなければなりません。
5. 乙は本契約の満了または第10条、第19条、第20条第1項によって本件住戸を明け渡すときは、甲に対し如何なる名目の金銭も請求することができません。
6. 本契約が第20条の第3項により終了した場合の明け渡しについては、そのときの状況にあわせて適宜行うも

第22条(不法居住による使用損害金等)

乙が本契約の規定により本件住戸を明け渡し義務が生じたにもかかわらず明け渡しを実行しない場合、乙は明け渡しをしなければならない日の翌日から起算して明け渡しを実行した日まで(以下「不法居住期間」という)の賃料等相当額の2倍の使用損害金ならびに乙の不法居住により甲が別途支払う損害金等が生じた場合はその金額と同額の賠償金を甲に支払わなければなりません。

第23条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
2. 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第24条(連帯保証人)

1. 丙及び丁は乙と連帯して、乙が本契約に基づいて負担する一切の債務を履行する責を負うものとします。連帯保証人は原則として市内に居住する者で甲並びに管理者が適当と認める者であることを必要とします。尚、連帯保証人は、印鑑証明書一通を甲に提出するものとします。
2. 前項の丙又は丁が個人である場合の負担は、表題部(9)に記載する極度額を限度とする。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
3. 丙及び丁が負担する債務の元本は、乙が死亡したときに、確定するものとします。丙又は丁が法人である場合はこの限りではありません。
4. 丙又は丁が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料及び管理費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全て債務の額等に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べられません。
5. 丙及び丁が死亡その他の事由により欠けたとき、丙が成年被後見人、被保佐人の申し立てを受けたとき、または丙及び丁に破産、民事再生、会社更生、整理、清算の申し立てがあったときは、乙は直ちに甲が承諾する新たな連帯保証人に変更しなければなりません。
6. 乙が契約期間満了及び第10条、第19条、第20条による本件住戸の明け渡しに際し、本件住戸内にある乙の物件引き取らない場合、甲は丙及び丁にその引き取りを求めることができるものとします。

第25条(管轄合意)

本契約について紛争が生じた場合は本件住戸の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに乙は合意します。

第26条(その他)

1. 乙が乙の親族または使用人に本件住戸を使用させている場合、乙はその親族または使用人等に対し本契約、管理規則等を遵守させなければなりません。
2. 本契約及び管理規則等に取り決めのない事項が生じたとき、当事者は信義誠実の原則に則り互いに協議して円満に解決するものとします。

第27条(特約事項)

1. 乙は仲介手数料として 57,200円(税込)を負担してください。
2. 乙もしくは入居者は契約期間中、借家人賠償保険又は賃貸住宅総合保険に加入してください。
3. 乙は解約時、契約期間の長短にかかわらず室内クリーニング費用を負担していただきます。尚、和室がある場合は畳の表替えも同様とします。
4. 退去連絡は必ず書面(直接提出、郵送、FAX等)にてお願いします。口頭での連絡はトラブル防止のため受け付けません。
5. ペットの飼育は禁止です。
6. 乙は駐車場仲介手数料として5,500円(税込)を負担してください。
7. 契約期間中、乙はジェイリース株式会社と保証委託契約を締結するものとし、初回保証料(50,160円)、保証委託契約更新時における更新料(6,270円/年)及び収納代行手数料(300円[税別]/月)を負担するものとします。尚、保証委託契約内容については、別途ジェイリース株式会社と乙との間で締結する契約の定めによるものとします。また、ジェイリース株式会社が保証委託契約を継続することが困難となった場合には、甲又は管理会社の指定する別の保証委託会社と、乙の費用負担にて新たに保証委託契約を締結するものとします。
8. エアコン及び照明器具は乙にて維持管理するものとし、使用中に修理・交換が必要となった場合には甲は修繕義務を負わず、廃棄する場合も乙の負担において行うものとします。
9. 乙は、本契約締結時に鍵交換費用16,500円(税込み)を負担するものとします。尚、甲は退去時に鍵交換費用を乙に請求しないものとします。

管 理 規 則

入居者は、本件住戸の使用にあたり、「建物の保全」及び「全入居者の快適な居住環境」を維持する為、この管理規則を充分に了承の上、次の各事項を遵守しなければなりません。

1. 禁止事項

- (1) 用途を変更したり、定員以上の人数で使用してはなりません。
- (2) 小鳥及び鑑賞用の魚類を除く他の動物を飼育してはなりません。
- (3) 廊下、階段、通路などの共用部分にゴミ、ガラス、ビン、出前の器、その他の私物を放置してはなりません。
- (4) 他の入居者及び近隣に迷惑を掛けるような雑音又は高音を発してはなりません。
- (5) 発火、引火、発煙の恐れのある危険物、不潔又は悪臭を発する物を保管してはなりません。
- (6) 自転車及びバイクは指定の場所以外に置いてはなりません。
- (7) 廊下などの共用部分に落書きや傷をつける行為をしてはなりません。
- (8) 町内で定める日時、場所以外にゴミを廃棄してはなりません。
- (9) 流し、浴室などの配水管に「茶殻、残飯、野菜屑、たばこ、毛髪」等を流してはなりません。

2. 注意事項

- (1) トイレでは必ずトイレットペーパーをご使用下さい。
- (2) 床に水を溢さないで下さい。「一般階のコンクリート床は防水仕上げてない為、階下に漏水する恐れがあります。」
- (3) 壁に結露が生じる事がありますので、快晴の日は窓を開放するなど乾燥にご注意下さい。
- (4) 鍵を大切にして下さい。
鍵は皆様に差し上げたものではなく、住戸と共にお貸ししたもので、皆様の生活財産を守る大切なものですから保管には十分ご注意下さい。
- (5) 「音」がよく問題になります。深夜のドアの開閉、テレビ、ステレオの音量なども十分ご注意下さい。
 - ① 音の出るものを壁にびったりつけると衝撃音は大きくなります。テレビ、ステレオは壁からなるべく離してください。
 - ② 階下の居住者が気にするのが食堂の椅子の音です。椅子の脚にゴムカバーを履かせるか敷物を敷くとかなり違います。
 - ③ 深夜のドアの開閉、廊下、階段の歩行は静かにお願いします。
 - ④ 深夜の「夜10時以降」の洗濯はご遠慮下さい。
 - ⑤ 入浴時間の制限はありませんが、深夜の排水は極力ご遠慮下さい。

3. その他

- (1) 建物の管理のための調査にご協力をお願いいたします。
- (2) 要求に応じ、入居者の住民票を提示して下さい。
- (3) 緊急連絡先を変更した時は直ちに書面で通知して下さい。
- (4) 表札、ポストの名札は引き渡し以降直ちに表示して下さい。
- (5) 入居後、町内会の班長に指名された時は協力して下さい。

念 書

私は契約書及び管理規則をよく理解し、内容を納得した上賃借しましたので、次の事項を守ります。

1. 私は契約書及び管理規則を守り近隣の方々や貸主に迷惑を掛けることは致しません。万一守らない時は直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。
2. 私は賃料等の遅延は一切致しません。万一守れない場合直ちに物件を明渡します。又管理者がロックアウトしても異義申しません。
3. 私は、市清掃局及び町内会の定めるゴミ、危険物の処理方法をよく守り、近隣並びに建物の美観の維持に努めます。
4. 私の提出した書類および申込書記載の内容には、偽りはありません。
5. 私は、本物件を転貸したり第三者に占有させたり致しません。万一守れないときは直ちに物件を明渡します。又、管理者がロックアウトしても異義がありません。

令和 3 年 5 月 7 日

氏名

高 木 強 

管理受託契約の成立に係る通知書

000060

高木 強 様

2021年05月19日

株式会社アイワ不動産
〒422-0046
静岡県葵区吉野町3番5号
TEL 054-253-1717
FAX 054-253-2151

下記1記載の物件に係る管理業務については、下記2記載の当社が本物件の賃貸借契約における賃貸人との間の管理受託契約の成立に基づき、下記3記載の管理業務を行いますので、本物件の賃借人である貴殿に対し、賃貸住宅管理業務処理準則(国土交通省告示第999号)第7条に基づき通知します。

記

1 物件の表示(準7-1(6-2))

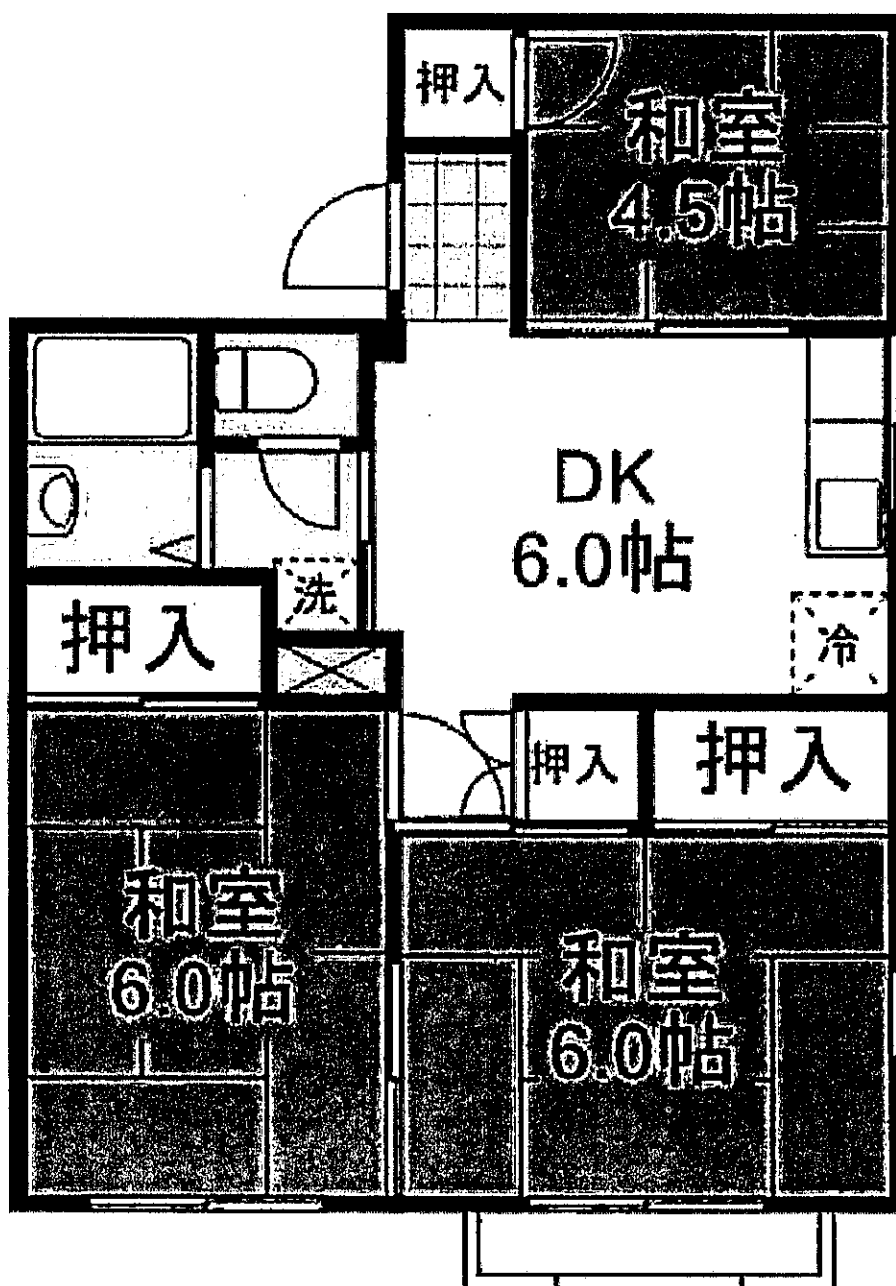
所在地	〒424-0114 静岡県静岡市清水区庵原町156-1		
建物の名称等	グリーンハイツ清水B	部屋番号	101

2 本物件の管理業務を行う管理者(準7-1(6-1))

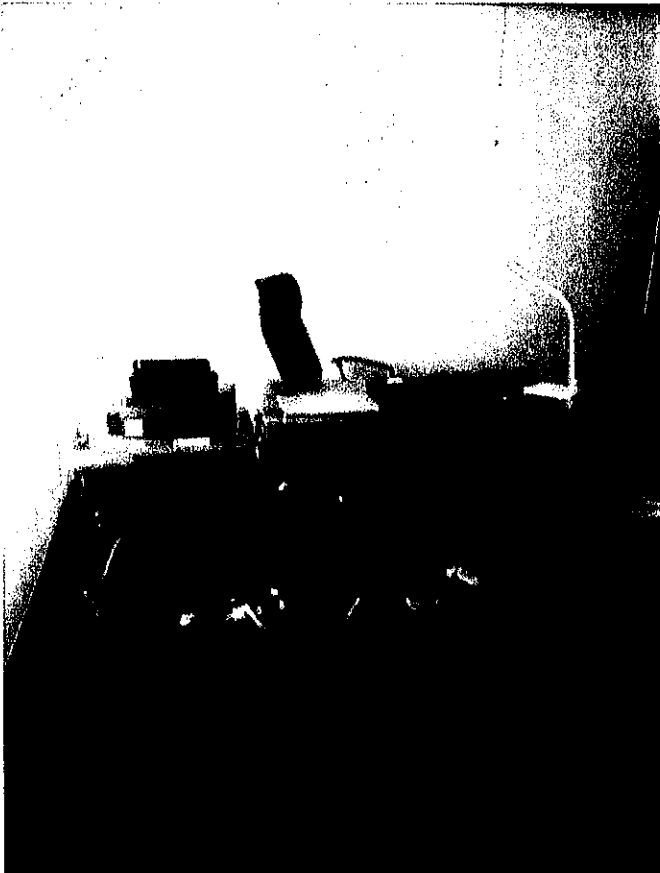
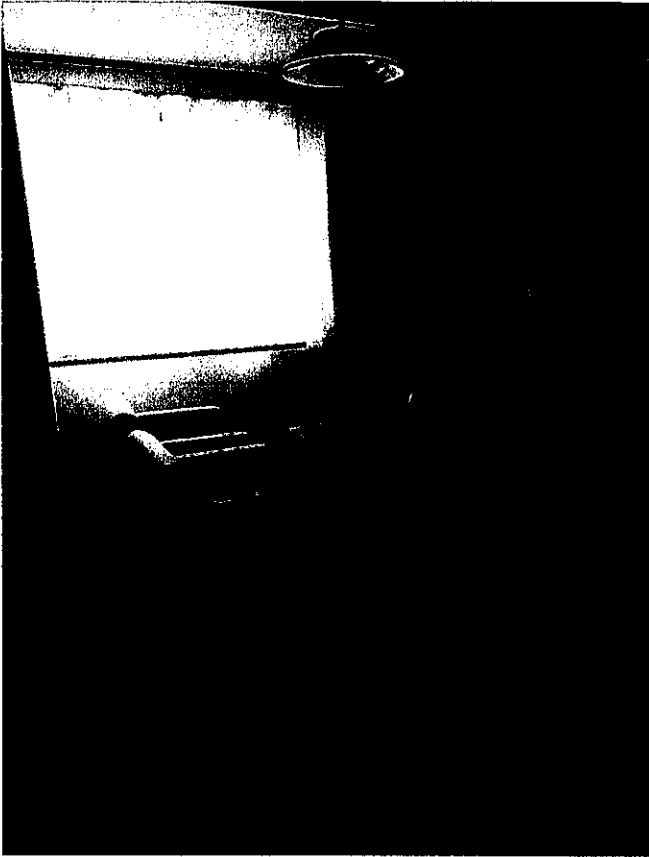
商号(名称)	株式会社アイワ不動産		
事務所所在地	静岡県静岡市葵区吉野町3番5号		
電話番号 F A X番号	T E L 054-253-1717 F A X 054-253-2151		
登録番号	国土交通大臣(2)第161号	登録年月日	2016年12月16日

3 管理事務

内 容	実 施 方 法
家賃の受領に係る事務	毎月27日までに下記記載の口座に口座振替にて受領します。
家賃等の振込先	株式会社アイワ不動産家賃口座 (カブシカイシャアイワフドウサンヤチンコウサ)
更新に係る事務	自動更新
契約終了時に係る事務	退去時の債務の精算業務を行います。債務の額についてはその算定基礎を記載して書面を交付します。
財産分別管理の状況	当社は以下の方法(□にチェックのある方法)により、当社財産と貴殿から受領した家賃・敷金等につき分別管理をしています。 ☒ 家賃等収納口座から毎月指定日に当社より貸主指定口座に家賃を送金しております。 ☐ 毎月の賃料は直接貸主指定口座にお振り込み頂いております。



000061



000062



000063

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000064



Adobe Systems Software Ireland Ltd
4-6 Riverwalk
Citywest Business Park
Dublin 24
Ireland
登録国外事業者番号: 00002

オリジナル

請求情報

ご請求番号
発行日
支払い条件
注文書
ご注文番号
お客様
通貨

№ 4-9

2023年4月10日
クレジットカード

円

領収書送付先

421-0017

自由民主党静岡市議団 白濱 史教 様

領収書

品目詳細

サービス期間: 2023年 4月10日 to 2023年 5月 9日

製品番号	製品説明	数量	単位	単価	小計	税率	税	金額
65183102	Creative Cloud コンプリートプラン 100GB	1	点	2,980	2,980	10.00%	298	3,278

領収書の合計

小計(円) 2,980
消費税 298
JCT

合計金額(円) 3,278

備考欄:

登録国外事業者が消費税を納める義務を負います
/www.adobe.com/support/service/
Consumption Tax

請求先連絡先

eCommerce - ASIA (Japan C Cards)

ご注文いただき、誠にありがとうございます!

ページ 1 / 1

000065

No.4月 - 10

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 10日				
支払年月日	5年 4月 10日				
金 額	70,500 .- 円				
内 容	市政報告書 発送費 として				
支 払 先	日本郵便				
備 考 ★ 発送先 [REDACTED] 様 他964通 @73×960通 @84×5通					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000066

104月-10



領収書

自民党静岡市議会 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 18.0g
@73 960通 ¥70,080

小 計 ¥70,080

第一種定形 18.0g
@84 5通 ¥420

小 計 ¥420

郵便物引受合計通数 965通
課税計 (10%) ¥70,500
(内消費税等 ¥6,409)
非課税計 ¥0

合計 ¥70,500
お預り金額 ¥70,500

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 4月10日 15:43
発行No. 230410A8861 端N80箱01
連絡先: 清水矢倉郵便局
TEL: 054-366-4258

領収書

自民党静岡市議会 様

[別納引受]
区内特別基 (定) 18.0g
@73 960通 ¥70,080

小 計 ¥70,080

第一種定形 18.0g
@84 5通 ¥420

小 計 ¥420

郵便物引受合計通数 965通
課税計 (10%) ¥70,500
(内消費税等 ¥6,409)
非課税計 ¥0

合計 ¥70,500
お預り金額 ¥70,500

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年 4月10日 15:43
発行No. 230410A8861 端N80箱01
連絡先: 清水矢倉郵便局
TEL: 054-366-4258

000067



令和5年2月19日 清水富士宮線バイパス開通式

自民党 静岡市議団 市政報告

元気な地域づくり

第3号
【春号】

編集・発行／自民党静岡市議団 高木つよし

〒420-0853 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-254-2111

FAX

000068

元気な地域づくり第3号を発行します

昨年9月の台風15号により、両河内地区では山崩れや河川の崩壊、庵原地区では道路の崩落、横砂地区では床上浸水など清水区各地において甚大な被害が発生しました。

現在までの間に、市管理の道路や河川などでは8割以上の応急復旧がなされたのですが、中山間地の農道や林道、農地の復旧にはまだ時間を要するようです。特に、個人管理の農道や農地においては自己負担が発生する仕組みとなっており、復旧の難しさを感じております。

私も、皆様と一緒に復旧、復興に向けて精一杯努力していく所存であります。どうぞ多くの情報をお寄せください。さて、若干時間がたつてしまいましたが、昨年9月に本

会議で総括質問、常任委員会質疑をさせていただきましたので、その時のやり取りをダイジェストで報告させていただきます。

質問の内容は二つは、海洋文化の地域づくり、もう一つが森林文化の地域づくりです。両地域とも今から大きく変わっていきます。しかしながら、市の積極性が今二つのように感じられハッパをかけるつもりで質問したところです。

庵原地区においては、第2回清水いはらフェスが盛大に開催されるとともに、清水富士宮線バイパス(庵原・伊佐布)が完成しました。いよいよ「元気な地域づくり」動き出してきました。

静岡市議会議員
自由民主党静岡市議団所属

高木つよし

令和4年9月21日に行いました 総括質問の要旨を掲載します。

◆質問(高木強)

最初の質問は、海洋文化の地域づくりについてであります。

去る7月20日、清水みなとまちづくり公民連携協議会によるオンラインシンポジウムが開催され、清水駅東口・江尻地区ガイドプランと日の出・田川河口地区ガイドプラン案が公表されました。

清水みなとまちづくり公民連携協議会は、2018年4月に静岡県、静岡市、関係機関、民間企業により設立され、任意団体でしたが、昨年3月に一般社団法人となり、その後、12社が入会しております。そこで質問です。

ガイドプランを作成することのみであるなら、法人成りの必要性を私は感じないのですが、一般社団法人となった目的、これまでの成果、市の関わりについて教えてください。

また、静岡市の都市づくりへの決意として、清水駅東口・江尻地区ガイドプランを次期総合計画に反映し推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、清水駅周辺まちづくりについてであります。都市局清水駅周辺整備課が本年7月から8月にかけて、清水駅周辺地区まちづくりアンケートを実施しておりますが、市再生整備計画の概要と清水駅周辺地区での計画策定に向けた取組はどうか、伺います。

さらに、海洋文化施設の整備に向けた現在までの進捗と今後のスケジュールについて教えてください。(2面、3面へ続く)

● 答弁（副市長・本田武志）

清水みなとまちづくり公民連携協議会の一般社団法人化の目的やこれまでの成果と、市の関わり及び清水駅東口・江尻地区ガイドプランの4次総への反映についてお答えいたします。

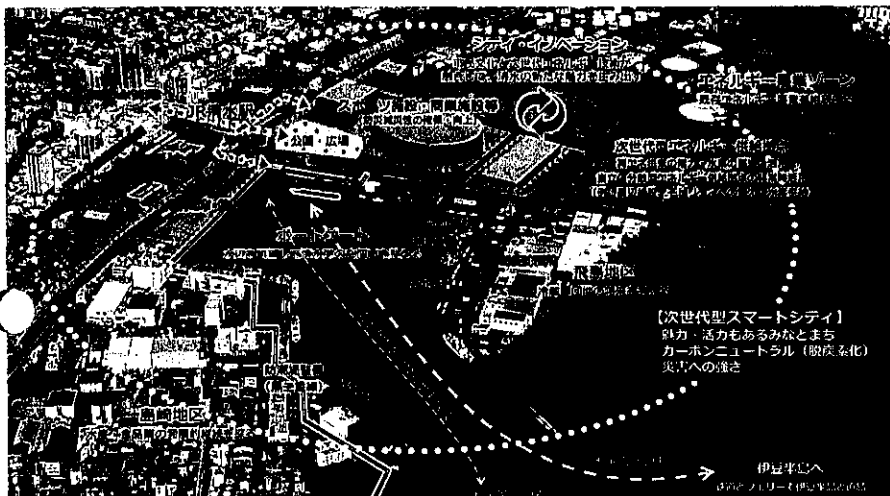
法人化を行った目的です。

これは、みなとまちづくりに係る様々な関係者の思いを集約し、将来像の策定、具体化を図るという協議会の活動をより積極的に展開する上で、組織の信用力を強化し、活動の持続性を確保するためでございます。社会的信用を持つことで開発関係者との協議・調整や社会実験の企画運営などが円滑に進むことから、一般社団法人への移行が行われました。

次に、これまでの成果でございますが、関係地権者様などとの協議や市民アンケートの実施といった幅広い調整作業や、对外情報発信を独立性を持って進めることができた結果、本年7月に、市民の皆さんや地区の関係者の幅広い意見を丁寧に整理し反映した清水駅東口・江尻地区ガイドプランを策定することができました。

そして、さらに、現在も同様の方針で本年度末の策定を目標に、日の出・巴川河口地区ガイドプランの検討を進めております。

次に、本市の関わりですが、本協議会へは海洋文化都市統括監が協議会の副会長として参画し、また本市職員1名を本協議会へ常駐職員として派遣しております。これにより、協議会での議論を本市が速やかに共



清水駅東口・江尻地区ガイドプラン（清水みなとまちづくり公民連携協議会）

有し、また本市の考えも協議会にしっかりと伝えし、サポートできる連携体制を構築しているところでございます。

最後に、清水駅東口・江尻地区ガイドプランの4次総への反映についてですが、このガイドプランは、清水駅東口・江尻地区の魅力向上のため、地権者、事業者、行政など、様々な主体がそれぞれ具体的な計画を進めていく上で共通の指針となるものでございます。そのため、4次総におきましても、清水駅東口・江尻地区が一体となり、みなとまちづくりとしての魅力と活力が高まるよう、このガイドプランが示す将来イメージを関係者と共有するとともに、その実現に向けて必要な施策を反映させ推進してまいる所存でございます。

● 答弁

（都市局長・八木清文）

都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき区域を対象として、国から交付金等による支援を受けることができる制度でございます。

清水駅周辺地区で検討している対象区域は、静岡市立地適正化計画における集約化拠点形成区域として設定された江尻地区から日の出地区までを含む157・5ヘクタールとしており、計画期間は令和5年度から5年間の9年度までを計画しております。対象事業としては、地域のにぎわい創出につながるハード事業

000069

やソフト事業を掲載する予定であり、港とまちが一体となったまちづくりの実現に向け、国との協議を進めております。

● 答弁（海洋文化都市統括監・杉山雄二）

海洋文化施設の整備に向けた現在までの進捗と今後のスケジュールについてですが、現在、公告中の仮称静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業は、本年7月末までに事業者からの入札参加表明があり、参加資格審査の結果、入札参加資格を有していることが認められました。その後、入札参加資格を有している事業者と本市、東海大学、JAMSTECとの意見交換では、事業者から提案予定内容のコンセプトや特徴などが示され、事業者が提案に向けて着実に準備を進めていることが確認できました。今後、10月末までに事業提案書等を受付、PFI事業者選定審査会の審査を経て、11月末までに落札者を決定する予定です。

◆ 質問（高木強）

次に、森林文化の地域づくりについてであります。スマートインターの整備が決定したときに、おおむね5年後の供用開始を目指したいとの市長の発言がありました。そろそろ1年が経過するところであります。西河内スマートインター整備の進捗状況と、供用開始想定時期について教えてください。

また、昨年、令和3年11月には、道路計画課が事務局となり、西河内地区の皆さんと一緒にまちづくり作戦会議をスタートさせましたが、西河内まちづくりビジョンの策定の目的と位置づけ、今後の展開はどう考えているか、教えてください。

最後に、中山間地の住環境保全の視点で、管理者不明のつり橋問題についてであります。

多くの吊り橋が架橋から40年から50年が経過し、腐食が激しく危険な状態になってきております。重大な事故が起きる前に何とかしなければというのが地元

願いでもあります。地元の皆さんは、この管理の問題を解決しようと、市や県に何度も何度も足を運んでいますが、一向に解決されません。

管理者不在のつり橋問題について、現状をどのように認識し、今後の対応についてどう考えているか、お答えください。

● 答弁（建設局長 池谷 誠）

まず、両河内スマートインターチェンジ整備の進捗状況と供用開始想定時期についてですが、仮称両河内スマートインターチェンジは、令和3年11月に国土交通大臣から中部横断自動車道と市道を連結する許可書を受けて、本年3月にはNEXCO中日本と施工及び費用負担区分に関する基本協定書を締結しました。

これに基づき、令和4年度より相互に設計を進め、並行して地元関係者や沿線地権者への事業説明にも着手したところであります。なお、供用開始の予定時期ですが、山間部の急峻な地形であることや中部横断自動車道の通行を確保しながらの施工となることから、現在、NEXCOと設計の中で工程を検討しているところで、現段階では公表するまでには至っていない状況です。

次に、両河内まちづくりビジョンの策定目的、位置づけ、今後の展開についてですが、両河内まちづくりビジョンは、スマートインターチェンジの事業化を契機に、地域が主体となって令和3年に地元代表者で構成する両河内まちづくり作戦会議を立ち上げ、安心して住み続けられる両河内を目的に、本年3月に策定されました。今後も引き続き、このビジョンの実現に向け、地域の取組を推進するため、地域と行政が一体となって具体的な取組内容や実行組織づくりなどの議論を進めてまいります。

最後に、管理者不明のつり橋の現状と今後の対応についてですが、管理者が不明の橋については、河川管理上の支障が生じるおそれがあるため、国から管理者

の把握に努め、占用許可など適切な措置を取るよう求められているところです。本年5月には、国から一、二級河川を対象に管理者不明の橋に関する調査があり、本市が管理する5河川について調査を実施しました。

まずは今年度中に市が管理する河川においてつり橋の実態調査を実施するとともに、国や県が管理する河川の状況も把握しつつ、また管理者不明の橋に関する国の動向も注視しながら、今後の対応策を検討してまいります。

◆ 意見・要望

第4次総合計画と清水駅東口・江尻地区ガイドプランについて我々の仲間で議論し、2つの計画についてパブコメを出させていただきました。議論の中で若手メンバーからは、現在の総合計画案からはわくわく感が感じられないとの意見が出されました。一方、ガイドプランに対しては、東京在住のメンバーからも、清水のポテンシャルが楽しみだ、私たちにできることは協力したいとの積極的な意見が出されたほどでした。

ガイドプランは、次世代型スマートシティを目指したもので、カーボンフリー水素の製造や社会での活用も含め、わくわく感満載であります。総合計画でこれを利用しない手はないと思われまます。

また、7月に自民党有志で長崎スタジアムシティを視察させていただきました。物すごい速さと柔軟性を持ってプロジェクトが進んでいます。このような事業が静岡で展開された場合に、民間のスピード感に行政はついていけないのだからかと不安を感じたところです。官民連携で事業を進めるのであれば、行政が先々に動かなければ、民間の足を引っ張ってしまうのではないかと思います。そのためにも静岡市が先に動く必要性を強く感じたことから、ガイドプランの総合計画への反映は必須だろうと提案しました。わくわく感

000070

とスピード感、ぜひお願いしたいところでございます。

● 清水駅周辺地区都市再生整備計画について

大きなプロジェクトを動かす場合に、財政的裏づけ、国の支援などがなければ、多くの皆さんの賛同を得ることはできません。公民連携協議会のガイドプランをこの都市再生整備計画で後押しする、よい流れになってきたかなと感じております。

しかしながら、今回のエリア設定は清水地域中心市街地活性化区域とはほぼ同じとしており、現在のところはエネオス社の遊休地は対象エリアとなっていないですね。エネオス社所有遊休地につきましても、都市再生整備計画のエリアを拡大して対象地に含めるよう要望させていただきます。

● 公民連携協議会について

法人としての信用力、持続性、責任、そして独立性がキーワードかと思えます。協議会は、今後、プランを実現させなければならない立場になってくるものと思います。プランを実現するための法人化だと私は理解しております。

個人的な見解ではありますが、清水みなとまちづくり公民連携協議会が臨港地区の港湾計画と都市計画を所管する強い権限とマネジメント能力を持ち、みなとまちづくりを主体的に行うような仕組みづくりを検討してもいいように感じております。

● 森林文化の地域づくりについて

数年後には、両河内地区にスマートインターが完成します。その時に、結局できたのはインターと周辺の道路だけだったとならないように願っています。目標時期から逆算し、やるべき事業を洗い出し、各部署が総がかりで取り組むこと、これが本場にできているのか、少し不安を感じています。（4面に続く）

新東名、中部横断道ができたときと同じようにならないようお願いします。

特に両河内地区において必要なのは、ドライバーの休憩場所としての広い駐車場、トイレなどを備えた道路休憩施設、地域の情報発信、地場産品販売のための都市山村交流センター、そしてガソリンスタンドなど思っております。実現に向けた動きをぜひお願いいたします。

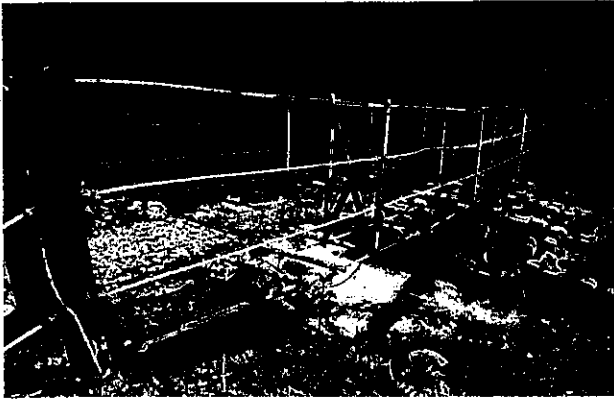
また、今後、中山間地のみならず、地域のことを一番分かっている区役所が計画段階から関わるようにしてほしいと思います。

● つり橋問題について

管理者不明の橋は、つり橋だけでなく道路橋もあります。中山間地だけでもありません。勝手橋との表現もいかがなものかと思っています。

管理者不明ということは、メンテナンスがされずに日々老朽化し、危険性が増していくことです。ぜひ全てを調査していただき、管理者を決め、老朽化対策、維持管理、架け替え、撤去など早急に対策をしていただきたいと思います。

これは住民の安心・安全な生活基盤として大変重要な課題です。かつ緊急の問題です。早急な対応をお願いします。



中河内川に架かる管理者不明のつり橋

企業消防委員会

000071

■令和4年9月定例会「令和4年10月5日(水)」
◆高木委員（消防団の増員対策）

消防団員数は、平成23年度の2801人をピークに年々減少を続けており、近年は、退団者数が入団者数を大きく上回る傾向でありまして、減員が続いております。これから消防団員になろうとする若者に対して、これをどのように周知しているのか、教えてください。

●恩田消防団担当課長

現在、若者が多く利用するフェイスブックやインスタグラム、こちらを消防団公式フェイスブックやインスタグラムという形で若者に目に留まりやすい環境をつくっております。

また、現在、学生に対しても、昨年度はコロナの影響で実施できませんでしたけれども、学園祭に広報ブースを設けて、学生団員の募集も図っております。

◆高木委員

直接、若者に語りかけるような活動をぜひ数多くやっていただきたいと思います。

■令和4年9月定例会「令和4年10月6日(木)」
◆高木委員（横砂地区の浸水対策）

下水道計画課の雨水総合排水計画の更新についてでございます。

令和3年度に中期計画地区を作成し、令和4年度長期計画地区を策定するとなっておりますが、今般、水害のひどかった横砂地区、ちなみに自治会集計では、111戸が床上浸水、七夕豪雨以上の浸水高になったとのことであり、ますけれども、この横砂地区は、この計画の中に含まれているのかどうか。仮に含まれているとすれば、何年頃から整備が行われるか、教えてください。

●大石下水道計画課長

委員のお尋ねの横砂地区につきましては、今進めてい

ます雨水総合排水計画の更新においては、中期計画地区と長期計画地区に含まれています。

次に、整備時期につきましては、今回の台風15号では、現在進めている浸水対策推進プランにおける対策未整備地区においても、大きな被害を確認しておりますので、まず、この地区の対策を進め、その後、令和13年度以降に中期計画地区、長期計画地区と進めていく予定でございます。

◆高木委員

この計画も令和13年以降ということですので、10年近くたなければ整備がなされないということなんですね。すけれども、例えば、巴川地区と並行して実施するなど早期に対策していただくことはできないものなのでしょうか、伺います。

●大石下水道計画課長

まず、やはり現在、進めている浸水対策推進プランの対策未整備地区の早期完成に努めていきたいと考えております。

あわせて、今回の台風15号による被害を受けて、雨水総合排水計画における中長期計画地区についても、浸水被害の状況や浸水要因の検証を行いまして、関係部局とも連携し、対策優先順位や対策手法などの再検討を進め、現行プラン完了後、早期の浸水被害軽減につなげていきたいと考えておるところでございます。

◆要望・意見・討論

雨水総合排水計画につきましても、10年以上たらないとその地域は整備しませんとの発言でした。再検討すると言っていたいただきましたけれども、具体的な内容はまだ分からないという中で、例えばの話ですけれども、今回、横砂地区で見ますと、庵原川の河床が例年より上がっていたとか、橋の橋脚に倒木等の瓦礫が堆積して流れを邪魔して水があふれ出した等の話もあります。ということは、浸水対策とはまた趣旨の違う対策が必要かなと考えるとあります。浸水の原因を細かく分析して丁寧な対応がなされるようお願いいたします。

No. 4月-11

支出伝票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 11日				
支払年月日	5年 4月 11日				
金 額	1,280 - 円				
内 容	消耗品代(急須)として				
支 払 先	三保原屋				
備 考					
@1,280×1ヶ					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000072

領 収 書

自民党市議員様

¥1,280-

No.000001-8310-0037

2023年04月11日

(外税10%対象額 ¥1,164 外税額 10% ¥116)

消費税

116円を含む。

但し、

急須代

として上記正に領収いたしました。

支払内訳

現金 ¥1,280
(内消費税等 ¥116)株式会社三保原屋
静岡市葵区呉服町2-3-6
TEL054-252-7111※財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

領 収 書

自民党市議員様

¥1,280-

No.000001-8310-0037

2023年04月11日

(外税10%対象額 ¥1,164 外税額 10% ¥116)

消費税

116円を含む。

但し、

急須代

として上記正に領収いたしました。

支払内訳

現金 ¥1,280
(内消費税等 ¥116)株式会社三保原屋
静岡市葵区呉服町2-3-6
TEL054-252-7111※財布等にはさんで保管頂く場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

000073

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 ② 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4 月 11日				
支払年月日	5年 4 月 11日				
金 額	198,440 - 円				
内 容	内外情勢調査会 令和5年度会費 として				
支 払 先	内外情勢調査会				
備 考	会費 @15,000 × 12ヶ月 消費税 振込手数料 ¥180,000 ¥18,000 ¥440 ¥198,440				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000074

〒424-0055
静岡県
静岡市葵区追手町5-1
自民党市議団控室

自民党 静岡市議団

様

お客様番号 [REDACTED]

000075

領収証

自民党 静岡市議団

様

領収金額 198,000円
(消費税等 18,000 円を含む)

期 間 令和 5年 4月~令和 6年 3月

領収日 令和 5年 4月 11日

領収番号 4013478

▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

当会は一般法人（非営利型）につき、収入印紙は貼り付けいたしません。

種類	配信先（敬称略）	数 量	月 額	月数	領収金額
会費			15,000	12	180,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		180,000 18,000

上記の通り領収いたしました。

〒1
東京 中央区銀座 目 15番8号

一般社団法人
調査会
印
電 彦 番 [REDACTED]



ご利用明細票

お取扱目	店番	お取引内容
05-04-11		通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N111	*198,000	
	残高	
イツハ°ンシヤタ°ンホウジ°ンナイカ°イシ°ヨウ セイチ		
送金料金		*440円
振込予定日		05-04-11
テラサワ シェン		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ご利用明細票

お取扱目	店番	お取引内容
05-04-11		通帳送金
記号	番号	
取扱番号	お取引金額	
N111	*198,000	
	残高	
イツハ°ンシヤタ°ンホウシ°ンナイカ°イシ°ヨウ セイチ		
送金料金 *440円		
振込予定日 05-04-11		
テラサワ シェン		

ご利用いただきましてありがとうございました。

000076

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	4	4	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | ② 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

送金手数料 ¥440

支払年月日 R5 年 4 月 11 日

支払先住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

支払先名称 XXXXXXXXXXXX

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R5 年 4 月 11 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000077

No. 4 月 - 12

報 告 書

令和6年3月25日

自由民主党静岡市議会議員団
会長 鈴木 和彦 様

議員名 寺澤 潤

下記のとおり、会費負担を伴う政務活動についてご報告します。

1	支 出 先	内外情勢調査会
2	支出内容 及び金額	198,440 円 (振込手数料込み)
3	開催日・支払日	添付資料参照
4	目 的	添付資料参照
5	内 容	添付資料参照
6	成果・市政への 反映等	各界における全国トップクラスの講師を招き、 地元経済界の方々と最新の政治経済動向の話を伺いながら、自身の 政策研究等に変有効な手段として、もっと多くの議員にも聴講してほしい 内容である。

000078

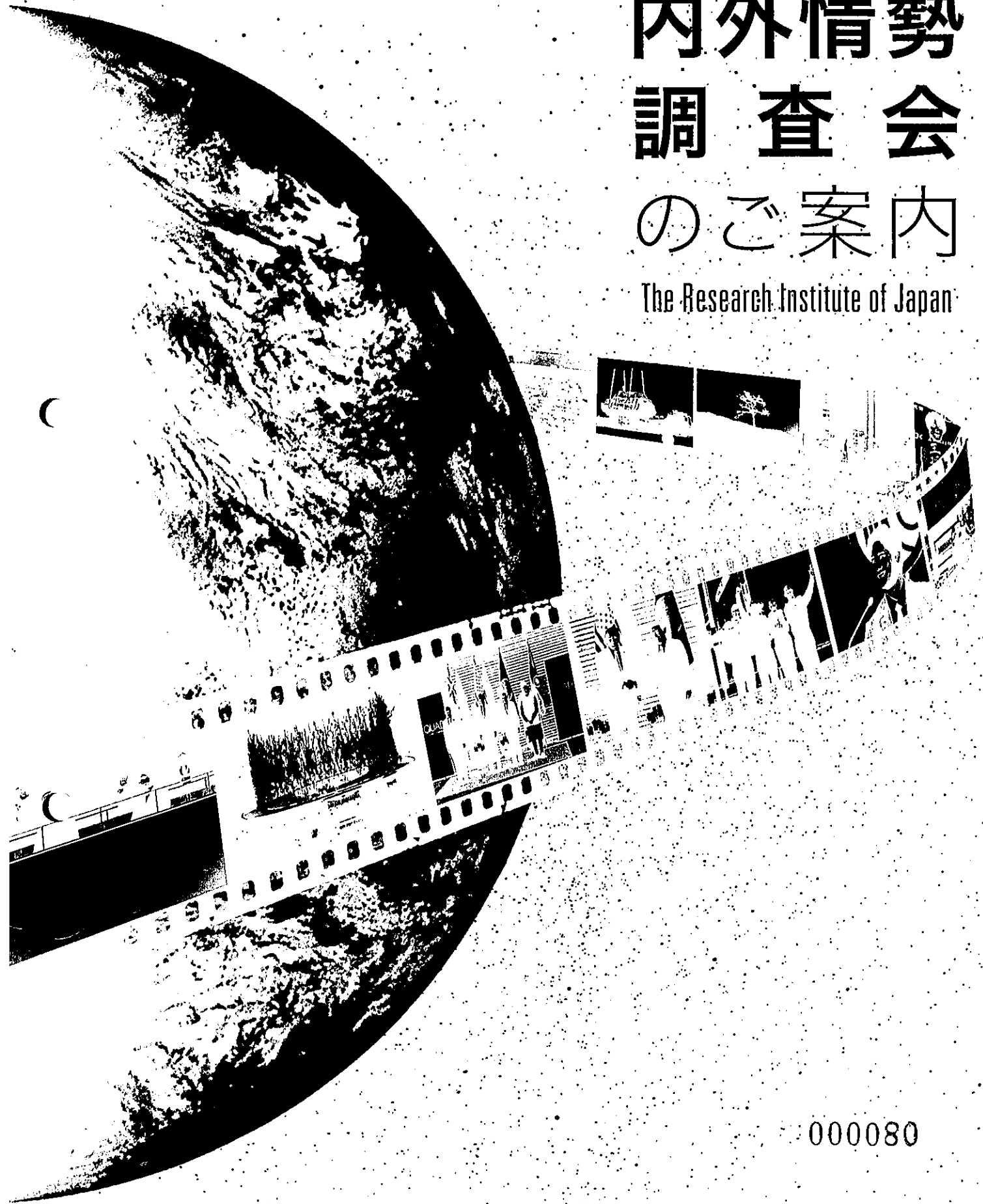
2024年		
5月	全国	
	支部	「北朝鮮の主張「拉致問題解決済み」の3つのウソと拉致問題解決のキーワード「期限」の意味 蓮池 薫（新潟産業大学経済学部特任教授）
4月	全国	「昨今の政治について＝自民党改革の方向性＝」 森山 裕（自民党総務会長）
	支部	「時代と共に変化する中小企業経営～働き方改革と利益の両立～」 中村 朱美（株式会社minitts代表取締役）
3月	全国	「トム・ホーバスのリーダーシップ論」 トム・ホーバス（バスケットボール男子日本代表 ヘッドコーチ）
	支部	「根拠と共感に基づく政策執行（EERI）による共創」 難波 喬司（静岡市長）（※静岡支部合同）
2月	全国	「国際情勢と難民問題」 伊藤 礼樹（UNHCR駐日事務所 代表）
	支部	「メディアでは語れない防災対策」 高荷 智也（備え・防災・BCP策定アドバイザー）
1月	支部	「大相撲 知れば興味が湧いてくる」 藤井 康生（元NHKエグゼクティブアナウンサー/大阪学院大学経済学部特任教授）

2023年		
12月	全国	「2023年を振り返り、2024年を展望する」 岸田 文雄（内閣総理大臣）
11月	全国	「グローバルサウスの大国インドに挑む」 安永 竜夫（三井物産株式会社 代表取締役会長/日印経済委員会 委員長）
	支部	「アフターコロナに向けた地域発ヒット商品の作り方」 北村 森（商品ジャーナリスト/サイバー大学IT総合学部教授）
10月	全国	「最先端半導体、デジタル産業の持続的成長へ～Rapidus、LSTC設立の背景～」 東 哲郎（Rapidus株式会社 取締役会長）
	支部	「ガラパゴスな日本」の未来と企業の対応 藻谷 浩介（株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員）
9月	全国	「急変する国際情勢下韓日関係」 尹徳敏（駐日韓国大使）
	支部	「夢をあきらめるな！～激動の半生を振り返る～」 フランソワ・ニヨンサバ（順天堂大学大学院医学研究科アトピー疾患研究センター教授）
7月	全国	「大阪から全国へ＝維新の戦略＝」 馬場 伸幸（日本維新の会代表）
	支部	「日本の選挙と政治」 久米 晃（元自由民主党本部選対部長）
6月	支部	ロシアによるウクライナ侵攻の衝撃 兵頭 慎治（防衛研究所政策研究部長）
5月	全国	「金融政策の基本的な考え方と経済・物価情勢の今後の展望」 植田 和男（日本銀行総裁）
	支部	5G技術の進展とAIで進む企業と社会 柏村 祐（第一生命経済研究所主任研究員）
4月	全国	「中国の経済的威圧＝米国、日本そして国際社会はどう立ち向かうべきか＝」 ラーム・エマニュエル（駐日アメリカ合衆国大使）×杉山晋輔（前駐アメリカ合衆国 日本大使）
	全国	「挑戦に終わりは無い＝いかなる時代環境でも利益を生み出す」 矢野博文（株式会社 大創産業 創業者）×大山健太郎（アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長）
	支部	「顧客視点による経営革新の実現」 鬼澤 慎人（株式会社ヤマオコーポレーション代表取締役）
3月	全国	「年齢は単なる数字に過ぎない＝『生涯楽しむ』を考える＝」 若宮正子（最高齢ゲームクリエイター）
	支部	戦国武将のリーダーシップ-信長・秀吉・家康に学ぶ経営戦略- 小和田哲男（静岡大学名誉教授）

一 般 社 団 法 人

内外情勢 調査会 のご案内

The Research Institute of Japan



000080

<https://naijyo.or.jp>

会員サービス

●会員は全国懇談会と、会員が所属する支部懇談会に参加できます。参加の都度の費用は不要です。会費に含まれています。

●会員には月刊会報誌「J²TOP」(ジェイ・ツー・トップ)を定期送付します。

J²TOPは、全国懇談会の講演抄録、講師の解説記事、会員企業紹介などお役に立つ情報を掲載しています。

●内外情勢調査会のホームページの会員専用ページで、全国懇談会の講演内容を動画でご覧いただけます。

●会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官通知で、「会員となることが必要である法人については、これを支出した事業年度の損金に算入される」ことになっています。



会報誌「J²TOP」

入会案内

●法人、個人どなたでも随時ご入会いただけます。

●年会費制。入会金は不要です。

●ご入会に関するお問い合わせは、内外情勢調査会あるいはお近くの時事通信社の支社・総局・支局へご連絡ください。

000081

お問い合わせ先

一般社団法人 内外情勢調査会

〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8

TEL: 03-3546-7040 FAX: 03-3542-8117 URL: <https://naijyo.or.jp>



時事通信社の支社・総局・支局

●北海道地区

札幌 011(241)2801
苫小牧 0144(32)2877
帯広 0155(23)3820
釧路 0154(22)5763
旭川 0166(24)2266

●東北地区

仙台 022(223)2900
青森 017(776)3155
秋田 018(823)6591
盛岡 019(622)2442
山形 023(631)2157
福島 024(531)8351

●関東・甲信越地区

東京 03(3546)7057
横浜 045(681)3025
厚木 046(200)7124

千葉 043(224)2011

さいたま 048(822)1525
前橋 027(231)1120
宇都宮 028(622)1731
水戸 029(221)3907
つくば 029(852)6171

甲府 055(224)3121

長野 026(232)3230
中南信 0266(52)1331
新潟 025(246)8311

●中部地区

名古屋 052(231)4649
豊橋 0532(55)5711
岡崎 0564(22)7450
静岡 054(252)1823
浜松 053(453)4335
沼津 055(963)5115

岐阜 058(262)9749

津 059(228)2853
富山 076(432)6754
金沢 076(221)3171
福井 0776(57)1640

●近畿地区

大阪 06(6223)1213
京都 075(221)8445
神戸 078(362)5606
姫路 079(223)3135
大津 077(522)3915
奈良 0742(22)4511
和歌山 073(422)5529

●中国地区

広島 082(221)9381
岡山 086(222)7601
鳥取 0857(22)2800

松江 0852(21)3594

山口 083(922)0787

●四国地区

松山 089(921)6101
高松 087(821)6111
徳島 088(622)3166
高知 088(872)1717

●九州・沖縄地区

福岡 092(741)2536
北九州 093(521)4631
佐賀 0952(26)3434
長崎 095(822)5680
熊本 096(325)5300
大分 097(534)5500
宮崎 0985(29)9111
鹿児島 099(226)0565
那覇 098(867)1211

000082

領 収 証

No. _____

自民党市議員 様

5 年 4 月 12 日

★ 5,000

但 券代金

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

静岡県葵区谷津 2

望 月 信 一

TEL <054>278-0524

コクヨ ウケ-78

000083

No.4月 - 18

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 12日				
支払年月日	5年 4月 12日				
金 額	48,600 - 円				
内 容	事務所賃料 4月分 として				
支 払 先	サンコーランディックス				
備 考	★池谷大輔 議員 事務所賃料 ¥97,200×1/2 = ¥48,600 所在地： 静岡市駿河区手越原 2 5 1 番地の12 ※契約書の写し等書類添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000084

No.4月 - 18

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 4月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 12日

支払先住所 静岡市駿河区国吉田4-12-10

支払先名称 サンコーランディックス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 12日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000085

貸借契約書

池谷 大輔 様

社団法人 静岡県宅地建物取引業協会会員

静岡県知事 (2) 第12880号

静岡市駿河区国吉田4-12-10

(株)サンコーランディックス

054-264-8133

000086

建物賃貸借契約書(事業用)

(A) 賃貸建物の表示 ※宅建業法37条1-2

所在地	静岡県駿河区手越原251番地の12			家屋番号	251番12
建物名称	LLビル	階数	1階	部屋番号	B
建物用途	事業用(非居住)	建物種別	店舗・ <u>事務所</u> ・倉庫・その他()		
建物構造	鉄骨木造	スレート亜鉛メッキ鋼板葺		専有部分	床面積: 47.17㎡
建物構造	2階建て	総面積	334.33㎡	敷地面積	490.24㎡
				駐車場	2台駐車可

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的 (建物の使用目的が、暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点、違法薬物・危険ドラッグの製造販売又は使用のため等は、不可)

賃借人の業種	静岡市議会議員
建物の使用目的	事務所

(C) 賃貸借期間 ※宅建業法37条1-4

※契約期間終了後は自動更新です

始期	平成29年	4月	27日から	1年間
終期	平成30年	4月	26日まで	
目的物の引渡し時期		29年 4月 27日 ※鍵の引渡し予定日等を記載		

(D) 賃料・敷金・保証金等 ※宅建業法37条2-2、3

賃料・共益費等	支払期限	支払方法 (振込又は持参)
賃料	97,200円	当月分・ <u>翌月分</u> を
	毎月28日まで	金融機関名: [REDACTED]
		預金: [REDACTED]
		口座番号: [REDACTED]
		口座名義人: [REDACTED]
		持参先:

敷 金・保証金等		授受の時期	目 的
敷 金	270,000円	契約時	本契約書第6条の通り
礼 金	194,400円	契約時	
	円		
	円		
	円		

(E) 貸主及び管理業者

(1) 貸 主

氏 名	
-----	--

(2) 貸主と建物所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

住 所	〒 - 電話 ()
氏 名	
賃貸人と建物所有者との関係	

(3) 管理業者

商号又は名称	
所在地	
賃貸住宅管理業者登録番号	国土交通大臣()第 号

(F) 借主の緊急時連絡先

住 所	〒 - 電話 () 携帯 ()
氏 名	
借主との関係	

000088

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

1. 電球・蛍光灯等の消耗品
2. エアコンの保守点検交換

(H) 特約事項 (損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるとき、天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容をここに記載) ※宅建業法37条1-8、10

(契 約 条 文)

貸主 [] と借主 池谷太輔 は、頭書(A)記載の建物(以下「本物件」という。)について、建物賃貸借契約を次のとおり締結する。

第1条 使用目的

借主は、本物件を頭書(B)記載の目的にのみ使用する。

第2条 賃貸借期間

賃貸借期間は、頭書(C)記載のとおりとする。但し、貸主・借主協議の上、契約を更新することができる。

第3条 賃料・共益費等

借主は、頭書(D)の記載に従い、賃料等を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合の振込手数料は(貸主・借主)の負担とする。

- 2 1か月に満たない期間の賃料等は、1か月を30日として日割計算した額とする。

第4条 賃料等の増減

本契約の賃料等が公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の賃料と比して不相当となったときは、貸主・借主協議の上、増減することができる。

第5条 負担の帰属

本物件の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は、借主が負担する。

第6条 敷金

借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(D)記載の敷金を貸主に預け入れるものとする。

- 2 借主は、本物件の明渡しまで、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。
- 3 貸主は、本物件の明渡し時に、賃料等の滞納、その他本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合は債務の額の内容を明示し、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 貸主は、本物件の明渡しが完了したときには、敷金の残額を借主に返還しなければならない。

第7条 借主の善管注意義務

借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

2 本物件が毀損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。その毀損が借主の故意・過失に起因したものについては、借主が損害賠償しなければならない。

第8条 反社会的勢力の排除に関する確約事項

貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条 禁止事項

借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (3) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (4) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (5) 排水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (8) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (9) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグ(覚醒剤等の違法〔規制〕薬物と類似した幻覚や興奮等の精神作用のある成分が使われ、違法薬物と同様に有害性が疑われる物)使用者又は所持する者を出入りさせること並びに本物件内において本号薬物の販売を行うこと。
- (10) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (11) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

第10条 契約解除 ※宅建業法37条1-7

借主が1か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本契約を解除することができる。

2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。

- (1) 第9条(1)～(6)及び(8)～(11)の禁止事項を行ったとき。
- (2) 第9条(7)の禁止事項を行ったときは、貸主は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。

3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。
- (2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

第11条 修繕

貸主は、頭書(G)に記載した借主が負担する修繕を除き、借主が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

い。

第12条 立入り

貸主は、本物件の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。
- 3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。

第13条 借主からの解約

借主は、貸主に30日前までに解約の申入れをすることにより、本契約を終了させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から1月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間に随意、本契約を終了することができる。

第14条 天災事変等による契約の終了 ※宅建業法37条1-10

天災事変・事故・火災・老朽により、本物件の全部もしくは大部分を使用することが不可能な状態になったとき又は改築・大修理の必要が生じたときには、本契約は終了する。

第15条 明渡し及び明渡し時の修繕 ※宅建業法37条1-8

借主は、貸主又は貸主が指定した者(本物件の管理業者等)に、本物件の明渡日を事前に通知しなければならない。

- 2 借主は、本契約が終了する日までに(第10条の規定に基づき本契約が解除された場合は直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
- 3 借主は、明渡しについて必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃及び公共料金の精算をしなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された借主の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、借主がその時点でこれを放棄したものとみなし、貸主はこれを必要な範囲内で任意に処分し、その処分に要した費用を借主に請求することができるものとする。
- 5 本物件の明渡し時において、借主は経年劣化及び通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、借主の故意又は過失による必要な修繕費用は、借主が負担するものとする。
- 6 貸主・借主は、前項に基づき借主が行う原状回復の内容及び方法について事前に協議するものとする。
- 7 借主が明渡しを遅延したときは、借主は貸主に対して賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の2倍に相当する使用損害金を支払わなければならない。
- 8 借主は明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵及び複製した鍵を貸主に返還しなければならない。その他、貸与を受けたものがあるときには、同様に返還しなければならない。

第16条 延滞損害金 ※宅建業法37条1-8

借主は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(10.0%)の割合による延滞損害金を支払わなければならない。

第17条 連帯保証人

連帯保証人は、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。

- 2 連帯保証人は、法定更新、合意更新にかかわらず、本契約が存続する限り、借主と連帯して本契約から生じる一切の債務を負担しなければならない。
- 3 連帯保証人が死亡したとき又は破産の宣告を受けるなど、著しく社会的信用を失墜したときは、借主は直ちに貸主に通知するとともに、貸主の承諾する連帯保証人に変更しなければならない。
- 4 連帯保証人は、貸主の承諾がなければ、この保証契約を解約することができない。
- 5 借主は、貸主から連帯保証人の変更等の要求を受けたときには、すみやかに必要な手続きをとらなければならない。
- 6 借主が不在のときは、連帯保証人が借主に代わり賃貸借契約の解除の権限を有し、債務及び義務の一切を継承する。

000091

2. 宅地建物取引業法第37条に定められている署名

宅地建物取引業者の商号	株式会社サンコーランディック
代表者の氏名	中島 順 印
主たる事務所(電話番号)	静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133
免許証番号	静岡県知事(2)第12880号
免許年月日	平成29年12月10日
説明をする宅地建物取引士の氏名	印
登録番号	
業務に従事する事務所	株式会社サンコーランディックス 静岡市駿河区国吉田4丁目12番10号 電話 054-264-8133

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

000092

第18条 保証機関

貸主が承諾したときは、借主は、前条の連帯保証人の提供に代え、機関保証を利用することができるものとする。その場合、借主は、賃貸借契約締結と同時に同保証制度を利用するために必要な手続きをとらなければならない。また、機関保証に係わる費用は、借主の負担とする。

第19条 協議

貸主及び借主は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、貸主の所在地若しくは本物件の所在地を管轄する裁判所で行う。

第21条 特約事項

頭書(H)のとおり定める。

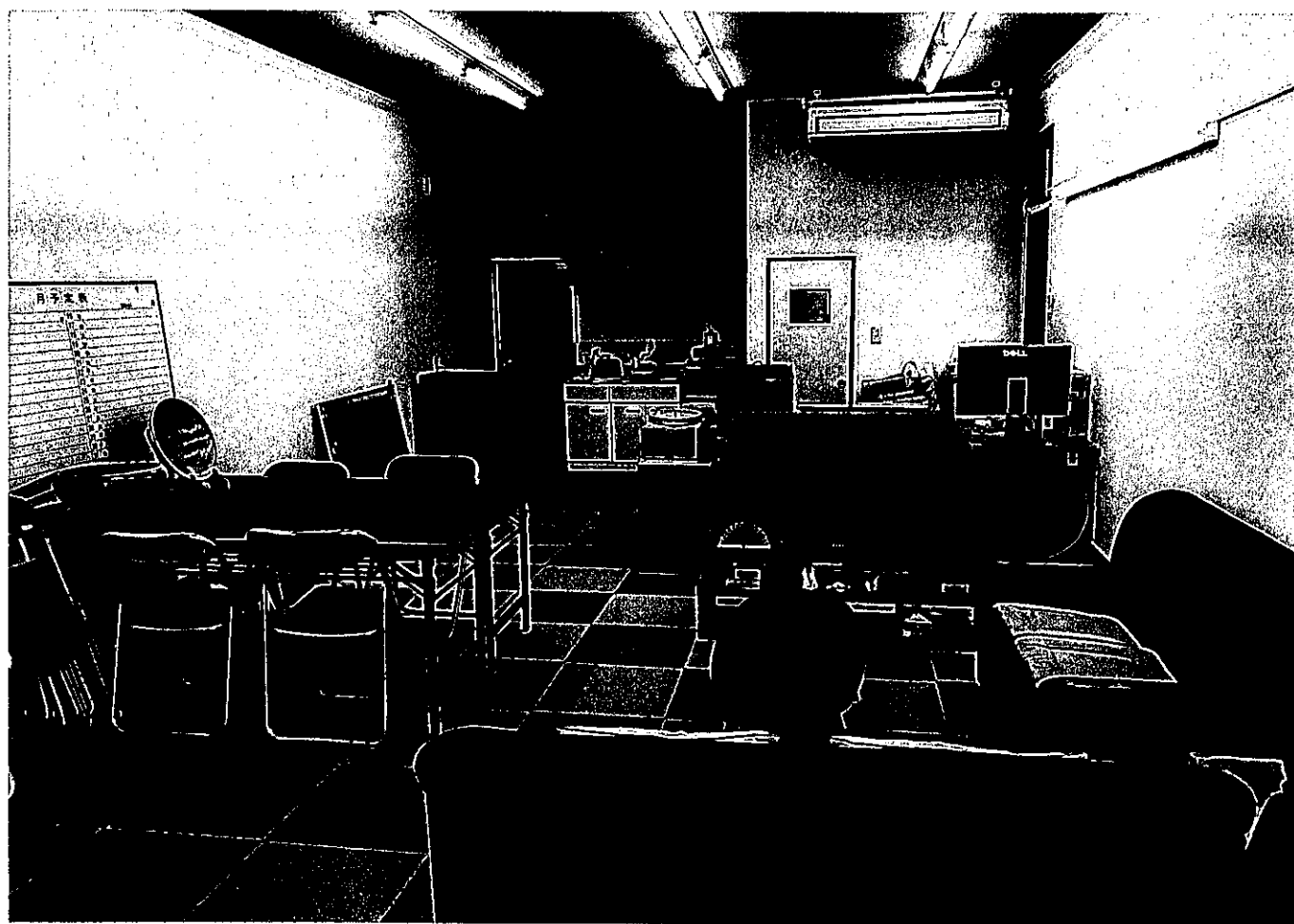
本契約書を2通作成し、貸主借主双方が署名押印の上各1通を保持する。

平成 29 年 4 月 20 日

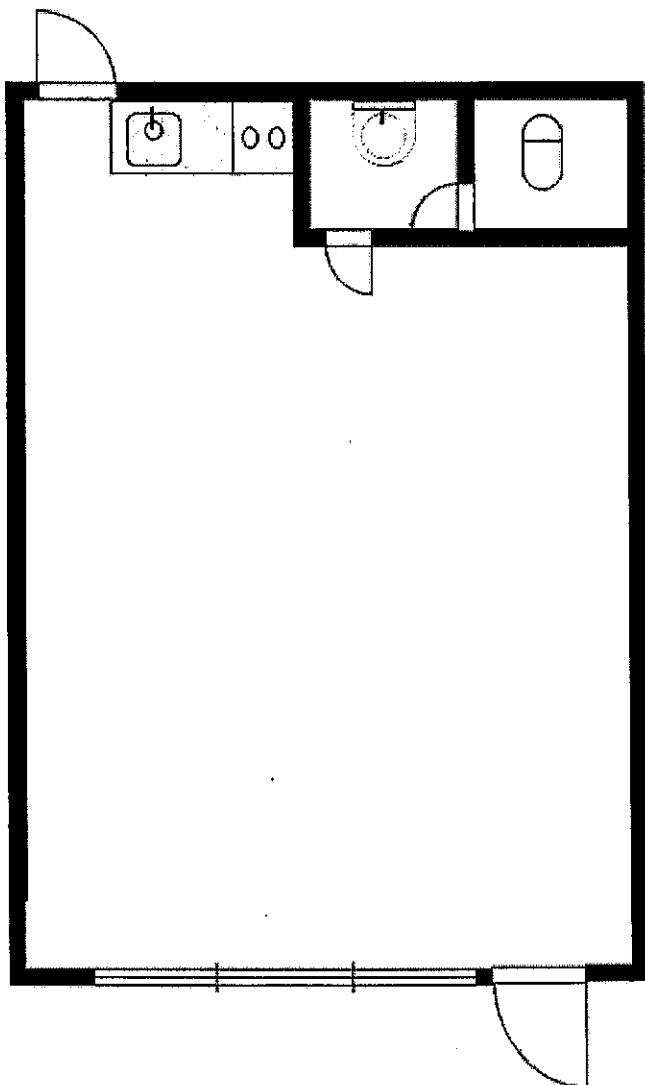
1. 貸主・借主・連帯保証人・保証機関

貸 主	氏名				()
	住所				
借 主	氏名	池谷大輔	(印)	電話	
	住所	静岡県駿河区丸子4-15-3			
連 帯 保証人	氏名				
	住所				
連 帯 保証人	氏名		印	電話	()
	住所				
保証機関	社名		電話	()	
	住所				

000093



000094



000095

No. 4月 - 15

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	5年 4月 13日						
支払年月日	5年 4月 13日						
金 額	3,000 - 円						
内 容	名刺代 として						
支 払 先	ワーク春日						
備 考	@15×200枚 ¥3,000 <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000096

領 収 書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

収入

No. [REDACTED]

印紙

2023年4月13日

下記正に領収いたしました。

領収金額 (税込) **¥3,000.-**

静岡市葵区春日3-3-10

社会福祉法人

恩賜財団

済生会支部 静岡

就労継続支援B型事業所

施設長 阿部



(内、消費税

¥272.-)

品 名	数 量	単 位	単 価	小 計	備 考
名刺印刷	200	枚	14	¥2,800	
お値引き	1	式	-72	-¥72	
合 計				¥2,728	(税抜)

000097



自由民主党静岡市議会議員団

幹事長
繁田和三

市役所 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
TEL 054-254-2111
自宅 静岡市葵区牛妻三三五-1
TEL 054-254-2111
携帯電話 (054) 294-1139

Kazumi Shigeta
SHIZUOKA CITY COUNCIL MEMBER

Shizuoka Municipal Office
5-1 Otemachi Aoi-ku Shizuoka-shi Japan
Phone +81-54-254-2111

000098

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓								
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 ③ 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費												
実施年月日	5年 4月 13日												
支払年月日	5年 4月 13日												
金 額	114,576 .- 円												
内 容	自民党市議団だより 折込料 として												
支 払 先	静岡オリコミ												
備 考	<table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>折込代</td> <td>33,600</td> <td>3.41</td> <td>¥114,576</td> </tr> </tbody> </table>						数量	単価	金額	折込代	33,600	3.41	¥114,576
	数量	単価	金額										
折込代	33,600	3.41	¥114,576										
				出納簿 確認欄	✓								

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000099

福地 様

R5 年 4 月 13 日

金額			¥	1	1	4	5	7	6	-
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

但 4ラシ折込料 4/4折込 B4 33,600枚
上記金額正に領収致しました。消費税は含まれています。

内 訳	
現金	
小切手	
振込	〇



内訳

金額(税抜)

消費稅額

金額(税抜)

8 % 消費稅額

登錄番号： T5-0800-0100-2644



チラシの効率を追求する

株式会社 静岡才塾

営業本部

〒422-8051 静岡県駿河区中野新田3-18-2
TEL(054)283-1977 FAX(054)284-0178

浜松支社

〒433-8125 浜松市中区和合町220-1011
TEL(053)474-8833 FAX(053)471-8098

静岡市内センター

〒422-8051 静岡県駿河区中野新田359
TEL(054)283-2226 FAX(054)283-2229

000100

自民党静岡市議団だより

発行：自由民主党静岡市議会議員団 静岡市葵区追手町5-1



静岡市議会議員（3期目）
福地 健がお届けします！

日頃から静岡市政の運営にご協力賜り誠にありがとうございます。今回の広報紙（市議団だより）では「令和5年度の本市予算（概要）」と「長沼交差点の立体化」に向けた取り組みを特集しました。また、令和5年度は静岡市の最上位計画である「第4次静岡市総合計画」がスタートする年であることから、新たに定められた5大重点政策と3つの主要事業（危機管理強化・DX/GX・人口活力の向上）も記載しています。ご多用のこととは存じますがご一読いただければ幸いです。

静岡市の令和5年度当初予算（概要）

予算規模とポイント

◆一般会計 3,517億円（対前年度139億円増 +4.1%）

◆全会計 6,759億円（対前年度218億円増 +3.3%）

000101

- (1) 静岡市第4次総合計画の「5大重点政策」に予算を重点配分。
(2) 台風15号や感染症を踏まえた「危機管理の強化」に資する取組を予算に反映。
(3) 「DX」「GX」の推進に加え「人口活力の向上」に資する取組を予算に反映。

5大重点政策【149.4億円】

子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進 33.7億円

- ・政令市初となる第2子以降の保育料の完全無償化
- ・妊娠・出産・子育てにおける伴走型の支援
- ・屋内遊び場施設の整備に向けた課題の調査研究
- ・誰もが活躍できる社会実現に向けた支援体制の調査
- ・かけこまち七間町を活用した認知症ケアの推進

アートとスポーツがあふれるまちの推進 13.7億円

- ・春夏秋冬ごとにフェスティバルが楽しめるまちの推進
- ・プロモデルの魅力を活かしたシティブローションの推進
- ・プロスポーツチームと連携したまち・ひとづくりの促進
- ・プロスポーツ・コンサートが開催できるアリーナ整備の調査
- ・サッカースタジアムの候補地やまちづくりの課題の調査

港町の海洋文化を磨き上げるまちの推進 66.3億円

- ・（仮称）海洋・地球総合ミュージアムの整備
- ・新興津地区のレクリエーション拠点となる海づり公園の整備
- ・清水港への客船の誘致と歓迎イベントによる賑わいの創出
- ・脱炭素先行地域における再エネ設備導入の促進
- ・再エネ電力を活用したグリーン水素の供給設備整備の促進

城下町の歴史文化を守り抜くまちの推進 13.7億円

- ・大河ドラマ館と歴史博物館による市内外誘客の促進
- ・将棋「名人戦」と囲碁「本因坊戦」のタイトル戦の開催
- ・駿府城公園エリアの夜間景観の整備（第二弾）
- ・駿河区の玄関口となるJR静岡駅南口駅前広場の再整備
- ・JR静岡駅北口地下広場「しずちカ」のリニューアルオープン

オアシズの森林文化を育てるまちの推進 22.0億円

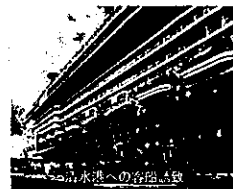
- ・買い物支援、健康相談によるオアシズ的生活利便性の向上
- ・オアシズへの移住の促進や地域の移住促進事業の支援
- ・エリートツリーによる森林づくりの推進や市産材活用の促進
- ・両河内スマートIC、有東木トンネルなどの整備
- ・梅ヶ島新田温泉浴場「黄金の湯」浴室棟のリニューアル



移動駅弁車によるおいしき旅支度



新金の海づり公園



清水港への客船誘致



屋内遊び場施設「アーク」



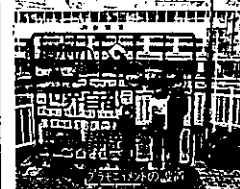
海洋・地球総合ミュージアムイメージ



脱炭素先行地域「大沼」2号駅



東田門・家松等オアシズ



アークの夜間景観



JRによる移住促進

危機管理の強化

- (1) 防災・減災、国土強靱化
- ・巴川流域の浸水被害軽減に繋がる雨水貯留施設の整備
 - ・承元寺取水口の強化と新たな水源の検討
 - ・災害時における避難所等での情報収集、発信体制の強化
 - ・浸水対策推進プランに基づく河川改修・雨水幹線等の整備
 - ・道路、橋梁、上下水道施設等の維持管理・耐震化対策
- (2) 災害復旧（令和4年度台風15号関連）
- ・道路、河川、農林道等の災害復旧
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況や国の動向に対応する体制の確保



両河内スマートICイメージ

DX・GXの推進

- (1) DXの推進
- ・スマートシティの推進
 - ・メタバースを活用した移住の促進
 - ・市立図書館における電子書籍の貸出
- (2) GXの推進
- ・脱炭素に資する技術開発等の推進
 - ・グリーン電力の地産地消の推進
 - ・道路照明灯のLED化の推進



VR交流イベント（笠岡南）



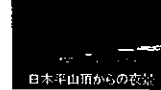
両河内スマートICイメージ

人口活力の向上

- (1) 定住人口の増加
- ・市内でのワーク体験の推進やお試し住宅の活用による移住の促進
 - ・市内から県外大学等に新卒就学する学生への通学費の貸与
- (2) 交流人口の拡大
- ・夜間景観を活かしたナイトパレードの推進
 - ・静岡市のお茶を巡る体験の推進
- (3) 関係人口の創出
- ・地域おこし協力隊員による地域の魅力発信
 - ・ふるさと応援寄附金を通じた静岡市のファンの拡大



アーク体験の様子



日本平山頂からの夜景

「国道1号線」と「流通センター通り」が交差する長沼交差点周辺では、渋滞や交通事故などが課題となっています。この課題を解決するため、長沼交差点を立体化させる『静岡南北道路長沼立体事業』を推進しています。

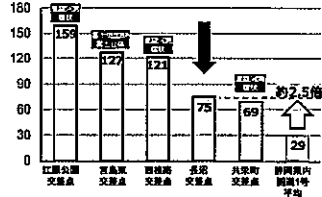
■長沼交差点周辺における課題

①長沼交差点の渋滞

長沼交差点の慢性的な渋滞は、静岡県内でワースト4位となっているなど、市民生活に多大な影響を与えています。

■静岡県内国道1号における渋滞損失時間と静岡県内国道1号平均比較

(万人時間/年)



長沼交差点の渋滞



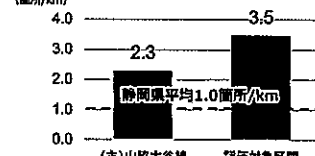
※調査機関：国土交通省国土院（平成29年度調査）
※出典：国土交通省国土院（平成29年度調査）

※写真撮影日：R4.8.26(金)18時台

②物流における速達性の低下

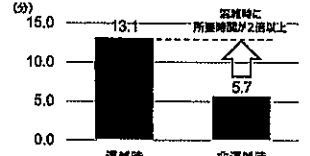
流通センター通りは信号交差点が多く、混雑時は平常時の2倍以上の時間を要するなど、沿線企業を含め本市経済の大きな支障となっています。

■(主)山脇大谷線（大谷放水路東交差点～豊地交差点）の信号交差点密度



※出典：H27全県道路・橋梁交通情勢調査

■番谷5丁目南(交)→池田(交) (約1.7km)の所要時間

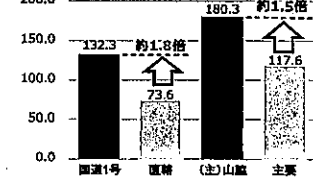


※出典：ETC2.0データ (R3.10平日)

③長沼交差点周辺道路で多発する交通事故

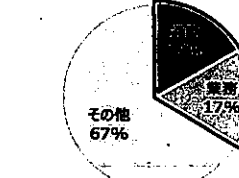
長沼交差点周辺は、市内平均と比べ死傷事故率が高くなっています。さらに、渋滞を回避しようと生活道路に迂回した車により地域住民の安心・安全にも悪影響を及ぼしています。

■静岡市内の道路種別死傷事故率（路線別）



※1：橋本交差点～番谷田交差点間 ※2：番谷5丁目南交差点～池田交差点間

■生活道路での事故発生状況



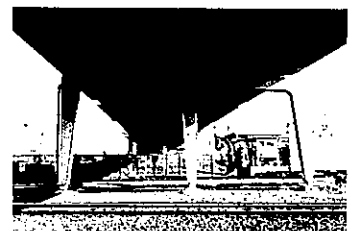
※出典：ITARDA 009-R2 (交通安全・生活道路調査データ)

④長沼大橋の老朽化・耐震性の課題

長沼大橋は、架設後50年以上が経過し、老朽化が進行しています。さらに、熊本地震で落橋したロッキング形式の橋脚と同じ仕様となっており、耐震補強を実施していますが、早期に架け替える必要があります。



JRの上に架かる長沼大橋



長沼大橋ロッキング橋脚

※社会資本整備審議会道路分科会中部地方小委員会資料より一部抜粋

■事業化に向けた取り組み

長沼交差点立体化は、静岡市が単独で行える規模の事業ではありません。そこで、令和2年度に静岡市長を会長とした「国道1号長沼交差点機能強化（進期成同盟会）」を設立し、国への要望活動を継続しています。我々、自民党静岡市議団もこの期成同盟会に参加し、国土交通省、財務省などに対して立体化の必要性を強く訴え、早期の事業化を目指して要望しています。その結果、下記の通り事業化に向けた国の調査が始まりました。

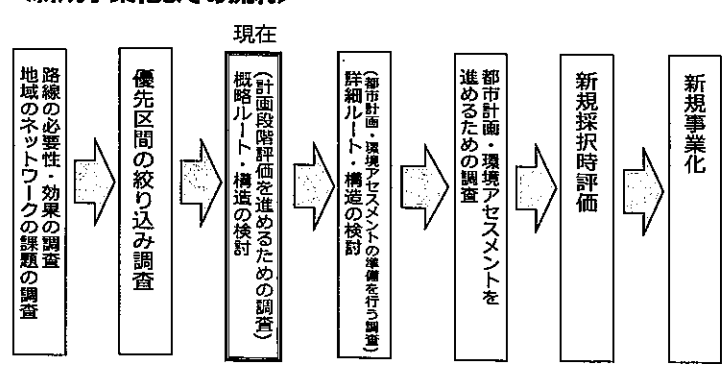


令和4年11月 国土交通省西田政務官へ要望

■事業化までの流れと現在地

現在、国土交通省では長沼立体化の事業化に向けたプロセスの1つである「計画段階評価」を実施しています。今後、アンケート調査等を実施しながら、地域の意見をまとめ、対策案を決定してまいります。計画段階評価の実施後に、都市計画決定、環境アセスメント、新規事業採択時評価などの手続きを経て新規事業化となる予定です。静岡南北道路長沼立体は着実に事業化への歩みを進めていますが、自民党静岡市議団では引き続き、早期の整備着手を求めて活動してまいります。

＜新規事業化までの流れ＞



※静岡市では、令和5年度中に周辺地域の皆様のご意見をお聴かせいただくための「アンケート調査」を実施する予定です。周辺地域の皆様が日々感じられている交通面での課題や、課題を解決するための対策等について意見をお寄せください。

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 14日				
支払年月日	5年 4月 14日				
金 額	52,250 - 円				
内 容	TSR情報誌 年間購読料 として				
支 払 先	東京商工リサーチ				
備 考	購読料 ¥51,700 振込手数料 ¥550 ¥52,250 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000103



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
05	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥51,700	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	1336	1241
お取引先 明細・ご 案内			
カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様			
シ"ユウミンシユトウシズ"オカシキ"カイキ"イン ン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
05	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥51,700	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥550	1336	1241
お取引先 明細・ご 案内			
カ) トウキョウ ショウコウ リサーチ 様			
シ"ユウミンシユトウシズ"オカシキ"カイキ"イン ン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

000104

請求書
1 / 1

請求日: 2023/02/07
請求書番号: 000000006137208

〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所内 本館2階



株式会社

東京商工リサーチ



自由民主党静岡市議会議員団 御中

〒100-6810 千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL. 03-6910-3132 FAX. 03-5221-0705

注) ご契約内容についてのお問い合わせは
契約担当支店へお願いいたします。



20101-0018186#

下記の通りご請求申し上げます。

顧客コード	請求金額
	51,700円
本体価格	47,000円
消費税	4,700円

お振込は下記の金融機関へ60日以内にお支払ください。

金融機関	支店	種別	口座
口座名: カトキ経済リサーチ			

※振込手数料はお客様負担でお願いします。

☆は軽減税率対象商品

軽減税率対象商品は、ホームページをご覧ください。
<http://www.tsr-net.co.jp>

商品別内訳	品名	数量	金額	備考
情報料金		1	47,000	
本体価格小計(10%対象)				47,000
仮受消費税				4,700
本体価格小計(8%対象)				0
仮受消費税				0

〈契約先内訳明細〉

〈弊社担当支店 静岡支店〉

発注日	伝票番号	品名	期間	ポイントNo	数量	金額	備考
230125	46043739	T S R 情報静岡県版	23/04/01-24/03/31		1	47,000	
本体価格小計(10%対象)						47,000	
仮受消費税						4,700	
本体価格小計(8%対象)						0	
仮受消費税						0	
小計						51,700	

000105

No. 4月-17

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	5	2	2	5	0

内 訳

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	⑦ 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	9 事務所・事務費
	5 会 議 費	

内 容 TSR情報誌 年間購読料 として

購読料	¥51,700
振込手数料	¥550
合計	¥52,250

支払年月日 令和 5 年 4 月 13 日
支払先住所 東京都千代田区大手町1-3-1
支払先名称 東京商工リサーチ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 13 日
会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団
代表者名 鈴木 和彦

000106

No.4月 - 18

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 ⑦ 資料購入費 8 人件費 9 事務所・事務費				
実施年月日	5年 4月 14日				
支払年月日	5年 4月 14日				
金 額	16,610 - 円				
内 容	静岡ビジネスレポート 購読料 2023年4月～2023年9月分として				
支 払 先	静岡ビジネス社				
備 考	@2,750×6ヶ月分 ¥16,500 振込手数料 ¥110 ¥16,610 .- 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000107

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	6	6	1	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 静岡ビジネスレポート購読料 R5年4月～R5年9月分

静岡ビジネスレポート	¥16,500
振込料	¥110
	¥16,610 .-

支払年月日 令和 5 年 4 月 14 日

支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34

支払先名称 静岡ビジネス社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

写

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
05	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥16,500	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥11013340239		
カ)シス"オカビ"シ"ネスシヤ 様			
シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン			
マン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号
05	04	14	
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
	お引出し	¥16,500	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残	高

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥11013340239		
カ)シス"オカビ"シ"ネスシヤ 様			
シ"ユウミンシユトウシス"オカシキ"カイキ"イン			
マン 様 TEL054-254-2111			

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

000109

御 請 求 書(購読料)

2023 年 3 月 17 日

毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下記のとおりご請求いたしますので、お支払いを賜
りたくお願い申し上げます。なお、中途解約の返金には応
じかねますのでご了承ください。
※中止のご連絡のない場合は継続とさせていただきます。

お客様コード
被振込銀行
取引店名
口座番号
口座名義 (株)静岡ビジネス社
ご請求期間 2023 年 4 月 ~
2023 年 9 月

静岡ビジネスレポート 16,500 円

合計ご請求金額 16,500 円

ご請求金額には消費税等 1,500 円が含まれています。
※振込手数料はご負担下さい。

郵便はがき

料金後納
郵便

420-8602

静岡市葵区追手町5-1

自由民主党静岡市議会議員団

様

静岡ビジネスレポート

株式会社静岡ビジネス社

〒422-8027 静岡市駿河区豊田1-9-34

TEL (054) 288-8131 / FAX (054) 288-8211

No.4月 - 19

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 14日				
支払年月日	5年 4月 14日				
金 額	31,750 - 円				
内 容	建通新聞購読料 (23/4/1~9/30) として				
支 払 先	建通新聞社				
備 考	@5,200×6ヶ月分 ¥31,200 振込手数料 ¥550 ¥31,750 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000110



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号
05 04 14	
銀行番号	店番号 科目 口座番号
お取扱店	お取引内容
	お引出し
お取引金額	¥31,200
お取扱枚数	*****
おつり	残 高

キャッシング	手数料 時刻
	¥550 1335 240
お取扱	お取引
できない	できない
内	内
カ) ケンツウシンフンシヤシス"オカ	
シヤ 様	
シ" ヲウミンシヨウトウシス"オカシキ"カイキ"イン	
内"ン 様 TEL054-254-2111	

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年 月 日	振替先店番・科目・口座番号
05 04 14	
銀行番号	店番号 科目 口座番号
お取扱店	お取引内容
	お引出し
お取引金額	¥31,200
お取扱枚数	*****
おつり	残 高

キャッシング	手数料 時刻
	¥550 1335 240
お取扱	お取引
できない	できない
内	内
カ) ケンツウシンフンシヤシス"オカ	
シヤ 様	
シ" ヲウミンシヨウトウシス"オカシキ"カイキ"イン	
内"ン 様 TEL054-254-2111	

06.520.38 ⑩ (裏面もご覧ください)

000111

購読料請求書

2023年 03月 20日

毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて下記のとおりご請求いたしますので、お支払いを賜りたく
お願い申し上げます。なお中途解約の返金には応じかねますの
でご了承ください。
※購読中止のご連絡のない場合は継続とさせていただきます
※軽減税率8%を適用しております

ご請求金額	31,200円(消費税額 2,310円)
〈明細〉	
静岡版	(2023年04月~2023年09月) 31,200円

※ご請求金額には消費税等を含んでおります

〈お振込み先〉

被振込銀行

取引店名

口座番号

口座名義 株式会社建通新聞社 静岡支社

※振込手数料はご負担ください。

郵便はがき

〒420-0853

静岡市葵区追手町5-1 静岡市役所内
議員控室

自由民主党静岡市議会議員団 様

お客様コード



株式会社

建通新聞社

〒422-8027

静岡市駿河区豊田1-9-34

株式会社 建通新聞社 静岡支社

TEL (054) 288-8121

No. 4月-19

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	1	7	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 建通新聞購読料 R5年4月～9月分

建通新聞	¥31,200
振込料	¥550
	¥31,750 .-

支払年月日 令和 5 年 4 月 14 日

支払先住所 静岡市駿河区豊田1-9-34

支払先名称 建通新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000112

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	5年 4月 14日						
支払年月日	5年 4月 14日						
金 額	70,510 - 円						
内 容	地方行政購読料 R5年4月1日～R6年3月31日 として						
支 払 先	時事通信社						
備 考	地方行政年間購読料 (R5年4月1日～R6年3月31日) @5,300×12ヶ月分 ¥63,600 消費税 ¥6,360 振込手数料 ¥550 ¥70,510 <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000113

〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町5-1

№ 4 - 20

自民党静岡市議会議員団

御中

お客様番号 [Redacted]

請求書

自民党静岡市議会議員団

様

請求日 R5年4月14日

請求番号 4017837

請求金額 69,960円
(消費税等 6,360円を含む)

請求期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日
(支払期日 令和5年4月30日)

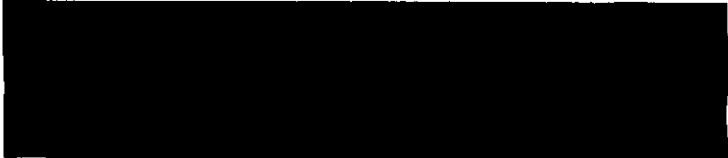
▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
地方行政		1	5,300	12	63,600
		10%	【対象金額】 【消費税等】		63,600 6,360

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 [Redacted]
事務担当者 [Redacted]

000114

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジツウシツ」です。



〒104-8118
東京都中央区銀座5丁目15番8号
株式会社時事通信
代表取締役 克彦
電話 03-6260-1111 番代 [Redacted]
(適格請求書発行数) 登録番号: T7010001018703



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号									
05	04	14										
銀行番号		店番号		科目		口座番号						
お取扱店		お取引内容				お取引金額						
		お引出し				¥69,960						
お取扱枚数		*****										
おつり		残				高						

キャッシング	手数料	時刻									お取扱い できない場合	
¥550		1342	0242									
カ) シ"シ"ツウシンジャ 様 *4017837シ"ミントウシズ"オカシキ"タン 様 TEL054-254-2111												

06.520.38 ① (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号									
05	04	14										
銀行番号		店番号		科目		口座番号						
お取扱店		お取引内容				お取引金額						
		お引出し				¥69,960						
お取扱枚数		*****										
おつり		残				高						

キャッシング	手数料	時刻									お取扱い できない場合	
¥550		1342	0242									
カ) シ"シ"ツウシンジャ 様 *4017837シ"ミントウシズ"オカシキ"タン 様 TEL054-254-2111												

06.520.38 ① (裏面もご覧ください)

000115

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	7	0	5	1	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 地方行政年間購読料 R5年4月～R6年3月分

地方行政 購読料	¥69,960
振込料	¥550
	¥70,510 .-

支払年月日 令和 5 年 4 月 14 日

支払先住所 東京都中央区銀座5丁目15-8

支払先名称 株式会社 時事通信社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 14日				
支払年月日	5年 4月 14日				
金 額	33,000 - 円				
内 容	日本教育新聞 購読料 として				
支 払 先	日本教育新聞社				
備 考	2023/04~2024/03 2,750円×12ヶ月				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000117

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座番号 加入者名 金額 振込先 おなまえ ご依頼人 料 金 備 考	[Redacted]									
	日本教育新聞社									
	千 百 十 万 千 百 十 円									
	3 3 0 0 0									
	銀行 支店									
おなまえ [Redacted]										
ご依頼人 自由民主党静岡市議会議員団										
(消費税込み)										
料 金 円 日 附 23.4.14 印 511521										
備考										

CVS収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

000118

請 求 書

2023 年 4 月 5 日

自由民主党静岡市議会議員団

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹

東京都港区白子 2-10-1

電話 03 (3280) 7008

《お支払い先》

・ [Redacted]

・ [Redacted]

・ 口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	33,000 円	読者コード	[Redacted]	請求書番号	0004596853
(内税) 【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。					
	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				33,000 円	2022/04-2023/03
今回入金額				33,000 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2023/04-2024/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	33,000 円	2023/04-2024/03

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	3	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | ⑦ 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容 日本教育新聞 購読料

支払年月日 令和 5 年 4 月 14 日

支払先住所 東京都港区白金台3-2-10

支払先名称 日本教育新聞社

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 14 日

会 派 名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000119

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000120

払込受領書

ゆうちょ銀行・郵便局でのお支払の場合は、左側の2枚だけをお出しください。	お客様番号
	ご依頼人
	自由民主党 静岡市議会議員団様
	受取人
	公益財団法人静岡市勤労者福祉サービス(税理代行CNS)
	金額
	¥3,600
	備考
	令和05年度1期
	受領印
	収入印紙 コンビニ支払用 23.4.14 印
	(ご依頼人控)

000121

請 求 書

令和 5年 4月 1日

自由民主党静岡市議会議員団

様

静岡市葵区日出町2番地の1

田中産商第一生命共同ビル7階

公益財団法人静岡市勤労者福祉サービスセンター

理事長 新村 敏

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 3,600 円

内 訳		金 額	
会 費	2 名	3,600	円
お1人様(4月～6月分) 1,800 円			

※同封の振込用紙でお振込ください。

納 入 期 限

令和 5年 4月25日

000122

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

勤労者福祉サービスセンター 会費
4・5・6月分として

支払年月日 令和5年4月14日
支払先住所 静岡市葵区日出町2番地の1
支払先名称 静岡市勤労者福祉サービスセンター

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

令和5年4月14日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000123

000124

領 収 証

静 No 401431

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 5 年 4 月 17 日

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
右金額正に領収致しました					¥	2	0	4	0
内消費税額									

ただし H2419-711

☒ 現 金 ☐ 小切手 /
☐ 相 殺 ☐ 手 形 /
☐ 振 込 B/K 店

収入印紙

株式会社

栗田商会 静

支店長 浅 田

TEL 054-252-1111

本 店 名 古屋市中区上前津二丁目11番1号

静岡市葵区駒形通6-7-1

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします

000125

000127

領 収 証

静 No 401422

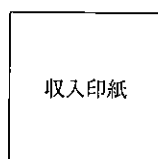
自由民主党静岡市議会議員団殿

令和 5 年 9 月 18 日

右金額正に領収致しました	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
						4	3	8	5
内消費税額									

ただし Gポックス

☒ 現 金 ☐ 小切手 /
☐ 相 殺 ☐ 手 形 /
☐ 振 込 B/K 店



静岡市葵区駒形通6-7-1
 株式会社 栗田商会 静岡
 代表 浅田
 TEL 054-252-1211
 本社 名古屋市中区上前津二丁目11番1号



本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写でないものは無効とします

000128

5440 III

傳真 No. 2304073180050

納入部署

自由民權黨綱領

吹簫吹笙

天 385

貴社伝票番号

下記内訳の通りご請求致します。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
Gサックス	1	個	350	350	
税抜合計				消費税	税込合計
				35	385

毎度ありがとうございます。お気付きの点がございましたらお知らせ願います。
破損品・不良品はお取かえいたします。

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	5年 4月 14日						
支払年月日	5年 4月 14日						
金 額	198,550 - 円						
内 容	JAMP年間利用料 として						
支 払 先	時事通信社						
備 考	10,000円×12ヶ月(会派料金) ¥120,000 5,000円×12ヶ月(追加ライセンス) ¥60,000 消費税 ¥18,000 振込手数料 ¥550 ¥198,550 <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000130



ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
05	04	14				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
	お引出し	¥198,000				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1344	0243			
お振込先明細書 カ) シ"シ"ツウシンシャ 様 4024239シ"ミントウシス"オカシキ"タ"ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

ご利用明細

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
05	04	14				
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店	お取引内容	お取引金額				
	お引出し	¥198,000				
お取扱枚数	*****					
	おつり	残 高				

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合			
	¥550	1344	0243			
お振込先明細書 カ) シ"シ"ツウシンシャ 様 4024239シ"ミントウシス"オカシキ"タ"ン 様 TEL054-254-2111						

06.520.38 ⑪ (裏面もご覧ください)

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5-1

№ 4-25

自由民主党静岡市議会議員団

御中

お客様番号

領収証

自由民主党静岡市議会議員団

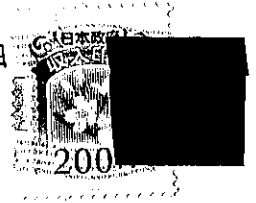
様

領収金額 198,000円
(消費税等 18,000円を含む)

期 間 令和 5年 4月 1日~令和 6年 3月 31日

領収日 令和5年4月14日

領収番号 4024239



▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	領収金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	自由民主党静岡市議会議員団	2	15,000	12	180,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		180,000 18,000

上記の通り領収いたしました。

000132



〒104-8113
東京都中央区銀座5丁目15番
株式会社 時事通信
代表取締役 吉田 克彦
電話 03-6600-1111 番代

〒420-8602

静岡県静岡市葵区追手町5-1

4-25

自由民主党静岡市議会議員団

御中

お客様番号 [REDACTED]

請求書

自由民主党静岡市議会議員団

様

請求金額 198,000円
(消費税等 18,000円を含む)

請求日 令和5年4月14日

請求番号 4024239

請求期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日
(支払期日 令和5年4月30日)

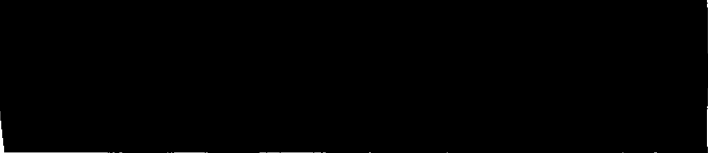
▼この件についてのお問い合わせ先
静岡総局 (TEL:054-252-1823)

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報モタ)	自由民主党静岡市議会議員団	2	15,000	12	180,000
		10%	【対象金額】 【消費税等】		180,000 18,000

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 [REDACTED]
事務担当者 [REDACTED]

000133

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジジツシツヤ」です。



〒100-8118
東京都千代田区銀座1丁目15番8号
株式会社 時事通信
代表取締役 吉田 克彦
電話 03(6646)1111 番代 [REDACTED]
(適格請求書発行数) 登録番号: T7010001018703

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	5	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

振込手数料

支払年月日 R5 年 4 月 14日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R5 年 4 月 14日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000134

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓	
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費					
実施年月日	5年 4月 14日					
支払年月日	5年 4月 14日					
金 額	5,404 - 円					
内 容	モニタースタンド代 として					
支 払 先	amazon.co.jp					
備 考						
					出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000135

注文番号 [REDACTED] の領収書

このページを印刷してご利用ください。

発行日：2023年4月17日

注文日：2023年4月13日

Amazon.co.jp 注文番号： [REDACTED]

ご請求額：¥5,404

自民党 静岡市議会 様

2023年4月14日に発送済み

注文商品

価格

1点 Satechi アルミニウム モニタースタンド (スペースグレイ) (iMac, MacBook, デスクトップ, ノートパソコンなど対応) ¥5,404

販売：Satechi_Japan (出品者のプロフィール)

コンディション：新品

お届け先住所：

福地 健

420-0803

静岡県 静岡市葵区千代田4-17-4

配送方法：

お急ぎ便

支払い情報

支払い方法：

Visa [REDACTED]

一括払い

商品の小計：¥5,404

配送料・手数料：¥0

注文合計：¥5,404

ご請求額：¥5,404

請求先住所：

福地 健

420-0803

静岡県 静岡市葵区千代田4-17-4

クレジットカードへの請求

Visa [REDACTED]：2023年4月14日：¥5,404

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

No.4月 - 27

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	① 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 13日 ~ 14日				
支払年月日	5年 4月 17日				
金 額	336,150 - 円				
内 容	管外旅費(秋田市) として				
支 払 先	鈴木直人 宮城展代 丹沢卓久 井上恒彌 高木 強 議員扱い 静鉄ジョイステップバス・日産レンタカー・NEXCO東日本・ENEOS				
備 考	旅費 ¥306,900 (@61,380×5) レンタカー ¥23,650 有料道路 ¥3,140 ガソリン代 ¥2,460 ¥336,150 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000137

旅費内訳書

No. 4月 - 27

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	61,380	鈴木直人			
	61,380				
2	61,380	宮城展代			
	61,380				
3	61,380	丹沢卓久			
	61,380				
4	61,380	井上恒彌			
	61,380				
5	61,380	高木 強			
	61,380				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
計	306,900	5名			
計	306,900				

000138

政務活動費

出張調査票

No. 4月 - 27

調査議員名	鈴木直人 丹沢卓久	宮城展代 井上恒彌	交通手段	公共交通機関
調査日	5年4月13日(木)	5年4月14日(金)	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	能代市・秋田市	秋田市		
調査事項	能代港洋上風力発電遠望・秋田港洋上風力建設基地遠望	秋田市焼却場		
命令				

000139

旅費計算書

議 員

概 算 額	61,380 円	精 算 額	61,380 円	追 給 ・ 返 納 額	0 円
年 月 日	5・4・13(木)	5・4・14(金)	・ ・	・ ・	計
発着及び関係経過地	静岡 - 品川 → 羽田空港	秋田空港 - 能代市 - 秋田市 - 秋田空港	羽田空港 → 品川 - 静岡		1泊 2日 (営 375.8 km)
鉄 路 程	[173.4+14.5] 187.9 Km	[14.5+173.4] 187.9 Km	Km	Km	375.8 Km
運 賃	(3,410+京急300) 3,710 円	(京急300+3410) 3,710 円		円	7,420 円
道 特 急 料 金	(通・繁・閑) 2,860 円	(通・繁・閑) 3,060 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	5,920 円
急 行 料 金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
賃 計	6,570 円	6,770 円	- 円	円	13,340 円
船 路 程	Km	Km	Km	Km	Km
運 賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
賃 計	円	円	円	円	円
航 空 賃	羽田空港→秋田空港 12,470 円	秋田空港→羽田空港 12,470 円	円	円	24,940 円
車 路 程			Km	Km	Km
賃 運 賃	円	円	円	円	- 円
日 当	3,300 円	3,300 円	円	円	6,600 円
宿 泊 費	16,500 円	円	円	円	16,500 円
(宿 泊 料 加 算)	円	円	円	円	円
計算者		点検者 検査済	合 計		61,380 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

※ 秋田空港～能代市・秋田市は、日程上レンタカーで移動します。(別途支出)

政務活動費

出張調査票

No. 4月 - 27

調査議員名	高木 強		交通手段	公共交通機関
調 査 日	5年4月13日(木)	5年4月14日(金)	年 月 日()	年 月 日()
調 査 都 市 名	能代市・秋田市	秋田市		
調 査 事 項	能代港洋上風力発電遠望・秋田港洋上風力建設基地遠望			
命令				

000140

旅費計算書

議 員

概 算 額	61,380 円	精 算 額	61,380 円	追 給 ・ 返 納 額	0 円
年 月 日	5・4・13(木)	5・4・14(金)	・ ・	・ ・	計
発着及び 関係経過地	清水 - 静岡 - 品川 → 羽田空港	秋田空港 - 能代市 - 秋田市 - 秋田空港 → 羽田空港	品川 - 静岡 - 清水		1泊 2日 (営 0 km)
鉄 路 程	[173.4+14.5] 187.9 Km	[14.5+173.4] 187.9 Km	Km	Km	375.8 Km
運 賃	(3,410+京急300) 3,710 円	(京急300+3410) 3,710 円	円	円	7,420 円
特 急 料 金	(通・繁・閑) 2,860 円	(通・繁・閑) 3,060 円	円	円	5,920 円
急 行 料 金	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	6,570 円	6,770 円	- 円	円	13,340 円
船 路 程	Km	Km	Km	Km	Km
運 賃	円	円	円	円	円
グリーン料金	円	円	円	円	円
計	円	円	円	円	円
航 空 賃	羽田空港→秋田空港 12,470 円	秋田空港→羽田空港 12,470 円	円	円	24,940 円
車 路 程			Km	Km	Km
運 賃	円	円	円	円	- 円
日 当	3,300 円	3,300 円	円	円	6,600 円
宿 泊 費	16,500 円	円	円	円	16,500 円
(宿 泊 料 加 算)	円	円	円	円	円
計算者		点検者 検査済	合 計		61,380 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

※ 秋田空港～能代市・秋田市は、日程上レンタカーで移動します(別途支出)

領 収 証

No 029185

自由民主党静岡市議会議員団様

左記の金額領収致しました。

¥ 124,700.-

2023年 4月 20日



200

但し 3/13 航空運賃: 羽田→秋田 12,470円 × 5名
4/14 航空運賃: 秋田→羽田 12,470円 × 5名

焼津市塩津284番地25
静岡市駿河区千代田南4番30号

静鉄ジョイステップバス株式会社

内 訳	税 抜 額	円
	消費税等	
	計	124,700.-

入 金 区 分	1.	現 金
	2.	小 切 手
	③	銀行振込



(本証の金額を訂正改ざんしたもの及び係員の印なきものは無効と致します。)

(24.00-2×50×100)

000141

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 琴丘森岳本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

23年 4月13日 13時20分
車種 普通

通行料金 ¥1,570-
(現金)

-入口料金所- 秋田北

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号207-00181258-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 秋田北

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

23年 4月13日 15時53分
車種 普通

通行料金 ¥1,570-
(現金)

-入口料金所- 琴丘森岳本線

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号204-00851526-00

但し、日産レンタカーの前受金として上記正に領収致しました。
日産レンタカーをご利用ありがとうございます。領収金額には消費税が
含まれています。NOC(ノンオープンシヨナチャーシ)等、一部非課税品
目があります。クーポン券ご利用の場合は、追加料金のご精算のみ領収証を
発行しております。なお、ボーナスクーポンは割引券扱いとなりますので領
収証は発行いたしません。

自民党市議団 様

領 収 証

¥23,650-

発行店舗 秋田空港
TEL 018-886-4123

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月14日 11:15

品名

上 様 M

商品名

車種番号

実車番

0000-00

レギュラー

P-03

14.91L

165円

¥2,460

合計

¥2,460

(消費税10%対象)

¥2,460

内消費税等

¥224

釣銭 1万:7540 5千:2540 3千:540

現在でお買上げの現金は領収書にかえてお戻しします。

秋田空港オイルサービス株式会社

秋田空港SS

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49

TEL:018-886-3615

SS-230190

TEL:018-6387-01 TEL:018-6915-6917

2023/4/14

000142

ご利用料金
内、消費税として
Webクレジット
現金
(ポイント等)

¥23,650
¥0
¥0
¥0

取扱者

印 紙

¥23,650
¥2,150



2023年 4月13日(木)

貸渡人

日産レンタカー

株式会社日産レンタリース秋田

〒010-0964 秋田県秋田市八橋繁沼町1-59



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 琴丘森岳本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

23年 4月13日 13時20分
車種 普通

通行料金 ¥1,570-
(現金)

-入口料金所- 秋田北

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号207-00181258-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 秋田北

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

23年 4月13日 15時53分
車種 普通

通行料金 ¥1,570-
(現金)

-入口料金所- 琴丘森岳本線

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

取扱番号204-00851526-00

写

発行店舗 秋田空港
TEL 018-886-4123

自民党市議団

様

領 収 証

¥23,650-

但し、日産レンタカーの前受金として上記正に領収致しました。

日産レンタカーをご利用ありがとうございます。領収金額には消費税が含まれております。NOC(ノンオペレーションチャージ)等、一部非課税品目があります。クーポン券ご利用の場合は、追加料金のご精算のみ領収証を発行しております。なお、ボーナスクーポンは割引券扱いとなりますので領収証は発行いたしません。

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月14日 11:15

売上

上 様 M

現金フリー

車両番号

0026-00

レギュラー

14.91L

実車番

P-03

*

165円

¥2,460

合計

¥2,460

(消費税10%対象)

¥2,460

内消費税等

¥224)

釣銭 1万:7540 5千:2540 3千:540

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

秋田空港オイルサービス株式会社

秋田空港SS

秋田県秋田市雄和椿川字山籠4-9

TEL:018-886-3615

SS-230190

シートNo 6387-01 データNo6915-6917

2023/04/14

ご利用料金
内、消費税として
Webクレジット
クレジット
現金
(ポイント等)

¥23,650
¥0
¥0

取扱者

印 紙

¥23,650
¥2,150



2023年 4月13日(木)

000143

貸 入 日産レンタカー

株式会社日産レンタリース秋田

〒010-0884 秋田県秋田市八橋蔵沼町1-69



支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	1	4	0

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 ① 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

高速有料道路代として

秋田北→琴丘森岳本線 ￥1,570

琴丘森岳本線→秋田北 ￥1,570

支払年月日 5 年 4 月 13日

支払先住所 東京都千代田区霞が関3-3-2

支払先名称 東日本高速道路株式会社

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 17 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000144

No. 4月－ 27

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	2	4	6	0

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 ① 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

ガソリン代として

支払年月日 5年 4 月 14 日
支払先住所 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49
支払先名称 秋田空港オイルサービス株式会社

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和5年 4 月 17 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000145

No. 4月- 27

報告書（国内用）

令和 5 年 4 月 17 日

自由民主党静岡市議会議員団
代表者 鈴木 和彦 様

議員名 井上つねや 高木 強
丹沢卓久 鈴木 通人
宮城 展代

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

1 日 時	令和5月 4月13～14日	
2 視 察 先	(1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等	秋田市 ①秋田洋上風力発電(株) ②総合環境センター
	(2) 対 応 者	① 中部電力(株) 再生可能環境部 洋上風力部 ② 総合環境センター 部長 高橋典元
3 目 的	① 洋上風力発電の事業展開、施設能力、地域貢献 ② 先進焼却場（西谷と同種）の情報等。	
4 内 容	(調査事項・調査結果を具体的に) 別紙	
5 成果・市政への反映等	別紙	

(注)

- 1 この別紙は、視察先ごとに作成すること。
- 2 連名により作成することも可能。
- 3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000146

再生可能エネルギーの秋田港・能代港沖の洋上風力発電について

事業の概要

このプロジェクトは、秋田港に 4.2 メガワット風車を 13 基、能代港に 20 基設置し、合計で約 140MWの着床式洋上風力発電所及び陸上送変電設備を建設・運転・保守するもので、完工後 20 年間にわたり発電電力の全量を東北電力ネットワーク株式会社に売電する。2023 年 1 月に全面的な商業運転を開始した。

中部電力も参画している。

発電容量 140MW（メガワット）よりの発電量は、一般家庭 13 万世帯の消費電力量に相当する。

事業の目的

普段私たちが何気なく使っている電気は、その大半が作られる過程で天然ガスや石炭等の化石燃料を燃焼させ二酸化窒素を発生しています。従い、そのエネルギー源を再生可能エネルギーに転換することにより、二酸化炭素の発生を抑制する努力が強く求められている。

現在世界が再生可能エネルギー導入拡大を積極的に進める中、我が国においても、「2050 年カーボンニュートラル」実現に向け、化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション(GX)」を加速させている。

「第 6 次エネルギー基本計画」では、2030 年度の再生可能エネルギー比率を現在よりほぼ倍増の 36～38%と設定しており、具体策の実行が求められている。

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札として大きな期待を受けている。

本市の状況

静岡市の再生可能エネルギーは、太陽光、廃棄物バイオマス、小水力発電と、日本平動物園に設置している風力発電（5 kW）のみである。

まだまだ全てが小規模であり早急に政策提案して、実現させることが求められる。

しかし、今回視察した洋上風力発電は、場所の選定に課題が多く、本市周辺には適地を見つけることは難しいと感じた。

むすぶ。ひらく。

中部電力株式会社

再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部

〒461-8680 名古屋市東区東新町1
TEL: 052-973-2249 FAX: 052-973-3173
携帯: [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

むすぶ。ひらく。

中部電力株式会社

再生可能エネルギーカンパニー
プロジェクト推進部 洋上風力グループ

〒461-8680 名古屋市東区東新町1
TEL: [REDACTED]
代表: 052-973-2249 FAX: 052-973-3173
E-mail: [REDACTED]

2021
健康経営銘柄

秋田県内視察報告

日時 4月14日(金)9時半～11時(2日目)
視察先 秋田市総合環境センター溶融施設
目的 西ヶ谷清掃工場建設時に見本とし、採用した秋田市総合環境センターの
処理施設「シャフト炉式ガス化溶融炉」の稼働状況の現状を探り、進行中
の沼上清掃工場の改修および、今後の環境共都市構築の参考とする
対応者 秋田市環境部総合環境センター 副理事兼所長 高橋典之氏
施設概要 平成14年竣工、202億1250万円
平成24年能力増強、49億6650万円(国補助3分の1)
処理能力 460トン/24h(230トン×2炉)
特徴 リサイクルを徹底し、最終処分量の最小化(重量の3パーセント)
※ごみを焼却したりするときに発生する排ガスに含まれる煤塵(ばいじん)



質疑および答申

- 1 供用年数について
 - (1) 竣工21年を経て、順調に稼働
 - (2) 建物躯体、炉・ボイラー等の主要躯体は健全
 - (3) 常時稼働している共通設備の更新時期が30年であり、建て替え時期は令和11年度から令和13年度を予定している
- 2 これまでの延命工事等について
 - (1) 平成21年度から23年度の3ヶ年で、老朽化した焼却施設を廃止するため、現溶融炉施設の能力増強工事(200t×2炉→230t/d×2炉)を49億6,650万円で実施
 - (2) 平成25年度から平成27年度の3ヶ年で、一回目の大規模改修工事を22億1,918万円で実施

3 老朽化の兆しについて

- (1) 高温域にある機器、薬品に触れる機器、アルカリ性の灰を処理する機器、排ガスに接触する機器、環境の悪い機器および設備は劣化、腐食、摩耗が進行
- (2) 近年では、令和4年6月の1号機停止中に行った定期点検の結果、経年劣化等によるボイラー設備の2次加熱器の減肉が確認されたことに加え、同年7月の1号炉稼働中に、ボイラー設備の脱落を確認

4 今後の計画に向けた検討・対応状況

令和11年度からの新炉の着工に向けて具体的な検討を進めていく

5 総論

- (1) 廃棄物が市場流通できる製品スラグ・メタルに再資源化できる利点がある。
- (2) 循環型産業システム、ゼロエミッションを目指しやすい。
- (3) 維持経費が、ほかの方式より割高

6 環境共生都市を目指す、静岡市の今後の取り組むべき提言

視察を通じ、今回のガス化溶融炉施設は、循環型社会構築に適応能力ある施設であり、当市の西ヶ谷清掃工場のガス化溶融炉施設、及び沼上のストーカ炉施設の併用は費用対効果において適切と考える。

また、当市で2004年にあった爆発事故、炉に穴があき、穴の周辺の炉内耐火物が9割以上もすり減っていることを発見できなかった教訓を再認識し、定期点検、修繕の安全対策のための維持費を恒常的に計上していくことは、必須であると考え

る。

現在、今年度改修終了予定の沼上清掃工場の稼働期間の延伸、西ヶ谷清掃工場の改修、また将来の建て替え時期に備え、平素からの近隣住民の理解、協力を得る不断の啓もう活動は大変重要であると考え

る。

一方、課題として維持経費はガス化溶融炉式は割高であることから、近年、近隣市町で、ストーカ炉式を採用した市町もあり、今後は行政の広域連携で、一体化して循環型社会に取り組むべきかとも考える。



秋田市環境部
総合環境センター

副理事兼所長

高橋 典之



ごみ減量キャラクター
エコアクション

〒019-2614

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

TEL 018-839-4816 FAX 018-839-2236

E-Mail: [REDACTED]

有限会社進藤産業



詳しくはHPへ
shindo-s.co.jp/

代表取締役

進藤 義弘

Yoshihiro Shindo

本社

〒014-0113 秋田県大仙市堀内字西穴沢137-2

TEL: 0187-69-2225 MAIL: [REDACTED]

FAX: 0187-69-3680 Phone: [REDACTED]



NIPPON STEEL
ENGINEERING

NIPPON STEEL

環境・エネルギーセクター
エンジニアリング本部 計画技術部

日鉄エンジニアリング株式会社

〒804-8505 北九州市戸畑区大字中原46-59

Mobile: [REDACTED] FAX: 093-588-7404

〒422-8033 静岡県静岡市駿河区登呂6丁目16-11 アネシス登呂208

Tel. 054-266-5190 FAX 054-266-5191

E-mail: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]



000151

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4 月 18日				
支払年月日	5年 4 月 18日				
金 額	32,000 - 円				
内 容	職員退職金共済 4月分 として				
支 払 先	中小企業退職金共済本部				
備 考 ☆ 支払方法は口座振替です。 ¥32,000 (¥16,000×2名) 05-04-18 BF *32,000 チフタイキヨウカケキ					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000152

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	3	2	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | ⑧ 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

職員退職金共済 4月分 として

支払年月日 R5 年 4月 18日

支払先住所 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

支払先名称 中小企業退職金共済本部

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R5 年 4月 18日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000153

No. 4月 - 29

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 20日				
支払年月日	5年 4月 20日				
金 額	13,650 - 円				
内 容	社会保険労務士報酬 4月分 として				
支 払 先	経営労務コンサルタント杉本事務所				
備 考	労務士報酬 12,257 源泉所得税 1,393 領収額 ¥13,650 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000154

請 求 書

令和 5 年 4 月 20 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

静岡市駿河区緑が丘町14-12

経営労務コンサルタント杉本 忠重

代表 杉本 忠重

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

T4810046763241

令和 5 年 4 月分

¥12,257.-

領収額(外税)	¥	12,409
消費税	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

但し 顧問報酬、労務管理報酬、手続報酬、賞与・給与計算報酬として
報酬規定に基づきご精算申し上げます

領 収 書

令和 5 年 4 月 20 日

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 5 年 4 月分

¥12,257.-

領収額(外税)	¥	12,409
消費税	¥	1,241
源泉徴収税	¥	1,393
差引受取額	¥	12,257

上記の金額正に領収致しました

静岡市駿河区緑が丘町14-12

経営労務コンサルタント

代表 杉本 忠重

T48100467632

TEL054-283-3100

FAX054-283-3192

印紙税法の
規定により
非課税

000155

No. 4 月 - 30

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 21日				
支払年月日	5 年 4 月 21日				
金 額	565,645 - 円				
内 容	職員給与 4 月分 として				
支 払 先	[REDACTED]				
備 考					

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000156

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和5年4月21日

¥ 284,598 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木和彦 様

令和5年4月21日

¥ 281,047 .-

但 職員給与 4月分 として
上記正に領収いたしました。

住所

氏名

000157

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 ⑧ 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 21日				
支払年月日	5年 4月 21日				
金 額	-3,394 - 円				
内 容	職員雇用保険料個人負担分戻入 4 月分 として				
支 払 先	自由民主党静岡市議会議員団				
備 考	05-04-21 AA 預金機 *3,394 雇用職員 ¥-1,708 雇用職員 ¥-1,686 ¥-3,394 .-				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000158

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 21日				
支払年月日	5年 4月 21日				
金 額	3,700 - 円				
内 容	読売新聞 4月分 として				
支 払 先	読売エコー				
備 考					

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000159

領 収 証

自由民主党静岡市議会議員団 様

静岡市葵区追手町 5-1 本館2階
内線

品 名 (*は軽減税率対象)	数	単 価	備 考
*読売新聞朝刊	1	3,700	

2023年 4月分

(111) 15.00集金

お問合せNo. [REDACTED]

(8% 3,700円)

(10% 0円)

合 計 金 額

3,700円

新聞ご購入、誠に
有難うございます。
上記の金額
正に領収致しました。

5月の休刊日は15日(月)です
マスクなど感染予防を心がけましょう。
古紙回収がございましたら、お電話いた
だけると幸いです。

株式会社 よみうり印刷
読売センター静岡県庁前
〒420-0042 静岡市葵区形通3-3
TEL:054-252-0441
FAX:054-252-0448

令和5年4月21日

000161

領 収 証

静 No 401439

自由民主党静岡市議会議員団 殿

令和 5 年 4 月 21 日

右金額正に領収致しました

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	8	4	7

内消費税額

ただし 7211

☒ 現 金 ☐ 小切手 /
☐ 相 殺 ☐ 手 形 /
☐ 振 込 B/K 店

収入印紙

静岡市葵区駒形通6-7-1
 株式会社 栗田商会 静岡 支店長 浅 田
 TEL 054-252-
 本社 名古屋市中区上前津二丁目11番1号

取扱者印

本領収証に社印取扱者印無きもの金額訂正のもの及び複写書でないものは無効とします

000162

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 24 日				
支払年月日	5 年 4 月 24 日				
金 額	3,700 - 円				
内 容	朝日新聞 4月分 として				
支 払 先	静岡中央新聞販売				
備 考					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000164

領 収 証

支店 区域 順路 No.

※は軽減税率対象です

自由民主党静岡市議会議員団 様

銘	柄	部数	金額(円)	備 考	領収金額 (含消費税)
※朝日新聞朝刊		1	3,700		3,700 円
					2023 年 04 月分
					領収致しました。
					5 年 4 月 24 日
10%対象	0	(内消費税	0)		
8%対象	3,700	(内消費税	274)		

静岡中央新聞販売(株)

静岡市葵区竜南3丁目17-2

フリーダイヤル 0120-57-7700

TEL

054-295-7700

係

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

000165

000166



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F

5-1

領 収 証

(21-11) 【お客様照会番号】

23年 4月分

自由民主党静岡市議会議員団様

★2023年4月より
静岡新聞の
夕刊は廃止されました★

購読紙	数	金額
毎日新聞 朝刊	1	3,700
日本経済 朝刊	1	4,400
産経新聞 朝刊	1	3,400
合 計	***	***

[内税]

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました

取次店 八千代町

23年 4月 24日

文字訂正印, 領収印
株式会社 五崎新聞店
本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
☎ 0120-40-2083



静岡市葵区
追手町
市役所本館
2F

5-1

領 収 証

(21-11) 【お客様照会番号】

23年 4月分

自由民主党静岡市議会議員団様

★2023年4月より
静岡新聞の
夕刊は廃止されました★

購読紙	数	金額
静岡新聞	1	3,300
合 計		¥14,800

[内税]

軽減税率(消費税8%)対象 *商品は対象外(10%)

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました

取次店 八千代町

23年 4月 24日

文字訂正印, 領収印
株式会社 五崎新聞店
本店/静岡市葵区七間町8番地の20
☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)
☎ 0120-40-2083

000167

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 24日				
支払年月日	5年 4月 24日				
金 額	7,000 - 円				
内 容	「明日への選択」年間購読料 として				
支 払 先	日本政策研究センター				
備 考					
		出納簿 確認欄	✓		

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000168

切り取り線

領 収 書

No. [REDACTED]

自由民主党静岡市議会議員団 寺澤潤 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和5年4月号～6年3月号)として

令和5年4月24日 上記正に領収致しました

日本政策研究



一

000169

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 23日				
支払年月日	5年 4月 24日				
金 額	5,980 - 円				
内 容	筆まめ ダウンロード版 代 として				
支 払 先	ソースネクスト				
備 考 備品No.568 ノートパソコンにインストール ※ 市政報告 送付用					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000170

領収書

発行日：2023年5月17日15時55分

宛名：自由民主党静岡市議会議員団 様
金額：5,980円(税込)

但し書き：筆まめVer.33 ダウンロード版代として

お支払い方法：クレジットカードご利用

領収日：2023年4月23日

注文番号：[REDACTED]

上記、正に領収いたしました。

ソースネクスト株式会社

東京都港区東新橋1-5-2

汐留シティセンター33階

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。

000171

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 25日				
支払年月日	5年 4月 25日				
金 額	24,740 - 円				
内 容	NHK放送受信料(R5.4 ~ R6.3)として				
支 払 先	日本放送協会				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000172

放送受信料
払込受領証
(金融機関・コンビニ用)

お客様氏名
自由民主党静岡市議会
議員団 様

金額
24740 円

お支払期間
令和 5 年 4 月
～
令和 6 年 3 月

受取人
本証は放送受信料の領収証にかわるもの
ですから、大切に保管してください。
日本放送協会

お問い合わせ先・電話番号
静岡放送局
054-654-5200

領収日附印
(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)

23.4.25

金融機関・CVS→お客様

ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いの場合は、左側2枚だけをお出しください。

令和 5 年 4 月 20 日

東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

NHK 日本放送協会

会 長 稲 葉 延

自由民主党静岡市議会議員団 様

NHK 放送受信料請求書

お客様番号	ご請求金額 (消費税および 地方消費税を含みます)	ご請求期間	請求書No. 0000636
	24,740 円	令和 5 年 4 月 5. 4 ~ 6. 3	左記のとおりご請求申し上げます 添付の払込用紙でお支払いください。
	請求分内訳		ご請求期間の内容とは 異なる場合があります。
			衛星契約 1

ご契約件数	金額 (円)	期 間	備 考
衛星 1	24,740	5. 4 ~ 6. 3	12か月

お問い合わせ先
静岡放送局
電話 054-654-5200

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	4	7	4	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

NHK受信料 令和5年4月～令和6年3月 として

支払年月日 R 5 年 4月 25日

支払先住所 東京都渋谷区神南二丁目2番1号

支払先名称 日本放送協会

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4月 25日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000174

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 25日				
支払年月日	5年 4月 25日				
金 額	7,000 - 円				
内 容	「明日への選択」年間購読料 として				
支 払 先	日本政策研究センター				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000175

切り取り線

領 収 書

No. [Redacted]

自民党静岡市議団 様

(金額)

¥7,000*****

『明日への選択』年間購読料(令和5年4月号～6年3月号)として

令和5年4月25日 上記正に領収致しました

日本政策研究



一

000176

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 25日				
支払年月日	5年 4月 25日				
金 額	4,721 - 円				
内 容	日刊工業新聞 4月分 として				
支 払 先	海野新聞店				
備 考	出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000177

領収証(自動振替通知)

自民党市議団 様

2023年 4月分

(32) 314.00自振

お問合せNo. [REDACTED]

(8% 4,721円)

(10% 0円)

品 名 (*は軽減税率対象)	部数	金 額	備 考
*日刊工業新聞	1	4,721	

合計金額
4,721 円毎度ご購読誠にあり
がとうございます。
金額には消費税が
含まれています。古紙を回収ご希望の方は、配達員又は
右記販売店まで連絡ください。

有限会社海野新聞店

静岡市葵区上土一丁目 8-5
Tel 261-1377 Fax 261-1378

000178

領収書

発行日：2023年5月17日15時54分

宛名：自由民主党静岡市議会議員団 様

金額：8,612円(税込)

但し書き： パーソナル編集長 Ver.15 ダウンロード版 優待販売 代として

お支払い方法： クレジットカードご利用

領収日： 2023年4月25日

注文番号： [REDACTED]

上記、正に領収いたしました。

ソースネクスト株式会社

東京都港区東新橋1-5-2

汐留シティセンター33階

本紙は電子的に保持されている領収データを画面表示したものです。

000180

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	① 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 25日				
支払年月日	5年 4月 26日				
金 額	20,160 - 円				
内 容	管外旅費(磐田市) として				
支 払 先	山根田鶴子 宮城展代 尾崎行雄 山本昌輝 寺澤 潤 議員扱い 中日本高速道路				
備 考	※ 高速有料道路代 ¥3,660				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000181

旅費内訳書

No. 4月 - 42

No.	精算額 旅費額(概算額)	請 求 者	請求印	受領印	精算印
1	3,300	山根田鶴子			
	3,300				
2	3,300	宮城 展代			
	3,300				
3	3,300	尾崎 行雄			
	3,300				
4	3,300	寺澤 潤			
	3,300				
5	3,300	山本 昌輝			
	3,300				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
計	16,500	5名			
計	16,500				

000182

政務活動費

出張調査票

No. 4月 - 42

調査議員名	山根田鶴子 宮城展代 尾崎行雄 寺澤潤 山本昌輝	交通手段	自家用車
-------	-----------------------------	------	------

調査日	5年4月25日(火)	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
調査都市名	磐田市			
調査事項	ながふじ学府小中 一体校			
命令				

旅費計算書

概 算 額					議 員
3,300 円					精 算 額
3,300 円					追 給 ・ 返 納 額
0 円					計
5・4・25(火)					泊 1日
静 岡 市 - 磐 田 市 - 静 岡 市					(営 Km)
鉄 道	路 程	Km	Km	Km	Km
	運 賃	円	円	円	円
	特 急 料 金	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円	(通・繁・閑) 円
	急 行 料 金	円	円	円	円
	グリーン料金	円	円	円	円
賃 船	計	- 円	- 円	円	円
	路 程	Km	Km	Km	Km
	運 賃	円	円	円	円
賃 車	グリーン料金	円	円	円	円
	計	円	円	円	円
	公用車有・無	静岡市→ながふじ学府 一体校→静岡市 (71.5×2) 143 Km	Km	Km	Km
賃 定	額	円	円	円	円
	日 当	3,300 円	円	円	円
	宿 泊 費	円	円	円	円
(宿 泊 料 加 算)		円	円	円	円
計算者 					点検者 
合 計					3,300 円

*1 宿泊費及び懇談会費相当額の負担金等がある場合は、計算方法が異なります。

*2 航空賃は、現に支払った額となります。

000183

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 磐田

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月25日 13時43分

車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

一入口料金所一 静岡

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-00621208-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月25日 16時52分

車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

一入口料金所一 磐田

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号211-00011614-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 磐田

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月25日 13時43分

車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

一入口料金所一 静岡

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号203-00621208-00



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

23年 4月25日 16時52分

車種 普通

通行料金 ¥1,830-
(現金)

一入口料金所一 磐田

通行料金は、消費税率10%対象です。

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号211-00011614-00

000184

支 払 証 明 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	3	6	6	0

内 訳

- | | |
|-------------|-----------|
| 科 目 ① 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| 5 会 議 費 | |

内 容

高速有料道路代として

静岡→磐田 ￥1,830

磐田→静岡 ￥1,830

支払年月日 5 年 4 月 26日

支払先住所 名古屋市中区錦2-18-19

支払先名称 中日本高速道路株式会社

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

令和 5 年 4 月 26 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000185

No. 4月- 82

報告書(国内用)

令和 5 年 4 月 26 日

自由民主党静岡市議会議員団
代表者 鈴木 和彦 様

議員名

山根田鶴子 宮城展代 尾崎行雄
寺澤 潤 山本昌輝

下記のとおり、政務活動費による視察を実施したので、ご報告します。

1 日 時	令和5年 4月25日	
2 視 察 先	(1) 都 市 名 視 察 先 施 設 等	磐田市 ながふし学園一体校 ながふし図書館
	(2) 対 応 者	教育委員会 学園一体校推進室長・主任 内藤弘隆・加藤正樹 ながふし図書館々長 議会事務局 職員 正木 剛
3 目 的	ながふし学園小中一体校 及び 学校図書館について。	
4 内 容	(調査事項・調査結果を具体的に) ながふし学園小中一体校のながふしはかつて歌詩のまちとして知られ、 此から令和5. 4月には、ながふし30年を記念して、地域等々一体として 一体校とした。図書館の管理運営は中央図書館から指導され、 学校図書機能を並列し、一般の方も入館可。入口には雅読・ スポンサー等、マンガコーナーもあり、地域に開かれた図書館と学校図書の コラボという特徴がある。ICチップの利用で10冊は即座に返却できる。 ながふしは、一体校(9年制)で英語カリキュラムを推進している。力を入れている。 学校の教室と図書館は独立している。 図書室へ行くという昔からの設計だったが、教室をどうするかに悩まれている計画 だと思われている。図書館(学校)と中央図書館の一体、設置は希望に添えられている。	
5 成果・市政への反映等	中級英語教育を小から一貫して導入する計画は急務である。 市内英語教育カリキュラム作成は静岡市も 導入予定だと思われている。	

- (注) 1 この別紙は、視察先ごとに作成すること。
2 連名により作成することも可能。
3 この様式により難しい場合は、別の様式によることができる。

000186

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 26日				
支払年月日	5年 4月 26日				
金 額	25,850 - 円				
内 容	事務所賃料 5 月分 として				
支 払 先	アイワ不動産				
備 考	★高木 強 議員 事務所賃料 5 月分 として 事務所賃料 : 57,200-5,500(駐車場) =51,700/2 所在地: 静岡市 清水区庵原町156-1 グリーンハイツ清水B101号 ※契約書の写し等の書類No.4月- 添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000187

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	5	8	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 26日

支払先住所 静岡市葵区常磐町1丁目8番地の6

支払先名称 アイワ不動産

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 26日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000188

No.4月一 ~~55~~

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 26 日				
支払年月日	5 年 4 月 26 日				
金 額	20,250 - 円				
内 容	事務所賃料 5 月分 として				
支 払 先	ニニニ静岡				
備 考	★島 直也 議員 $¥81,000 \times 1/2$ (転貸借折半) $\times 1/2$ (按分) = ¥20,250 ※事務所を転貸借しているため、賃料を折半し、更に1/2に按分しています。 所在地: 静岡市駿河区用宗5丁目1-1-2 ※契約書の写し等書類 No.4月-5添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000189

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	2	0	2	5	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5 月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5 年 4月 26日

支払先住所 静岡市駿河区稲川2-1-32コハラサウスビル1F

支払先名称 ミニミニ静岡

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4月 26日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000190

No. 4月 - 85

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 27日				
支払年月日	5年 4月 27日				
金 額	17,600 - 円				
内 容	名刺代 として				
支 払 先	篠原印刷所				
備 考	@2,000×2ケース×4名分 ¥16,000 消費税 ¥1,600 (鈴木和彦 遠藤裕孝 平井正樹 堀 努)				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000191

領 収 書

C 064045

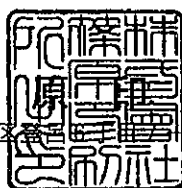
得 意 先
自由民主党静岡市議会議員団様

発行日
年 月 日 15 4 27

担当者

摘要	¥ 17,600 -	小切手 手形No.	
名刺分		決 済 日	年 月 日

上記の通り領収致しました。

Planning
&P presentation株式会社 篠
本社 静岡市駿河区

刷 所

5 ☎054(286)5141(代)

収 入
印 紙

000192

請 求 書

2023 年 4 月 26日 No. 208120

自由民主党静岡市議会議員団様

Planning
&P presentation

株式会社

篠

〒422-8333
静岡市駿河区
☎(054) 286-5141
FAX (054) 286-5142

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
名刺 (4名様分)	8	ケース	2,000	16,000

取 引 銀 行

担当者

毎度ありがとうございます。

小 計	16,000
消費税	1,600
合 計	17,600

自由民主党静岡市議会議員団

会長 鈴木 和彦

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
 〒420-1602 電話(〇五四)二五四―二二一一
 自宅 静岡市葵区二番町九―一八
 〒420-0072 電話(〇五四)二五二―九二八九

自由民主党静岡市議会議員団

副会長 遠藤 裕孝

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
 〒420-1602 電話(〇五四)二五四―二二一一
 自宅 静岡市清水区小島本町一二六―一
 〒424-0306 電話(〇五四)三九三―二二二二
 携帯電話 [REDACTED]

自由民主党静岡市議会議員団

総務会長 平井 正樹

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
 〒420-1602 電話(〇五四)二五四―二二一一
 自宅 静岡市駿河区池田四四八―三
 〒423-1005 電話(〇五四)二六四―五六七七
 携帯電話 [REDACTED]

自由民主党静岡市議会議員団

政調会長 堀 努

議員控室 静岡市葵区追手町五番一号(静岡市役所)
 〒420-1602 電話(〇五四)二五四―二二一一
 事務所 [REDACTED]
 携帯電話 [REDACTED]
 E-Mail [REDACTED]

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓		
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費						
実施年月日	5年 4 月 27 日						
支払年月日	5年 4 月 27 日						
金 額	6,248 - 円						
内 容	CATV基本利用料 4月分 として						
支 払 先	トコちゃんねる静岡						
備 考	◇ 支払方法は口座振替です <table border="1"> <tr> <td>出納簿 確認欄</td> <td>✓</td> </tr> </table>					出納簿 確認欄	✓
出納簿 確認欄	✓						

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000194

No. 1598

2023 年 5 月 12 日

領 収 書

自由民主党静岡市議会議員団 御中

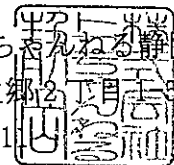
¥ 6,248. -

2023 年 4 月 27 日 引落

2023 年 4 月分 CATV 基本利用料

上記の金額領収いたしました。

株式会社 トコちやんねる静岡
静岡市清水区中之郷2丁目5
TEL : 054-347-9811



000195

No. 4月 - 47

支 出 伝 票

		代表者	✓	経理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 27日				
支払年月日	5年 4月 27日				
金 額	1,337 - 円				
内 容	消耗品代(フラッシュメモリ)				
支 払 先	ヤマダ電機				
備 考	フラッシュメモリ ¥1,280 値引き ¥-64 消費税 ¥121 ¥1,337 出納簿 確認欄 ✓				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000196

NO.4月-87



000197

発行日:2023年04月27日

領収書
静岡市自民党市議会 様

管理No. 0334-405-0016017
伝票No. 0334-405-332146

支払内訳
現金

¥4,054

10%対象

¥4,054(内消費税

¥368)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:12070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



B0334405332146B

7154634013 RIHD18U3132YE SSS
ラッシュメイ 1:持帰 外10
¥1,280
-¥64
ZZZ
会員値引対象(5%)
9006108017 カイン社 持帰
デ-タシュカイ 1:持帰 外10
¥0

テックランド静岡国吉田店

発行日:2023年04月27日

領収書
静岡市自民党市議会 様

管理No. 0334-405-0016017
伝票No. 0334-405-332146

支払内訳
現金

¥4,054

10%対象

¥4,054(内消費税

¥368)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1
登録番号:12070001036729

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



B0334405332146B

7154634013 RIHD18U3132YE SSS
ラッシュメイ 1:持帰 外10
¥1,280
-¥64
ZZZ
会員値引対象(5%)
9006108017 カイン社 持帰
デ-タシュカイ 1:持帰 外10
¥0

テックランド静岡国吉田店

No. 4月- 47

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	1	3	3	7

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

消耗品代(フラッシュメモリ)

支払年月日 R5 年 4月 27日

支払先住所 高崎市栄町1-1

支払先名称 ヤマダデンキ

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R5 年 4月 27日

自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000198

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 28日				
支払年月日	5年 4月 28日				
金 額	48,600 - 円				
内 容	事務所賃料 5月分 として				
支 払 先	サンコーランディックス				
備 考 ★池谷大輔 議員 事務所賃料 ￥97,200×1/2= ￥48,600 所在地： 静岡市駿河区手越原 2 5 1 番地の12 ※契約書の写し等書類 No.4-4添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000199

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 28日
支払先住所 静岡市駿河区国吉田4-12-10
支払先名称 サンコーランディックス

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 28日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000200

No.4月 - 49

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5 年 4 月 28日				
支払年月日	5 年 4 月 28日				
金 額	10,000 - 円				
内 容	事務所賃料 5月分 として				
支 払 先					
備 考 ★堀 努 議員 事務所賃料 ￥20,000×1/2 = ￥10,000 所在地： 静岡市清水区駒越東町10番23号 ※契約書の写し等 No.4月 - 49 添付					
					出納簿 確認欄 ✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000201

No.4月 - 89

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5 年 4 月 28日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5 年 4 月 28日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000202

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 ⑦ 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 9 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 28日				
支払年月日	5年 4月 28日				
金 額	4,400 - 円				
内 容	中日新聞 4月分 として				
支 払 先	森下新聞店				
備 考					
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000203



領収証

追手町 5-1

2023年 4月分

お問合せNo.

(20) 29.00自振

(8% 4,400円)

(10% 0円)

自由民主党静岡市議会議員団 御中

銘柄名(*は軽減税率対象)	部数	金額	備考	合計金額
*中日朝夕刊セット	1	4,400		4,400円

上記の金額に消費税が加算されています。

中日プラスの月額330円プレミアム
会員を募集中です。
詳しくは販売店まで
お問い合わせください。

令和5年 4月 28日

朝新聞 静岡専

静岡市中央区本町7丁目
253-8653

000204

支 出 伝 票

		代表者	✓	経 理 責任者	✓
科 目	1 調査研究費 6 資料作成費 2 研 修 費 7 資料購入費 3 広報広聴費 8 人件費 4 要請・陳情活動費 ⑨ 事務所・事務費 5 会 議 費				
実施年月日	5年 4月 28 日				
支払年月日	5年 4月 28 日				
金 額	15,000 - 円				
内 容	事務所賃料 5月分 として				
支 払 先	東海ハウジング				
備 考	★宮城島史人 議員 事務所賃料 ￥30,000×1/2 = ￥15,000 所在地： 静岡市清水区三保108-1 ※契約書の写し等書類 No.4月-7 添付				
				出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

000205

支 払 証 明 書

金 額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	5	0	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | ⑨ 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

事務所賃料 5月分 として
(月額賃料の1/2)

支払年月日 5年 4月 28 日
支払先住所 静岡市清水区三保108-7
支払先名称 東海ハウジング

上記金額を政務活動費として支払ったことを証明する。

R 5年 4月 28 日

会派名 自由民主党静岡市議会議員団

代表者名 鈴木 和彦

000206